

令和4年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和4年度  
障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式  
調査研究事業

報 告 書

令和5（2023）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所



## 目 次

序章 事業実施概要 .....	1
1. 事業の実施目的、事業概要 .....	3
(1) 事業の実施目的 .....	3
(2) 事業概要 .....	3
2. 検討の実施体制 .....	6
第Ⅰ部 「令和3年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく 対応状況等に関する調査」 結果の集計、分析 .....	
1. 調査の概要 .....	9
(1) 調査目的 .....	9
(2) 調査方法 .....	9
2. 結果要旨 .....	11
3. 調査結果（単純集計） .....	13
(1) 養護者による障害者虐待についての対応状況等 .....	13
(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等 .....	25
(2) - 1 市区町村における対応状況等 .....	25
(2) - 2 都道府県における対応状況等 .....	31
(2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について .....	33
(3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等 .....	39
(4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等 .....	39
(5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について .....	41
4. 調査結果（詳細分析） .....	47
(1) 相談・通報件数に関する分析 .....	47
(2) 養護者による障害者虐待事例の詳細分析 .....	53
(3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析 .....	65
(4) 障害者福祉施設従事者等虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析 .....	81
(5) 養護者による障害者虐待に関する「現に養護する者」について .....	83
5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査 .....	84
6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査 【複数回虐待を繰り返す法人・事業所への 指導に関する事例について】 .....	85
(1) ヒアリング調査概要 .....	85
(2) 調査結果のまとめ .....	87
第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査 （ヒアリング調査結果） .....	
1. 一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きる場合の自治体相互の連携に ついて .....	95
(1) ヒアリング調査概要 .....	95
(2) ヒアリング調査結果及び考察 .....	97

2. 性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理.....	103
(1) ヒアリング調査概要 .....	103
(2) 性的虐待事例 .....	105
(3) 自治体ヒアリング調査結果の概要 .....	106
(4) 性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理 .....	110
 参考資料 1 障害者虐待の都道府県別経年比較 .....	115
参考資料 2 障害者虐待の経年比較.....	132
参考資料 3 平成 29 年度～令和 3 年度の 5 ヶ年の調査結果を用いた集計 .....	149

## 序章 事業実施概要



## 1. 事業の実施目的、事業概要

### (1) 事業の実施目的

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」または「障害者虐待防止法」という。)が施行された。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成 12 年 11 月施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)(平成 13 年 10 月施行)」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(平成 18 年 4 月施行)」に次いで成立した同法は、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を背景としつつ、先行する上記虐待の他法と比べ、下記の点をはじめとして、虐待の防止についてより明確な姿勢を打ち出しているとも言えるものである。

- ①障害者に対する虐待行為の禁止を広く規定(法第 3 条)
- ②使用者による障害者虐待(「以下「使用者虐待」という。)の防止に関する規定(法第 2 条第 8 項、第 21 条、第 28 条)
- ③就学する障害者等に対する虐待の防止に関する規定(法第 29 条、第 30 条、第 31 条)
- ④正当な理由のない身体拘束を身体的虐待とともに禁止(法第 2 条第 6 項第 1 号イ、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号)
- ⑤市町村虐待防止センター、都道府県権利擁護センターの設置義務(法第 32-39 条)

本事業では、厚生労働省が実施している「令和 3 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」(以下「障害者虐待対応状況調査」という。)等をもとにした分析等により、障害者虐待の未然防止や再発防止等に向けて、今後有効と思われる取組の視点や留意点等の提案を行うことを目的として実施した。

### (2) 事業概要

#### 1) 障害者虐待に関する調査の集計

令和 3 年度「障害者虐待対応状況調査」の集計、都道府県への照会作業を行い、最終結果を取りまとめた。なお、本報告書で掲載している「3. 調査結果(単純集計)」は、令和 5 年 3 月 24 日に厚生労働省より公表された「令和 3 年度『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」の【参考資料 5】と同一の内容である。

また、令和 3 年度「障害者虐待対応状況調査」の実施前に、養護者による障害者虐待(「以下「養護者虐待」という。)において「現に養護する者」の定義に当てはまらない方を把握するための設問や、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待(「以下「施設従事者等虐待」という。)において、「虐待の事実が認められなかつた事例」や「虐待の事実の判断に至らなかつた事例」を対象に、利用者や施設・事業所に行った支援の状況を問う設問等の追加を行った。

## 2) 調査結果を踏まえた分析・障害者虐待防止対応上の留意点のとりまとめ

### ①虐待の要因や自治体の対応に関する分析

1) で取りまとめた令和3年度「障害者虐待対応状況調査」をもとに、法施行から毎年度実施している養護者虐待、施設従事者等虐待の事例をもとにした詳細分析や同調査の10年分の結果の経年比較等を行った。

### ②複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関する事例について

障害者虐待における死亡事例や複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導が必要となる重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導等を行った自治体から取組内容や課題等を聞き取り、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得る目的で、ヒアリング調査を実施した（調査対象：令和2年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者等虐待における重篤事例を計上した1自治体・1事例）。

ヒアリング調査結果を後述する検討委員会で議論し、本事例において、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するポイントを提示した。

#### 【複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するポイント、虐待防止に資する留意点】

- ①虐待発生の要因分析～改善状況のモニタリング～再発防止の支援という一連の対応の流れにおける、外部専門職の活用
- ②地域における支援体制の構築の重要性

### ③一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きる場合の自治体相互の連携について

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに向けた報告書では同一事業所の利用者が複数の支給決定自治体にまたがる場合の、支給決定自治体相互、あるいは、都道府県等が早期に把握すべき虐待事案の対象範囲や情報連携の在り方について、実効ある方策を検討すべきと提言されている<sup>1)</sup>。

そこで、令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待の中から、『一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きた事案』を対象に、障害者虐待防止に資する留意点や虐待防止のあり方、方向性等についての検討、論点出しを行うことを目的にヒアリング調査を実施した（調査対象：令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待事例の中から、同一の施設・事業所において、複数の支給決定市町村から「虐待の事実が認められた」と報告された1事例）。

ヒアリング調査結果について検討委員会で議論し、一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関するポイントや留意点を提示した。

<sup>1)</sup> 「虐待事案について、現行の事務処理では、原則として被虐待者の支給決定自治体が事実確認や虐待判断等実務を担うこととしているが、同一事業所の利用者が複数の支給決定自治体にまたがる場合、支給決定自治体相互、あるいは、都道府県が早期に一定の把握をすべき事案もあると考えられる。支給決定自治体相互や都道府県が早期に把握すべき虐待事案の対象範囲や情報連携の在り方について、実効ある方策を検討すべきである。」『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～』（令和4年6月13日）p.82

### 【一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関するポイント、留意点】

- ①指定権者である都道府県等が情報を集約し、被害の拡大や再発を繰り返さないための情報収集・適切な対応のための仕組みづくり
- ②専門職の協力を得て事実確認調査や要因分析を行い、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することの重要性

#### ④性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理

令和2年度「障害者虐待防止法対応状況調査報告」によると、養護者による障害者虐待判断事例件数1,768件のうち、性的虐待は51件であり、事例件数の2.9%を占めていた。また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待判断事例件数632件のうち、性的虐待は102件であり、事例件数の16.1%を占めていた。障害者に対する性的虐待では障害者福祉施設従事者等が虐待者となっているケースが多い事実を踏まえると、障害者福祉施設の設置者・管理者が適切に虐待防止のための措置を行うことに加え、自治体が適切に事実確認を行い、改善指導や権限行使等を通して運営の適正化を図ることが重要であるが、性的虐待については、密室で行われやすいことや証言の確保の難しさなど、他の虐待類型と比較して留意すべき様々な課題があると考えられる。

そのため、今年度は性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の抽出を目的として、自治体に対するヒアリング調査を行った（調査対象：令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待事例の中から、性的虐待事案として報告された11事例を抽出し、事実確認調査や指導監査を担当した9自治体）。

ヒアリング調査結果を検討委員会で議論し、性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理を行った

#### 【性的虐待事案における自治体の対応に係る課題】

- ①発見の難しさに関する課題
- ②事実確認調査の難しさに関する課題
- ③法人・事業所に対する再発防止の指導における課題
- ④警察との連携等に関する課題

#### 3) 次年度以降実施する調査内容の提案

次年度に実施する令和4年度「障害者虐待対応状況調査」の調査項目の改良について、検討を行った。

#### 4) 調査研究報告書（最終報告書）の作成

1)、2)、3)で行った調査の集計・分析やヒアリング調査結果、検討委員会における検討を通じて、障害者虐待の未然防止に向けて有効と考えられる取組の視点や課題・留意点等を記載した調査研究報告書（最終報告書）を作成した。

## 2. 検討の実施体制

本事業では、「令和4年度 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会を設置し、令和3年度「障害者虐待対応状況調査」結果の集計、分析結果に対する検討を行うとともに、「一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きる場合の自治体相互の連携について」や「一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きる場合の自治体相互の連携について」等のヒアリング調査結果をもとにした虐待防止対応力の向上に関する検討を行った。

委員及び開催日程、議題は以下のとおりである。

### 令和4年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会 委員

※五十音順、敬称略

氏名	所属
大村 美保	筑波大学 人間系 障害科学域 助教
◎小山 聰子	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授
曾根 直樹	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科（専門職大学院）准教授
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
野村 政子	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 准教授

(◎委員長)

### 令和4年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」に係る検討委員会 開催日、議題

開催日	議題
第1回検討委員会 令和4年8月25日	(1) 昨年度調査結果の報告と本年度調査研究の概要説明 (2) 令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の調査票改良の検討、附属調査の検討 (3) 重篤事例に関するヒアリング調査対象や調査項目の検討 (4) 障害者虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査（案）の検討
第2回検討委員会 令和5年1月23日	(1) 「重篤事例」に関するヒアリング調査に関する経過報告、検討 ①複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するヒアリング調査結果報告 ②性的虐待事案に関するヒアリング調査の検討 (2) 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査に関する検討 (3) 次年度国調査の調査項目検討
第3回検討委員会 令和5年2月16日	(1) 「令和3年度 障害者虐待対応状況調査」集計結果速報版 (2) ヒアリング調査結果報告とまとめ方のご相談 (3) 令和4年度「障害者虐待対応状況調査」の調査票改良の検討
第4回検討委員会 令和5年3月7日	(1) 「令和3年度 障害者虐待対応状況調査」公表資料（案） (2) ヒアリング調査結果のまとめ方のご相談 (3) 性的虐待事案に関するヒアリング調査結果報告とまとめ方のご相談 (4) 令和4年度「障害者虐待対応状況調査」の調査票改良の検討
第5回検討委員会 令和5年3月14日	(1) 性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理 (2) 「国調査公表版（案）及び報告書（案）について (3) 次年度国調査項目の改良ご報告

【事務局】一般財団法人日本総合研究所

第Ⅰ部 「令和3年度 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査」

結果の集計、分析



## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査方法

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和3年度中（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があつた障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行つた。

#### ○市区町村対象の調査

##### 1. 養護者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況
- (6) 虐待行為の類型と程度
- (7) 被虐待者等の状況
- (8) 虐待への対応策
- (9) 死亡事例

##### 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
- (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
- (3) 事実確認の状況と結果
- (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
- (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援や虐待があつた施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況
- (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかつた・判断に至らなかつた事例における利用者や施設・事業所に行った支援の状況

##### 3. 使用者による障害者虐待

- (1) 相談・通報件数及び相談・通報者

##### 4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

- (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関

##### 5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

#### ○都道府県対象の調査

##### 1. 市区町村からの報告件数

##### 2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数

##### 3. 1及び2における具体的な内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

虐待があつた施設等の種別、虐待行為の類型、被虐待障害者等の状況、行政の対応等

##### 4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

##### 5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

##### 6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

## 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

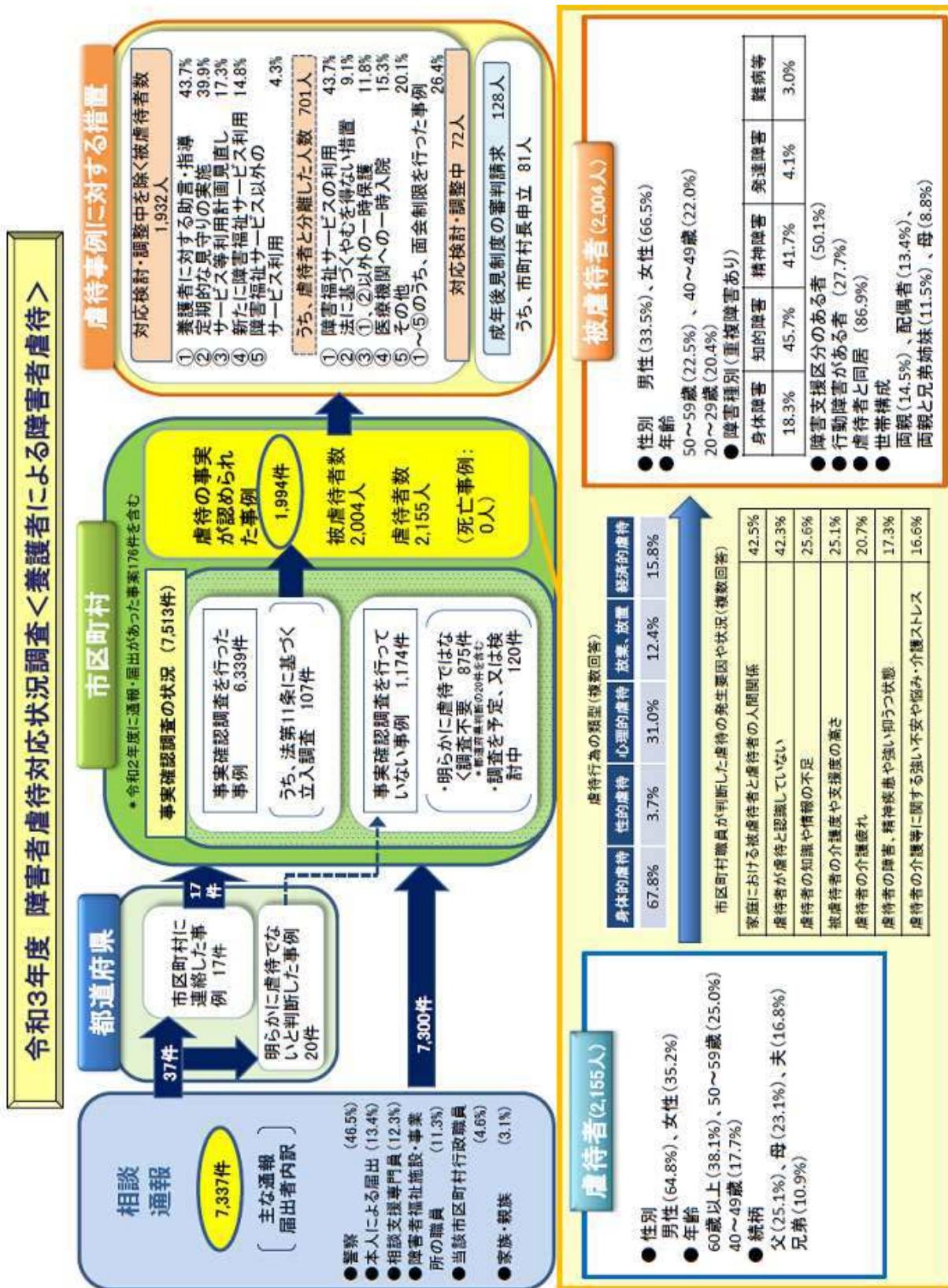
「使用者」とは、

- ・障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

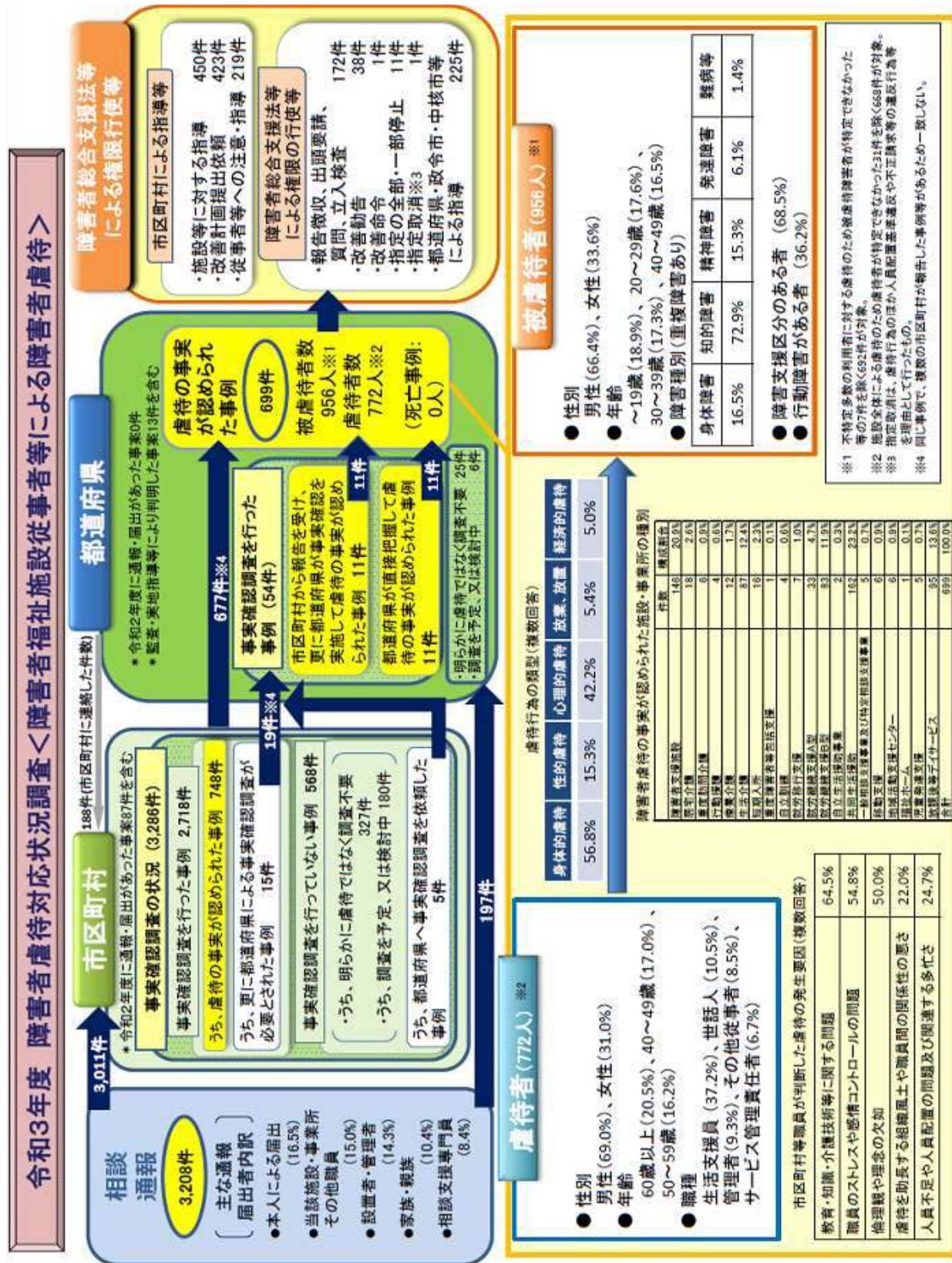
## 【留意事項】

構成割合（%）は四捨五入しているので、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

## 2. 結果要旨



## 令和3年度 障害者虐待対応状況調査く障害者等による障害者虐待



### 3. 調査結果（単純集計）

#### （1）養護者による障害者虐待についての対応状況等

##### 1) 相談・通報件数（表1、表2）

令和3年度、全国の1,741市町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、7,337件であった。そのうち、市町村が受け付けた件数が7,300件、都道府県が受け付けた件数が37件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	422	東京都	401	滋賀県	150	香川県	52
青森県	53	神奈川県	420	京都府	159	愛媛県	32
岩手県	37	新潟県	204	大阪府	1,454	高知県	29
宮城県	144	富山県	50	兵庫県	380	福岡県	124
秋田県	19	石川県	91	奈良県	29	佐賀県	37
山形県	38	福井県	32	和歌山県	67	長崎県	44
福島県	75	山梨県	33	鳥取県	28	熊本県	162
茨城県	48	長野県	72	島根県	30	大分県	70
栃木県	28	岐阜県	61	岡山県	110	宮崎県	113
群馬県	58	静岡県	115	広島県	142	鹿児島県	101
埼玉県	510	愛知県	531	山口県	33	沖縄県	113
千葉県	338	三重県	70	徳島県	28	合計	7,337

市町村が受け付けた件数が7,300件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は89.0%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は11.0%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	6,500	800	7,300
構成割合	89.0%	11.0%	100.0%

(注)構成割合は、市町村で受け付けた7,300件に対するもの。

##### 2) 相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が46.5%と最も高く、次いで「本人による届出」が13.4%、「相談支援専門員」が12.3%、「施設・事業所の職員」が11.3%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数7,337件に対する割合を記載している。

表3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	226	156	19	206	33	902	829	17	3,411
構成割合	13.4%	3.1%	2.1%	0.3%	2.8%	0.4%	12.3%	11.3%	0.2%	46.5%

当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
			件数	構成割合	件数
335	113	20	258	3.5%	61
4.6%	1.5%	0.3%	7,566	-	0.8%

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件に対するもの

表3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	187	225	510	32	3	1	22	980
構成割合	19.1%	23.0%	52.0%	3.3%	0.3%	0.1%	2.2%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数980件に対するもの

### 3 ) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数7,317件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の96.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は78.1%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が14.7%、「基幹相談支援センター職員等の他のメンバーが参加した事例件数」が12.1%であった。

表4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

参加者	対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数	件数	構成割合
		7,317	-
市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数（直営の障害者虐待防止センター職員含む）	7,069	96.6%	
市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,715	78.1%	
委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,079	14.7%	
上記のメンバー以外（例：基幹相談支援センター職員等）が参加した事例件数	883	12.1%	

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数7,317件に対するもの。

### 4 ) 事実確認の状況（表5、表6、表7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報7,337件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例176件を加えた7,513件のうち「事実確認調査を行った」が6,339件（84.4%）、

「事実確認調査を行っていない」が1,174件（15.6%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例20件を含む）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 107 件 (1.7%) であった。

法第 11 条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が 2,623 件 (42.1%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 3,609 件 (57.9%) であった。

事実確認を行っていない事例 1,174 件の内訳は、「(都道府県又は市区町村において) 相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 875 件 (74.5%) であった。

表 5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	6,339	84.4%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	6,232	(98.3%)
訪問調査により事実確認を行った事例	2,623	[42.1%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	3,609	[57.9%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	107	(1.7%)
(立入調査のうち)警察が同行した事例	29	[27.1%]
(立入調査のうち)警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	78	[72.9%]
事実確認調査を行っていない事例	1,174	15.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	875	(74.5%)
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	120	(10.2%)
他部署等への引継ぎ	179	(15.2%)
合計	7,513	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件と、前年度市区町村が検討中とした事例176件を加えた7,513件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0 日 (当日)」が 48.4%、「1 日 (翌日)」が 14.5% であった。「2 日」までを合わせ 48 時間以内に事実確認を行った割合は 67.4%、一方、事実確認を行うまでに 3 日以上の日数を要した割合は 32.6% であった。

表 6 事実確認を行うまでの日数

	0日 (当日)	1日 (翌日)	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	3,065	918	288	911	544	235	112	266	6,339
構成割合	48.4%	14.5%	4.5%	14.4%	8.6%	3.7%	1.8%	4.2%	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例6,339件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が 3.4%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が 17.6%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 52.2%、「その他」が 25.9% であった。

表 7 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	30	3.4%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	154	17.6%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	457	52.2%
その他	227	25.9%

(注)構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例875件に対するもの。

## 5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表8）

虐待の有無の判断を行った協議件数6,339件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の95.9%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は80.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が16.5%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が13.7%であった。

表8 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		6,339	-
参 加 者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	6,082	95.9%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,116	80.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,048	16.5%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	869	13.7%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例6,339件に対するもの。

## 6) 事実確認調査の結果（表9-1、表9-2、表10、表11）

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下、虐待判断事例という。）の件数は1,994件であり、事実確認調査を行った件数の31.5%を占めた。

表9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,994	31.5%
虐待ではないと判断した事例	2,861	45.1%
虐待の判断に至らなかった事例	1,484	23.4%
合計	6,339	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数6,339件に対するもの。

表9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	46	東京都	136	滋賀県	89	香川県	15
青森県	19	神奈川県	124	京都府	86	愛媛県	17
岩手県	9	新潟県	58	大阪府	176	高知県	13
宮城県	57	富山県	11	兵庫県	86	福岡県	34
秋田県	13	石川県	37	奈良県	10	佐賀県	18
山形県	15	福井県	9	和歌山県	44	長崎県	26
福島県	38	山梨県	7	鳥取県	6	熊本県	27
茨城県	9	長野県	27	島根県	8	大分県	11
栃木県	13	岐阜県	17	岡山県	41	宮崎県	12
群馬県	10	静岡県	51	広島県	43	鹿児島県	16
埼玉県	135	愛知県	169	山口県	14	沖縄県	35
千葉県	122	三重県	31	徳島県	4	合計	1,994

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が37.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が40.7%、「その他」が25.3%であった。

表10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,073	37.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,165	40.7%
その他	723	25.3%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例2,861件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかつた事例」が87.7%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が4.2%、「その他」が10.1%であった。

表11 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかつた事例	1,302	87.7%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	62	4.2%
その他	150	10.1%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかつた事例1,484件に対するもの。

## 7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況

（表12-1、表12-2）

表9-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかつた事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行つた」事例が63.3%であった。

追加や見直しを行つた支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が54.5%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が32.9%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が24.6%であった。

表12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかつた事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行つた	2,752	63.3%
現在の支援内容を継続することとした（支援内容の見直しや新たな利用には至らなかつた）	1,593	36.7%
合計	4,345	100.0%

(注)構成割合は、合計（虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかつた事例）4,345件に対するもの。

表12-2 追加や見直しを行つた支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言	1,499	54.5%
本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	676	24.6%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	7	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	164	6.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	215	7.8%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	66	2.4%
定期的な見守りの実施	906	32.9%
その他	96	3.5%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行つた2,752件に対するもの。

以下、表9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の1,994件を対象に、虐待行為の類型や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

## 8) 虐待行為の類型と程度

### ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表13-1、表13-2）

虐待行為の類型では、「身体的虐待」が67.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が31.0%、「経済的虐待」が15.8%、「放棄、放置」が12.4%、「性的虐待」が3.7%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは27件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1件の事例に対し、複数の虐待行為の類型に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数1,994件と一致しない。

表13-1 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,352	73	619	248	316	2,608
構成割合	67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数1,994件に対するもの。

表13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の類型（複数回答）

			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
被虐待者の性別	男性	件数	438	2	191	106	122	859
		構成割合	65.3%	0.3%	28.5%	15.8%	18.2%	-
被虐待者の性別	女性	件数	914	71	428	142	194	1,749
		構成割合	68.6%	5.3%	32.1%	10.7%	14.6%	-

(注)構成割合は、被虐待者数(男性671人、女性1,333人)に対するもの。

### イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が58.4%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が29.4%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が12.3%を占めた。

表14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,522	58.4%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	766	29.4%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	320	12.3%
合計	2,608	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数2,608件に対するもの。

### ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が75.0%、「その他」が42.1%を占めている。

※1件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数316件と一致しない。

表15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	237	4	4	133	378
構成割合	75.0%	1.3%	1.3%	42.1%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数316件に対するもの。

## 9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,994件に対し被虐待者数は2,004人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が66.5%、「男性」が33.5%と、「女性」が全体の7割弱を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が22.5%と多く、次いで「40～49歳」が22.0%、「20～29歳」が20.4%であった。

表16 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	671	1,333	2,004
構成割合	33.5%	66.5%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

表17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	145	409	341	441	450	170	48	0	2,004
構成割合	7.2%	20.4%	17.0%	22.0%	22.5%	8.5%	2.4%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

### イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が45.7%と最も多く、次いで「精神障害」が41.7%、「身体障害」が18.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表18 被虐待障害者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	366	916	836	82	60	2,260
構成割合	18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

### ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者2,004人のうち、障害支援区分のある者が全体の50.1%、障害支援区分がない者は48.2%であった。区分がある者のうち「区分2」が全体の11.8%、次いで「区分3」が11.3%、「区分4」が11.1%であった。

また、行動障害がある者が全体の27.7%を占めていた。

表19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	8	237	227	222	132	178	966	34	2,004
構成割合	0.4%	11.8%	11.3%	11.1%	6.6%	8.9%	48.2%	1.7%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

表20 被虐待障害者の行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受け てはいないが、 強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	225	38	293	1,406	42	2,004
構成割合	11.2%	1.9%	14.6%	70.2%	2.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

## 工. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が56.4%と最も多く、「自立支援医療」が29.3%であった。サービスの利用がない者は24.6%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総 合支援法 上のサー ビス	児童福 祉法上の サービ ス	自立支援 医療	地域生活 支援事業 のサービ ス	市区町村・ 都道府県 が実施す る事業	成年後見 制度	日常生活 自立支援 事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,130	22	587	213	61	38	21	75	493	10	2,650
構成割合	56.4%	1.1%	29.3%	10.6%	3.0%	1.9%	1.0%	3.7%	24.6%	0.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

## 才. 虐待者との同居・別居の状況（表22）

「虐待者と同居」が86.9%を占めている状況であった。

※虐待者が複数名でかつ同居と別居の場合があるため、合計件数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,741	235	29	2	2,007
構成割合	86.9%	11.7%	1.4%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

## 力. 被虐待者を含む世帯構成（表23）

「両親」と同居する者が14.5%、「その他」が13.8%、「配偶者」と同居する者が13.4%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の48.9%を占めていた。

表23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	159	268	162	290	230	90	48	177
構成割合	7.9%	13.4%	8.1%	14.5%	11.5%	4.5%	2.4%	8.8%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	144	91	66	277	2	2,004
構成割合	7.2%	4.5%	3.3%	13.8%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

## 10) 虐待者の状況

1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 1,994 件に対し虐待者数は 2,155 人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

### ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が 64.8%、「女性」が 35.2%と、「男性」が全体の 6 割強を占めていた。年齢別階級では、「60 歳以上」が 38.1%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 25.0%、「40～49 歳」が 17.7%の順であった。50 歳以上の虐待者が全体の 6 割強を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,397	758	0	2,155
構成割合	64.8%	35.2%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	124	213	382	539	820	69	2,155
構成割合	0.4%	5.8%	9.9%	17.7%	25.0%	38.1%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

### イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 25.1%と最も多く、次いで「母」23.1%、「夫」16.8%、「兄弟」10.9%、「その他」10.4%、「姉妹」4.4%、「息子」3.9%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	540	498	363	59	85	27	0	2
構成割合	25.1%	23.1%	16.8%	2.7%	3.9%	1.3%	0.0%	0.1%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	235	95	10	13	225	3	2,155
構成割合	10.9%	4.4%	0.5%	0.6%	10.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

## 11) 虐待の発生要因等

### ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 42.3%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 25.6%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 25.1%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 15.9%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 42.5%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 15.5%となっている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	415	513	130	332	181	847	347	198
構成割合	20.7%	25.6%	6.5%	16.6%	9.0%	42.3%	17.3%	9.9%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	504	319	189	851	311	290	73
構成割合	25.1%	15.9%	9.4%	42.5%	15.5%	14.5%	3.6%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

### イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の 53.0%を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 12.7%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 19.9%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	254	398	1,063	289	2,004
構成割合	12.7%	19.9%	53.0%	14.4%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

## 12) 虐待への対応策

### ア. 分離の有無（表 29）

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は 701 人 (35.0%) であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない）」は 945 人 (47.2%) であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	701	35.0%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	945	47.2%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	181	9.0%
その他	105	5.2%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	72	3.6%
合計	2,004	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

### イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）（表 30）

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が 43.7%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が 39.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が 17.3%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が 14.8%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が 4.3%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	845	43.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.5%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	285	14.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	335	17.3%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	83	4.3%
再発防止のための定期的な見守りの実施	770	39.9%
その他	131	6.8%
合計	2,459	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数72人を除く1,932人に対するもの。

### ウ. 分離を行った事例における対応の内訳（表 31）

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が 43.7%と最も多く、次いで「その他」が 20.1%、「医療機関への一時入院」が 15.3%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が 11.8%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 9.1%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は 26.4%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者 64 人のうち 36 人 (56.3%) に面会制限が行われていた。

表31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	306	43.7%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	64	9.1%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	83	11.8%
医療機関への一時入院	107	15.3%
その他	141	20.1%
合計	701	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	185	26.4%

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数701人に対するもの。

## 二. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が78人、「利用手続き中」が50人であり、これらを合わせた128人のうち、市町村長申立の事例は81人(63.3%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は48人であった。

### 13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

## (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### (2) - 1 市区町村における対応状況等

#### 1) 相談・通報件数 (表 32)

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、3,208件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が3,011件、都道府県が受け付けた件数が197件であった。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	136	東京都	329	滋賀県	86	香川県	41
青森県	26	神奈川県	160	京都府	45	愛媛県	15
岩手県	9	新潟県	40	大阪府	331	高知県	16
宮城県	58	富山県	21	兵庫県	145	福岡県	114
秋田県	17	石川県	15	奈良県	36	佐賀県	29
山形県	20	福井県	29	和歌山県	17	長崎県	38
福島県	22	山梨県	17	鳥取県	17	熊本県	26
茨城県	55	長野県	62	島根県	14	大分県	38
栃木県	29	岐阜県	36	岡山県	65	宮崎県	42
群馬県	68	静岡県	58	広島県	66	鹿児島県	33
埼玉県	171	愛知県	291	山口県	41	沖縄県	35
千葉県	161	三重県	64	徳島県	24	合計	3,208

市区町村が受け付けた件数が3,011件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は85.5%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は14.5%であった。

表 33 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	2,573	438	3,011
構成割合	85.5%	14.5%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた3,011件に対するもの。

#### 2) 相談・通報・届出者 (表 34)

「本人による届出」が16.5%と最も多く、次いで「当該施設・事業所\_その他の職員」による通報が15.0%、「当該施設・事業所\_設置者・管理者」による通報が14.3%、「家族・親族」による通報が10.4%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は4.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数3,208件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	530	335	100	2	54	9	268	460	130	7	9	480
構成割合	16.5%	10.4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.3%	8.4%	14.3%	4.1%	0.2%	0.3%	15.0%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	193	59	1	147	164	44	3	7	11	214	188	3,415
構成割合	6.0%	1.8%	0.0%	4.6%	5.1%	1.4%	0.1%	0.2%	0.3%	6.7%	5.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数3,208件に対するもの。

### 3 ) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 3,199 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 93.7%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 83.9% であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 12.3%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.6% であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		3,199	-
参 加 者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,999	93.7%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	2,685	83.9%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	394	12.3%
	上記のメンバー以外(例: 基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	340	10.6%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数3,199件に対するもの。

### 4 ) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 3,011 件、都道府県から連絡のあった 188 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 87 件の計 3,286 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,718 件 (82.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 568 件 (17.3%) であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 748 件 (27.5%) である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 943 件 (34.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 1,027 件 (37.8%) であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 327 件 (57.6%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 180 件 (31.7%) であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 5 件 (0.9%) であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,718	82.7%
虐待の事実が認められた事例	748	(27.5%)
虐待の事実が認められなかった事例	943	(34.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1,027	(37.8%)
事実確認調査を行っていない事例	568	17.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	327	(57.6%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	180	(31.7%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	5	(0.9%)
その他	56	(9.9%)
合計	3,286	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数3,011件、都道府県から市区町村へ連絡された件数188件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例87件)の合計3,286件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が 11.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 61.5%、「その他」が 29.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	105	11.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	580	61.5%
その他	281	29.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例943件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 92.4%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が 1.0%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が 0.6%、「その他」が 7.0%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	949	92.4%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	10	1.0%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	6	0.6%
その他	72	7.0%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例1,027件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらないと考えられる事例」が 9.2%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が 16.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 26.6%、「その他」が 49.5%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	30	9.2%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	54	16.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	87	26.6%
その他	162	49.5%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例327件に対するもの。

### 5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）2,718 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 93.2%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.9%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 13.5%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	2,718	-
参 加 者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,534
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	2,252
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	364
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	366

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例2,718件に対するもの。

### 6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 3 年度において、市区町村から都道府県へ 768 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 748 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 20 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	748	97.4%
報告済み	748	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	20	2.6%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	15	(75.0%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	5	(25.0%)
合計	768	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数768件に対するもの。

### 7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1 「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 42.5% であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 58.2%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が 32.1%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	318	42.5%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	417	55.7%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	13	1.7%
合計	748	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例748件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	18	5.7%
サービス等利用計画を見直した	102	32.1%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	1.3%
定期的な見守りの実施	185	58.2%
その他の保護(病院への一時入院等)	16	5.0%
その他	47	14.8%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った318件に対するもの。

## 8 ) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

(表 40-1、表 40-2)

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する虐待があつた施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況としては、「再発防止に向けた支援を行った」事例が 77.3%であった。

再発防止に向けた支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり」が 65.2%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出」が 28.0%、

「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が 24.2%であった。

表 40-1 支給決定自治体として虐待があつた施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

	件数	構成割合
虐待があつた施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った	578	77.3%
支援までは行っていない	159	21.3%
支援の必要性や支援内容等を検討中	11	1.5%
合計	748	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例748件に対するもの。

表 40-2 再発防止に向けた支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の発生要因の改善に向けたコンサルテーションの実施または専門機関等の派遣	37	6.4%
当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出	162	28.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり	377	65.2%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	140	24.2%
他の施設・事業所の取組紹介や情報提供、他の施設等との交流、自立支援協議会への参加等のつなぎ・情報提供	28	4.8%
その他	130	22.5%

(注)構成割合は、虐待があつた施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った578件に対するもの。

9) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況（表 41-1、表 42-2）

表 36-1 「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 40.7% であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 55.4% と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 50.2% であった。

表 41-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	801	40.7%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	1,169	59.3%
合計	1,970	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)1,970件に対するもの。

表 41-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	402	50.2%
サービス等利用計画を見直した	127	15.9%
定期的な見守りの実施	444	55.4%
その他	61	7.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った801件に対するもの。

10) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況（表 42-1、表 42-2）

表 36-1 「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する施設・事業所に行った支援の状況としては、「施設・事業所へ支援を行った」事例が 56.9% であった。

支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり」が 74.6% と最も高く、次いで「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が 20.1% であった。

表 42-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況

	件数	構成割合
施設・事業所へ支援を行った	1,121	56.9%
支援までは行っていない ※支援状況不明を含む	849	43.1%
合計	1,970	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)1,970件に対するもの。

表 41-2 施設・事業所へ行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
コンサルテーションの実施または専門機関等の派遣(都道府県に派遣を依頼した場合も含む)	34	3.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり	836	74.6%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	225	20.1%
その他	152	13.6%

(注)構成割合は、施設・事業所へ支援を行った1,121件に対するもの。

## (2) - 2 都道府県における対応状況等

### 1) 市区町村からの報告事例（表 43）

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数（表 38）には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 696 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 677 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 19 件であった。

表 43 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	677	97.3%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	19	2.7%
合計	696	100.0%

(注)構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数696件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表38と一致しない。

### 2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例（表 44）

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 19 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 5 件の計 24 件のうち、20 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 11 件、「虐待ではないと判断した事例」が 2 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 7 件であった。

表 44 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	11	45.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	2	8.3%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	7	29.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	4	16.7%
合計	24	100.0%

(注)構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数19件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)で、該当年度に事実確認を行った事例5件を加えた24件に対するもの。

### 3) 都道府県が直接把握した事例（表 45）

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 210 件のうち、149 件が市区町村に連絡されていた（1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 188）。残り 61 件のうち 34 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 11 件、「虐待ではないと判断した事例」が 10 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 13 件であった。

表 45 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直 接 把 握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	197	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	0	-
	監査・実地指導等により判明した事例	13	-
	計	210	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		149	71.0%
都道府県が対応した件数		61	29.0%
内 訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	11	(18.0%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	10	(16.4%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	13	(21.3%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	2	(3.3%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	25	(41.0%)

(注)構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例197件、昨年度から繰り越した事例0件、監査・実地指導等により判明した事例13件の計210件に対するもの。

#### 4) 虐待の事実が認められた事例件数（表 46-1、表 46-2）

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が677件（表43）、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が11件（表44）、都道府県が直接把握した事例が11件（表45）であり、これらを合わせた総数は、699件（表46-1）であった。これを都道府県別にみると表46-2のとおりである。

表 46-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	677	11	11	699

表 46-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	22	東京都	63	滋賀県	17	香川県	3
青森県	9	神奈川県	40	京都府	16	愛媛県	5
岩手県	5	新潟県	9	大阪府	60	高知県	1
宮城県	7	富山県	3	兵庫県	31	福岡県	16
秋田県	6	石川県	5	奈良県	11	佐賀県	6
山形県	3	福井県	5	和歌山県	2	長崎県	6
福島県	6	山梨県	5	鳥取県	3	熊本県	8
茨城県	24	長野県	13	島根県	5	大分県	9
栃木県	12	岐阜県	4	岡山県	11	宮崎県	11
群馬県	12	静岡県	23	広島県	15	鹿児島県	11
埼玉県	39	愛知県	55	山口県	10	沖縄県	10
千葉県	40	三重県	15	徳島県	7	合計	699

## (2) - 3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 699 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

### 1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表 47、表 48）

「共同生活援助」が 23.2%と最も多く、「障害者支援施設」が 20.9%、次いで、「放課後等デイサービス」が 13.6%、「生活介護」が 12.4%、「就労継続支援 B 型」が 11.9%の順であった。

表 47 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	146	20.9%
居宅介護	18	2.6%
重度訪問介護	6	0.9%
同行援護	0	0.0%
行動援護	4	0.6%
療養介護	12	1.7%
生活介護	87	12.4%
短期入所	16	2.3%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	4	0.6%
就労移行支援	7	1.0%
就労継続支援 A 型	33	4.7%
就労継続支援 B 型	83	11.9%
自立生活援助事業	2	0.3%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	162	23.2%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.7%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	6	0.9%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	5	0.7%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	95	13.6%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	699	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数699件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

699 施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成 24 年 10 月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は 248、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は 191、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は 25 であった。

表 48 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	248	35.5%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	191	27.3%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	25	3.6%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数699件に対するもの。

## 2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度

### ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 49）

虐待行為の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が 56.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42.2%、「性的虐待」が 15.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは 66 件であった。

表 49 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	397	107	295	38	35	872
構成割合	56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%	-

(注)構成割合は、虐待判断事例件数699件に対するもの。

### イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 50）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 64.3%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 26.0%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 9.6%であった。

表 50 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	561	64.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	227	26.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	84	9.6%
合計	872	100.0%

(注)構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

## 3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の 7 件を除く 692 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、692 件の事例に対し被虐待者数は 956 人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

### ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 51、表 52）

性別については、「男性」が 66.4%、「女性」が 33.6%と、全体の 7 割弱が「男性」であった。

年齢については、「～19 歳」が 18.9%、「20～29 歳」が 17.6%、「30～39 歳」が 17.3%、「40～49 歳」が 16.5%、「50～59 歳」が 16.2%であった。

表 51 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	635	321	956
構成割合	66.4%	33.6%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。

表 52 被虐待者の年齢

	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	不明	合計
人数	181	168	165	158	155	44	55	30	956
構成割合	18.9%	17.6%	17.3%	16.5%	16.2%	4.6%	5.8%	3.1%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。

#### イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 53）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 72.9%と最も多く、次いで「身体障害」が 16.5%、「精神障害」が 15.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 956 人と一致しない。

表 53 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	158	697	146	58	13	27	1,099
構成割合	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%	2.8%	-

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

#### ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 54、表 55）

被虐待者 956 人のうち、障害支援区分のある者が 68.5%を占めていた。「区分 6」が全体の 31.0%と最も多く、次いで「区分 5」が 13.4%、「区分 4」が 10.7%であった。また、行動障害がある者が全体の 36.2%を占めていた。

表 54 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	4	38	87	102	128	296	201	100	956
構成割合	0.4%	4.0%	9.1%	10.7%	13.4%	31.0%	21.0%	10.5%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

表 55 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害 がある※	認定調査を受け てはいないが、強 い行動障害があ る	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有 無が不明	合計
人数	219	20	107	304	306	956
構成割合	22.9%	2.1%	11.2%	31.8%	32.0%	100.0%

(注)被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

#### 4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 31 件を除く 668 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、668 件の事例に対し虐待者数は 772 人であった。

#### ア. 虐待者の性別及び年齢（表 56、表 57）

「男性」が 69.0%、「女性」が 31.0%であった。年齢については、「60 歳以上」が 20.5%と最も多く、次いで「40~49 歳」が 17.0%、「50~59 歳」が 16.2%であった。

表 56 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	533	239	772
構成割合	69.0%	31.0%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

表 57 虐待者の年齢

	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	75	95	131	125	158	188	772
構成割合	9.7%	12.3%	17.0%	16.2%	20.5%	24.4%	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

#### イ. 虐待者の職種と雇用形態（表 58、表 59）

「生活支援員」が37.2%、「世話人」が10.5%、「管理者」が9.3%、「その他従事者」が8.5%、「サービス管理責任者」が6.7%であった。

雇用形態は、「正規職員」が52.1%、「非正規職員」が18.3%、「不明」が29.7%であった。

表 58 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	52	6.7%
管理者	72	9.3%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	31	4.0%
看護職員	19	2.5%
生活支援員	287	37.2%
理学療法士	1	0.1%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	23	3.0%
就労支援員	15	1.9%
地域生活支援員(自立生活援助)	2	0.3%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%
サービス提供責任者	5	0.6%
世話人	81	10.5%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	5	0.6%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	28	3.6%
保育士	3	0.4%
児童発達支援管理責任者	11	1.4%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	40	5.2%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.1%
訪問支援員	4	0.5%
居宅介護従業者	9	1.2%
重度訪問介護従業者	2	0.3%
行動援護従業者	3	0.4%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	66	8.5%
不明	12	1.6%
合計	772	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

表 59 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	402	52.1%
非正規職員	141	18.3%
不明	229	29.7%
合計	772	100.0%

(注)虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

## 5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

### ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 60）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 64.5%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 54.8%、「倫理観や理念の欠如」が 50.0%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も 2 割超となっている。

表 60 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	431	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	366	54.8%
倫理観や理念の欠如	334	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	147	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	165	24.7%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった31件を除く668件に対するもの。

### イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 61）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が 53.4%、「通報義務の履行」割合が 44.1%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が 35.5%、「虐待防止委員会の設置」割合が 34.0% であった。

表 61 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	248	35.5%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	373	53.4%
虐待防止委員会の設置	238	34.0%
通報義務の履行	308	44.1%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数699件に対するもの。

## 6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 62-1、表 62-2、表 62-3、表 62-4）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例 699 件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が 450 件、「改善計画の提出依頼」が 423 件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が 219 件であった。

表 62-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導
	改善計画の提出依頼
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が172件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が38件、「改善命令」が1件、「指定の効力の全部又は一部停止」が11件、「指定取消」が1件であった。その他都道府県等による一般指導は225件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 62-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	172
	改善勧告	38
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	1
	指定の効力の全部又は一部停止	11
	指定取消	1
	合計	223
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	225

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が585件、「勧告・命令等への対応」が46件であった。

表 62-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	585
	勧告・命令等への対応	46

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(420件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(165件)も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は15件であった。

表 62-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	15

## 7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

### (3) 使用者による障害者虐待についての対応状況等

#### 1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は529件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が387件、都道府県が受け付けた件数が142件であった。

#### 2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表63）

「本人による届出」が46.3%、「家族・親族」による通報が11.5%、「その他」による通報が10.8%、「相談支援専門員」による通報が7.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数529件に対する割合を記載している。

表63 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	245	61	12	0	6	0	39	33	15
構成割合	46.3%	11.5%	2.3%	0.0%	1.1%	0.0%	7.4%	6.2%	2.8%
	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計	
件数	19	9	5	34	1	57	19	555	
構成割合	3.6%	1.7%	0.9%	6.4%	0.2%	10.8%	3.6%	-	

(注)構成割合は、相談・通報件数529件に対するもの。

### (4) 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

#### 1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は382件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が241件、都道府県が受け付けた件数が141件であった。

#### 2) 相談内容に該当する機関（表64）

1)の相談内容に該当する機関は「学校」が6.8%、「保育所等」が0.3%、「医療機関」が20.9%、「官公署等」が18.8%であった。

表64 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	26	6.8%
保育所等	1	0.3%
医療機関	80	20.9%
官公署等	72	18.8%
その他	177	46.3%
不明	26	6.8%
合計	382	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数382件に対するもの。

### 3) 相談の対応状況（表 65）

1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 107 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 34 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 24 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 14 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 249 件であった。このうち「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」では、引き継ぎがなかった 48 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 27 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 19 件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引き継ぎがなかった 142 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 35 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 91 件であった。

表 65 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	107	30.1%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	14	(13.1%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	34	(31.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	24	(22.4%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	35	(32.7%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	249	69.9%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	12	(4.8%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	6	(50.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	4	(33.3%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかつたため	0	(0.0%)
その他（対応継続中又は検討中の事例を含む。）	2	(16.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	1	(100.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	(0.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかつたため	0	(0.0%)
その他（対応継続中又は検討中の事例を含む。）	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	46	(18.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	26	(56.5%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	14	(30.4%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかつたため	0	(0.0%)
その他（対応継続中又は検討中の事例を含む。）	6	(13.0%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	48	(19.3%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	27	(56.3%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	19	(39.6%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかつたため	0	(0.0%)
その他（対応継続中又は検討中の事例を含む。）	2	(4.2%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	142	(57.0%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	35	(24.6%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	91	(64.1%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかつたため	4	(2.8%)
その他（対応継続中又は検討中の事例を含む。）	12	(8.5%)
合計	356	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数382件から該当機関が不明の26件を除いた356件に対するもの。( )内は各内訳での構成割合。

## (5) 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度末の状況を調査した。

### 1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

#### ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 66）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 66 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和 3 年度末）

障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	該当	
		市区町村数	1,340
	委託のみ	構成割合	77.1%
		市区町村数	193
	直営と委託の両方	構成割合	11.1%
		市区町村数	204
		構成割合	11.7%

（注）構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

#### イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 67-1～表 67-3）

令和 3 年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 市区町村における体制整備等に関する状況（令和3年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,370	367
	構成割合	78.9%	21.1%
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,157	580
	構成割合	66.6%	33.4%
障害者の福祉又は権利擁護に關し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,353	384
	構成割合	77.9%	22.1%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,162	575
	構成割合	66.9%	33.1%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	729	1,008
	構成割合	42.0%	58.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	865	872
	構成割合	49.8%	50.2%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一緒に的に運営	市区町村数	667	1,070
	構成割合	38.4%	61.6%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,001	736
	構成割合	57.6%	42.4%
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	577	424
	構成割合	57.6%	42.4%
うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数	279
		構成割合	27.9%
	高齢者虐待防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数	418
		構成割合	41.8%
	配偶者暴力防止のネットワークと一体化して実施している	市区町村数	216
		構成割合	21.6%
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	254
		構成割合	25.4%
	差別解消法による相談窓口と一体化して実施している	市区町村数	537
		構成割合	53.6%
		市区町村数	1,052
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化		構成割合	60.6%
		市区町村数	685
		構成割合	39.4%
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	827
		構成割合	47.6%
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	566
		構成割合	32.6%
		市区町村数	1,171
		構成割合	67.4%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	462	1,275
	構成割合	26.6%	73.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	682	1,055
	構成割合	39.3%	60.7%
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	803	934
	構成割合	46.2%	53.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	665
		構成割合	38.3%
	業務指針の作成	市区町村数	412
		構成割合	23.7%
対応フロー図の作成	対応フロー図の作成	市区町村数	734
		構成割合	42.3%
		市区町村数	1,003
事例集の作成	事例集の作成	市区町村数	94
		構成割合	5.4%
		市区町村数	1,643
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	823	914
	構成割合	47.4%	52.6%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	511
		構成割合	29.4%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	503
		構成割合	29.0%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	403
		構成割合	23.2%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	388
		構成割合	22.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るために相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	498	1,239
	構成割合	28.7%	71.3%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は834自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は15自治体、その他「ホームページでの自由投稿や投書箱」などを行っている市区町村は35自治体であった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	834	903
	構成割合	48.0%	52.0%
SNSによる受付	市区町村数	15	1,722
	構成割合	0.9%	99.1%
その他	市区町村数	35	1,702
	構成割合	2.0%	98.0%
その他具体例	ホームページ上の問合わせ受付システム		
	障がい者相談会等の開催		
	障害を含めた福祉担当や地域包括支援センター及び教育委員会で受付		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,353自治体（表 67-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が937自治体（53.9%）、「保健師」が861自治体（49.6%）と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	861	876
	構成割合	49.6%	50.4%
社会福祉士	市区町村数	937	800
	構成割合	53.9%	46.1%
精神保健福祉士	市区町村数	577	1,160
	構成割合	33.2%	66.8%
介護福祉士	市区町村数	264	1,473
	構成割合	15.2%	84.8%
社会福祉主事	市区町村数	466	1,271
	構成割合	26.8%	73.2%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	市区町村数	289	1,448
	構成割合	16.6%	83.4%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	59	1,678
	構成割合	3.4%	96.6%
その他	市区町村数	102	1,635
	構成割合	5.9%	94.1%
その他具体例	医師、看護師、介護支援専門員、保育士、児童福祉司、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、 公認臨床心理士、臨床心理士、手話通訳士、児童指導任用資格、消費生活相談員、 弁護士、学識者、小学校教諭免許、幼稚園教諭、ピアカウンセラー(聴覚障がい者)		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

## 2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

### ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況（表 68）

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 68 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和 3 年度末）

障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	該当	
		都道府県数	30
	委託のみ	構成割合	63.8%
		都道府県数	12
		構成割合	25.5%
	直営と委託の両方	都道府県数	5
		構成割合	10.6%

（注）構成割合は、都道府県数に対するもの。

### イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 69-1～表 69-3）

令和 3 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 69-1 に示す。

表 69-1 都道府県における体制整備等に関する状況（令和3年度末）

			実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知		都道府県数	47	0
		構成割合	100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知		都道府県数	46	1
		構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保		都道府県数	35	12
		構成割合	74.5%	25.5%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修		都道府県数	46	1
		構成割合	97.9%	2.1%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	4	43
		構成割合	8.5%	91.5%
施設・事業所単位での研修未受講を把握している		都道府県数	13	34
		構成割合	27.7%	72.3%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	12	35
		構成割合	25.5%	74.5%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	14	33
		構成割合	29.8%	70.2%
受講者拡大への対応	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている(一部でも可)	都道府県数	30	17
		構成割合	63.8%	36.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動		都道府県数	33	14
		構成割合	70.2%	29.8%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知		都道府県数	47	0
		構成割合	100.0%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一緒に運営		都道府県数	8	39
		構成割合	17.0%	83.0%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む)		都道府県数	29	18
		構成割合	61.7%	38.3%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議		都道府県数	28	19
		構成割合	59.6%	40.4%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議		都道府県数	36	11
		構成割合	76.6%	23.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整		都道府県数	13	34
		構成割合	27.7%	72.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施		都道府県数	46	1
		構成割合	97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施		都道府県数	47	0
		構成割合	100.0%	0.0%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		都道府県数	40	7
		構成割合	85.1%	14.9%
本調査年度において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数	2	45
		構成割合	4.3%	95.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	25	22
		構成割合	53.2%	46.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	14	33
		構成割合	29.8%	70.2%
マニュアルの作成		都道府県数	27	20
		構成割合	57.4%	42.6%
	業務指針の作成	都道府県数	15	32
		構成割合	31.9%	68.1%
対応フロー図の作成		都道府県数	30	17
		構成割合	63.8%	36.2%
事例集の作成		都道府県数	15	32
		構成割合	31.9%	68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数	28	19
		構成割合	59.6%	40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15	32
		構成割合	31.9%	68.1%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13	34
		構成割合	27.7%	72.3%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	15	32
		構成割合	31.9%	68.1%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	16	31
		構成割合	34.0%	66.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は40自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表69-2 ICTを活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	40	7
	構成割合	85.1%	14.9%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は35自治体（表69-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が21都道府県（44.7%）、「精神保健福祉士」が13都道府県（27.7%）、「障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等」が10自治体（21.3%）と多かった。

表69-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
社会福祉士	都道府県数	21	26
	構成割合	44.7%	55.3%
精神保健福祉士	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
介護福祉士	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%
社会福祉主事	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
その他	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
その他具体例	医師、保育士、看護師、弁護士、手話通訳士、理学療法士		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

## 4. 調査結果（詳細分析）

### （1）相談・通報件数に関する分析

#### 1) 相談・通報件数0件の状況

平成24年度から令和3年度までの調査結果から、市区町村窓口への障害者虐待の相談・通報件数の有無を都道府県別に整理した。

養護者による障害者虐待に関してみると、平成24年度調査以降、毎年ほぼ半数近くの市区町村に相談・通報が寄せられているが、半数は相談・通報件数0件である。10か年（実質は9年半）を通して1件も相談・通報件数がない市区町村は17.3%（301自治体）であった。（表4-3）

施設従事者による障害者虐待の相談・通報件数の有無をみると、例年相談・通報が寄せられている割合は徐々に増加しているものの、近年でも60%程度の自治体には相談・通報は寄せられていない。10か年を通してみれば、1件も相談・通報がない市区町村は28.4%（494自治体）であった。（表4-4）

使用者による障害者虐待についてみると、市区町村に相談・通報が寄せられた割合は10～15%にとどまっている。10年間で相談・通報が1件もない市区町村は56.0%（972自治体）となっている。（表4-5）

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」結果を用いて人口規模別に相談・通報件数のない市区町村数をみると、小規模な市区町村ほど障害者虐待に関する相談・通報件数が0件の割合が高い。（表4-1）

なお、10年間で相談・通報が1件もない市区町村は、人口2万人未満の市区町村に集中していることがわかる。（表4-2）

表4-1 障害者虐待に関する相談・通報件数0件の市区町村数（令和3年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件		施設従事者による障害者 虐待 通報0件		使用者による障害者虐待 通報0件	
5千人未満	256	243	94.9%	245	95.7%	254	99.2%
5千人～1万人未満	246	207	84.1%	218	88.6%	243	98.8%
1万人～2万人未満	289	204	70.6%	232	80.3%	282	97.6%
2万人～3万人未満	157	96	61.1%	112	71.3%	150	95.5%
3万人～4万人未満	143	60	42.0%	86	60.1%	135	94.4%
4万人～5万人未満	102	27	26.5%	49	48.0%	95	93.1%
5万人～10万人未満	258	53	20.5%	84	32.6%	215	83.3%
10万人～30万人未満	202	14	6.9%	18	8.9%	139	68.8%
30万人以上	84	0	0.0%	0	0.0%	20	23.8%
計	1,737	904	52.0%	1,044	60.1%	1,533	88.3%

（注）自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-2 障害者虐待に関する相談・通報件数 0 件の市区町村数（平成 24～令和 3 年度 人口規模別）

人口規模	自治体数	養護者による障害者虐待 通報0件	施設従事者による障害者 虐待 通報0件	使用者による障害者虐待 通報0件
5千人未満	256	161 62.9%	203 79.3%	236 92.2%
5千人～1万人未満	246	80 32.5%	141 57.3%	210 85.4%
1万人～2万人未満	289	50 17.3%	96 33.2%	222 76.8%
2万人～3万人未満	157	9 5.7%	26 16.6%	99 63.1%
3万人～4万人未満	143	1 0.7%	17 11.9%	74 51.7%
4万人～5万人未満	102	0 0.0%	3 2.9%	43 42.2%
5万人～10万人未満	258	0 0.0%	7 2.7%	74 28.7%
10万人～30万人未満	202	0 0.0%	1 0.5%	14 6.9%
30万人以上	84	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計	1,737	301 17.3%	494 28.4%	972 56.0%

(注)自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-3 養護者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

自治 体数	自治 体数	通報O件自治体数										割合(通報O件自治体数／自治体数)										H24～R03通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	通報O件 自治体数	割合
北海道	179	146	135	128	131	134	142	140	139	136	139	82%	75%	72%	73%	75%	79%	78%	78%	76%	78%	63	35.2%
青森県	40	31	30	30	32	33	25	30	26	24	26	78%	75%	75%	80%	83%	63%	75%	65%	60%	65%	10	25.0%
岩手県	33	26	21	21	22	25	23	26	24	21	19	79%	64%	64%	67%	76%	70%	79%	73%	64%	58%	6	18.2%
宮城県	35	18	14	22	22	20	22	18	15	16	14	51%	40%	63%	63%	57%	63%	51%	43%	46%	40%	3	8.6%
秋田県	25	17	18	18	19	15	20	17	17	17	18	68%	72%	72%	76%	60%	80%	68%	68%	68%	72%	7	28.0%
山形県	35	25	26	25	26	26	26	23	27	21	23	71%	74%	71%	74%	74%	74%	66%	77%	60%	66%	10	28.6%
福島県	59	43	44	40	44	41	39	47	41	35	36	73%	75%	68%	75%	69%	66%	80%	69%	59%	61%	10	16.9%
茨城県	44	24	21	23	22	19	24	26	21	25	32	55%	48%	52%	50%	43%	55%	59%	48%	57%	73%	3	6.8%
栃木県	25	14	16	14	14	11	12	17	11	12	12	54%	62%	56%	56%	44%	48%	68%	44%	48%	48%	3	12.0%
群馬県	35	25	26	21	22	27	28	23	26	24	25	71%	74%	60%	63%	77%	80%	66%	74%	69%	71%	15	42.9%
埼玉県	63	30	26	22	26	24	25	23	23	19	16	48%	41%	35%	41%	38%	40%	37%	37%	30%	25%	5	7.9%
千葉県	54	25	23	22	21	22	18	18	22	21	13	46%	43%	41%	39%	41%	33%	33%	41%	39%	24%	3	5.6%
東京都	62	15	16	17	14	20	16	18	18	18	17	24%	26%	27%	23%	32%	26%	29%	29%	27%	7	11.3%	
神奈川県	33	11	9	14	9	11	10	10	9	10	8	33%	27%	42%	27%	33%	30%	30%	27%	30%	24%	1	3.0%
新潟県	30	13	12	15	11	14	12	14	11	9	11	43%	40%	50%	37%	47%	40%	47%	37%	30%	37%	4	13.3%
富山県	15	3	6	7	7	10	6	9	5	6	7	20%	40%	47%	47%	67%	40%	60%	33%	40%	47%	2	13.3%
石川県	19	8	5	7	7	7	7	9	7	2	4	42%	26%	37%	37%	37%	37%	47%	37%	11%	21%	0	0.0%
福井県	17	13	8	10	8	8	11	12	8	8	8	76%	47%	59%	47%	47%	65%	71%	47%	47%	47%	1	5.9%
山梨県	27	12	16	16	17	16	18	20	14	14	16	44%	59%	59%	63%	59%	67%	74%	52%	52%	59%	5	18.5%
長野県	77	58	52	60	55	58	52	51	50	52	56	75%	68%	78%	71%	75%	68%	66%	65%	68%	73%	27	35.1%
岐阜県	42	27	31	28	30	31	29	24	21	24	27	64%	74%	67%	71%	74%	69%	57%	50%	57%	64%	12	28.6%
静岡県	35	15	17	16	19	15	18	18	14	19	17	43%	49%	46%	54%	43%	51%	51%	40%	54%	49%	6	17.1%
愛知県	54	22	23	18	14	9	12	7	7	9	12	41%	43%	33%	26%	17%	22%	13%	13%	17%	22%	3	5.6%
三重県	29	16	10	12	17	17	17	16	16	13	14	55%	34%	41%	59%	59%	55%	55%	45%	48%	3	10.3%	
滋賀県	19	9	3	5	5	4	3	4	3	7	3	47%	16%	26%	26%	21%	16%	21%	16%	37%	16%	0	0.0%
京都府	26	11	9	8	12	14	15	11	8	9	8	42%	35%	31%	46%	54%	58%	42%	31%	35%	31%	3	11.5%
大阪府	43	8	8	4	1	7	5	6	6	7	6	19%	19%	9%	2%	16%	12%	14%	14%	16%	14%	0	0.0%
兵庫県	41	12	13	14	15	18	10	15	9	13	11	29%	32%	34%	37%	44%	24%	37%	22%	32%	27%	0	0.0%
奈良県	39	30	28	30	31	28	28	31	27	29	29	77%	72%	77%	79%	72%	72%	79%	69%	74%	74%	14	35.9%
和歌山県	30	22	18	23	23	24	23	22	20	21	19	73%	60%	77%	77%	80%	77%	73%	67%	70%	63%	7	23.3%
鳥取県	19	10	7	8	10	10	9	10	13	10	11	53%	37%	42%	53%	53%	47%	53%	68%	53%	58%	2	10.5%
島根県	19	14	10	11	13	17	10	12	11	12	11	74%	53%	58%	68%	89%	53%	63%	58%	63%	58%	4	21.1%
岡山県	27	16	13	15	17	16	17	17	13	12	12	59%	48%	56%	63%	59%	63%	63%	48%	44%	44%	7	25.9%
広島県	23	10	10	3	8	6	9	9	7	6	8	43%	43%	13%	35%	26%	39%	39%	30%	26%	35%	0	0.0%
山口県	19	8	5	7	7	7	9	6	9	6	8	42%	26%	37%	37%	47%	32%	47%	32%	42%	1	5.3%	
徳島県	24	15	12	12	14	12	18	15	14	14	12	63%	50%	50%	58%	50%	75%	63%	58%	58%	50%	3	12.5%
香川県	17	12	6	9	9	6	9	4	9	6	5	71%	35%	53%	35%	53%	24%	53%	35%	29%	2	11.8%	
愛媛県	20	9	10	8	6	7	9	7	11	11	8	45%	50%	40%	30%	35%	45%	35%	55%	40%	1	5.0%	
高知県	30	21	25	23	19	19	21	21	23	23	22	70%	83%	77%	63%	63%	70%	70%	77%	77%	73%	6	20.0%
福岡県	60	33	27	33	32	28	35	29	28	34	35	55%	45%	55%	53%	47%	58%	48%	47%	57%	58%	6	10.0%
佐賀県	20	12	8	11	7	7	8	8	10	13	12	60%	40%	55%	35%	35%	40%	40%	50%	65%	60%	0	0.0%
長崎県	21	8	10	10	8	12	12	13	9	11	12	38%	48%	38%	57%	57%	62%	43%	52%	57%	1	4.8%	
熊本県	45	33	30	30	26	30	29	35	31	30	27	73%	67%	67%	58%	67%	64%	78%	69%	67%	60%	7	15.6%
大分県	18	13	8	9	11	13	10	11	11	8	9	72%	44%	50%	61%	72%	56%	61%	61%	44%	50%	3	16.7%
宮崎県	26	15	13	14	15	16	18	12	16	14	11	58%	50%	54%	58%	62%	69%	46%	62%	54%	42%	2	7.7%
鹿児島県	43	27	24	25	32	33	33	34	31	31	31	63%	56%	58%	74%	77%	77%	79%	72%	72%	72%	10	23.3%
沖縄県	41	28	22	25	24	27	25	22	22	24	24	68%	54%	61%	59%	66%	61%	54%	54%	59%	13	31.7%	
計	1,737	1,013	924	943	954	974	977	970	913	904	904	58%	53%	54%	55%	56%	56%	56%	53%	52%	301	17.3%	

(注)自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表4-4 施設従事者による障害者虐待相談・通報件数0件の市区町村数（都道府県別）

自治 体数	自治 体数	通報0件自治体数										割合(通報0件自治体数／自治体数)										H24～R03通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	通報0件 自治体数	割合
北海道	179	171	152	156	153	152	153	143	156	154	147	96%	85%	87%	85%	85%	80%	87%	86%	82%	94	52.5%	
青森県	40	33	31	33	32	32	35	35	30	24	27	83%	78%	83%	80%	80%	88%	88%	75%	60%	68%	13	32.5%
岩手県	33	31	24	33	28	28	27	29	29	30	27	94%	73%	100%	85%	85%	82%	88%	88%	91%	82%	13	39.4%
宮城県	35	30	32	25	26	31	27	29	25	23	22	86%	91%	71%	74%	89%	77%	83%	71%	66%	63%	8	22.9%
秋田県	25	21	23	20	17	18	23	23	15	16	18	84%	92%	80%	68%	72%	92%	92%	60%	64%	72%	5	20.0%
山形県	35	33	32	28	31	29	32	30	29	29	26	94%	91%	80%	89%	83%	91%	86%	83%	83%	74%	17	48.6%
福島県	59	56	55	55	53	52	51	51	51	51	46	95%	93%	93%	90%	88%	86%	86%	86%	86%	78%	30	50.8%
茨城県	44	36	37	33	34	32	35	34	29	27	21	82%	84%	75%	77%	73%	80%	77%	66%	61%	48%	12	27.3%
栃木県	25	20	22	21	17	16	18	19	13	10	12	77%	85%	84%	68%	64%	72%	76%	52%	40%	48%	1	4.0%
群馬県	35	27	30	28	26	29	26	26	23	23	22	77%	86%	80%	74%	83%	74%	74%	66%	60%	63%	13	37.1%
埼玉県	63	52	49	44	48	33	39	29	22	32	27	83%	78%	70%	76%	52%	62%	46%	35%	51%	43%	6	9.5%
千葉県	54	39	31	34	33	23	27	23	21	23	19	72%	57%	63%	61%	43%	50%	43%	39%	43%	35%	6	11.1%
東京都	62	27	21	23	19	23	19	20	16	15	12	44%	34%	37%	31%	37%	31	32%	26%	24%	19%	10	16.1%
神奈川県	33	19	16	17	15	15	16	16	17	13	15	58%	48%	52%	45%	45%	48%	48%	52%	39%	45%	5	15.2%
新潟県	30	28	28	27	24	23	25	24	20	21	23	93%	93%	90%	80%	77%	83%	80%	67%	70%	77%	11	36.7%
富山県	15	13	13	12	13	13	11	11	11	6	5	87%	87%	80%	87%	87%	73%	73%	40%	33%	2	13.3%	
石川県	19	16	13	12	10	11	11	13	11	12	11	84%	68%	63%	53%	58%	58%	68%	58%	63%	58%	2	10.5%
福井県	17	13	11	12	6	11	8	10	7	11	8	76%	65%	71%	35%	65%	47%	59%	41%	65%	47%	1	5.9%
山梨県	27	22	18	21	22	18	23	20	17	19	18	81%	67%	78%	81%	67%	85%	74%	63%	70%	67%	9	33.3%
長野県	77	68	69	61	63	58	54	57	55	58	57	88%	90%	79%	82%	75%	70%	74%	71%	75%	74%	28	36.4%
岐阜県	42	37	38	36	33	34	31	29	27	33	32	88%	90%	86%	79%	81%	74%	69%	64%	79%	76%	14	33.3%
静岡県	35	26	23	23	24	24	19	22	19	21	16	74%	66%	66%	69%	69%	54%	63%	54%	60%	46%	8	22.9%
愛知県	54	39	28	29	26	28	28	26	24	15	12	72%	52%	54%	48%	52%	52%	48%	44%	28%	22%	3	5.6%
三重県	29	22	17	22	18	21	22	16	15	16	13	76%	59%	76%	62%	72%	76%	55%	52%	55%	45%	8	27.6%
滋賀県	19	13	8	9	6	8	9	7	7	8	7	68%	42%	47%	32%	42%	47%	37%	37%	42%	37%	1	5.3%
京都府	26	20	18	15	14	14	12	13	16	14	12	77%	69%	58%	54%	54%	46%	50%	62%	54%	46%	4	15.4%
大阪府	43	22	17	17	14	10	11	12	14	12	10	51%	40%	40%	33%	23%	26%	28%	33%	28%	23%	2	4.7%
兵庫県	41	25	21	15	24	21	20	17	18	21	20	61%	51%	37%	59%	51%	49%	41%	44%	51%	49%	6	14.6%
奈良県	39	37	32	31	35	34	29	34	28	29	29	95%	82%	79%	90%	87%	74%	87%	72%	74%	74%	19	48.7%
和歌山县	30	24	28	25	24	22	27	24	24	23	25	80%	93%	83%	80%	73%	90%	80%	80%	77%	83%	12	40.0%
鳥取県	19	17	15	15	15	12	11	14	12	13	14	89%	79%	79%	79%	63%	58%	74%	63%	68%	74%	6	31.6%
島根県	19	16	16	12	12	15	11	11	15	13	13	84%	84%	63%	63%	79%	58%	58%	79%	68%	68%	6	31.6%
岡山県	27	22	20	19	14	17	17	21	21	19	16	81%	74%	70%	52%	63%	63%	78%	78%	70%	59%	6	22.2%
広島県	23	17	12	12	9	13	13	13	11	14	13	74%	52%	52%	39%	57%	57%	57%	48%	61%	57%	2	8.7%
山口県	19	14	13	16	13	9	8	10	7	9	5	74%	68%	84%	68%	47%	42%	53%	37%	47%	26%	4	21.1%
徳島県	24	20	19	16	21	19	14	20	17	16	16	83%	79%	67%	88%	79%	58%	83%	71%	67%	67%	8	33.3%
香川県	17	12	12	13	12	9	10	11	12	11	11	71%	71%	76%	71%	53%	59%	65%	71%	65%	65%	3	17.6%
愛媛県	20	15	12	15	11	15	12	13	12	15	15	75%	60%	75%	55%	75%	60%	65%	60%	75%	75%	4	20.0%
高知県	30	27	28	28	24	25	25	23	25	28	26	90%	93%	93%	80%	83%	83%	77%	83%	93%	87%	15	50.0%
福岡県	60	51	41	40	40	46	37	39	37	38	36	85%	68%	67%	67%	77%	62%	65%	62%	63%	60%	11	18.3%
佐賀県	20	15	11	12	15	17	14	16	16	17	14	75%	55%	60%	75%	85%	70%	80%	80%	85%	70%	4	20.0%
長崎県	21	12	12	12	11	12	11	12	9	11	11	57%	57%	52%	57%	57%	52%	57%	43%	52%	52%	1	4.8%
熊本県	45	36	34	37	37	41	34	34	34	32	33	80%	76%	82%	82%	91%	76%	76%	76%	71%	73%	15	33.3%
大分県	18	14	13	14	9	8	14	9	12	11	10	78%	72%	78%	50%	44%	78%	50%	67%	61%	56%	2	11.1%
宮崎県	26	22	17	19	18	19	18	18	13	17	16	85%	65%	73%	69%	73%	69%	69%	50%	65%	62%	8	30.8%
鹿児島県	43	40	38	33	32	34	34	35	34	35	30	93%	88%	77%	74%	79%	79%	81%	79%	81%	70%	19	44.2%
沖縄県	41	38	33	32	31	32	29	24	27	28	26	93%	80%	78%	76%	78%	71%	59%	66%	68%	63%	17	41.5%
計	1,737	1,408	1,283	1,262	1,212	1,206	1,180	1,165	1,103	1,116	1,044	81%	74%	73%	70%	69%	68%	67%	64%	64%	60%	494	28.4%

(注)自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

表 4-5 使用者による障害者虐待相談・通報件数 0 件の市区町村数（都道府県別）

自治 体数	自治 体数	通報O件自治体数												割合(通報O件自治体数／自治体数)												H24～R03通算	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	通報O件 自治体数	割合				
北海道	179	171	173	165	171	175	165	171	173	168	171	96%	97%	92%	96%	98%	92%	96%	97%	94%	96%	135	75.4%				
青森県	40	38	39	38	38	38	39	40	37	37	39	95%	98%	95%	95%	95%	98%	100%	93%	93%	98%	31	77.5%				
岩手県	33	31	29	31	31	30	29	32	33	31	32	94%	88%	94%	94%	91%	88%	97%	100%	94%	97%	21	63.6%				
宮城県	35	34	33	30	31	30	32	31	29	34	33	97%	94%	86%	89%	86%	91%	89%	83%	97%	94%	19	54.3%				
秋田県	25	24	25	24	24	24	24	24	24	24	25	96%	100%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	96%	100%	20	80.0%				
山形県	35	34	35	34	34	31	34	35	34	34	32	97%	100%	97%	97%	89%	97%	100%	97%	97%	91%	28	80.0%				
福島県	59	55	55	57	57	56	57	59	59	57	56	93%	93%	97%	97%	95%	97%	100%	100%	97%	95%	49	83.1%				
茨城県	44	38	38	41	40	42	41	41	43	41	43	86%	86%	93%	91%	95%	93%	93%	98%	93%	98%	27	61.4%				
栃木県	25	23	25	24	25	24	25	24	25	21	21	92%	100%	96%	100%	96%	100%	96%	100%	84%	84%	15	60.0%				
群馬県	35	32	31	33	30	32	32	29	29	31	33	91%	89%	94%	86%	91%	91%	83%	83%	89%	94%	23	65.7%				
埼玉県	63	61	52	55	58	56	59	53	51	52	56	97%	83%	87%	92%	89%	94%	84%	81%	83%	89%	28	44.4%				
千葉県	54	44	46	45	42	43	44	40	44	38	41	81%	85%	83%	78%	80%	81%	74%	81%	70%	76%	17	31.5%				
東京都	62	37	37	38	41	36	45	41	40	41	38	60%	60%	61%	66%	58%	73%	66%	65%	66%	61%	12	19.4%				
神奈川県	33	22	21	23	18	29	24	27	29	28	23	67%	64%	70%	55%	88%	73%	82%	88%	85%	70%	12	36.4%				
新潟県	30	29	27	28	29	26	27	27	26	28	28	97%	90%	93%	97%	87%	90%	90%	87%	93%	93%	19	63.3%				
富山県	15	15	14	14	14	13	13	15	13	12	13	100%	93%	93%	93%	87%	87%	100%	87%	80%	87%	6	40.0%				
石川県	19	15	17	17	15	14	14	14	16	16	18	79%	89%	89%	79%	74%	74%	74%	84%	84%	95%	6	31.6%				
福井県	17	14	13	14	12	16	13	12	12	15	15	82%	76%	82%	71%	94%	76%	71%	71%	88%	88%	3	17.6%				
山梨県	27	26	26	22	23	22	23	25	27	24	26	96%	96%	81%	85%	81%	85%	93%	100%	89%	96%	16	59.3%				
長野県	77	73	72	73	72	76	69	71	71	72	70	95%	94%	95%	94%	99%	90%	92%	92%	94%	91%	47	61.0%				
岐阜県	42	40	38	39	38	39	38	40	37	41	38	95%	90%	93%	90%	93%	90%	95%	88%	98%	90%	29	69.0%				
静岡県	35	33	27	31	27	28	28	31	30	30	32	94%	77%	89%	77%	80%	80%	80%	89%	86%	86%	17	48.6%				
愛知県	54	48	43	39	33	41	40	43	38	42	45	89%	80%	72%	61%	76%	74%	80%	70%	78%	83%	16	29.6%				
三重県	29	25	23	25	26	25	25	23	25	24	25	86%	79%	86%	90%	86%	86%	79%	86%	83%	86%	16	55.2%				
滋賀県	19	17	18	15	14	16	15	14	15	17	15	89%	95%	79%	74%	84%	79%	74%	79%	89%	79%	6	31.6%				
京都府	26	25	24	20	22	23	20	22	22	24	21	96%	92%	77%	85%	88%	77%	85%	85%	92%	81%	11	42.3%				
大阪府	43	37	25	30	22	22	26	19	27	32	22	86%	58%	70%	51%	51%	60%	44%	63%	74%	51%	5	11.6%				
兵庫県	41	33	30	33	34	32	31	33	35	33	36	80%	73%	80%	83%	78%	76%	80%	85%	80%	88%	19	46.3%				
奈良県	39	39	37	37	38	36	37	36	36	37	38	100%	95%	95%	97%	92%	95%	92%	95%	97%	97%	29	74.4%				
和歌山県	30	30	30	28	29	26	29	30	29	29	29	100%	100%	93%	97%	87%	97%	100%	97%	97%	97%	22	73.3%				
鳥取県	19	17	15	17	16	17	18	17	17	14	16	89%	79%	89%	84%	89%	95%	89%	89%	74%	84%	11	57.9%				
島根県	19	15	17	19	17	19	16	18	18	16	18	79%	89%	100%	89%	100%	84%	95%	95%	84%	95%	10	52.6%				
岡山県	27	23	24	24	23	22	20	24	24	23	24	85%	89%	85%	85%	81%	74%	89%	89%	85%	89%	11	40.7%				
広島県	23	20	19	20	16	16	18	17	20	19	20	87%	83%	87%	70%	70%	78%	74%	87%	83%	87%	10	43.5%				
山口県	19	16	18	18	17	14	13	17	19	19	16	84%	95%	95%	89%	74%	68%	89%	100%	100%	84%	10	52.6%				
徳島県	24	21	21	20	23	22	19	23	21	23	22	88%	88%	83%	96%	92%	79%	96%	88%	96%	92%	13	54.2%				
香川県	17	17	15	16	15	14	14	15	13	15	13	100%	88%	94%	88%	82%	82%	88%	76%	88%	76%	4	23.5%				
愛媛県	20	17	19	18	12	19	20	19	20	20	18	85%	95%	90%	60%	95%	100%	95%	100%	90%	100%	10	50.0%				
高知県	30	29	29	29	28	29	30	29	29	30	29	97%	97%	93%	97%	100%	97%	97%	100%	97%	97%	25	83.3%				
福岡県	60	57	51	57	48	53	54	52	51	54	54	95%	85%	95%	80%	88%	90%	87%	85%	90%	90%	31	51.7%				
佐賀県	20	17	18	19	19	19	20	18	20	20	17	85%	90%	95%	95%	95%	100%	90%	100%	100%	85%	12	60.0%				
長崎県	21	20	20	16	18	21	18	17	17	19	16	95%	95%	76%	86%	100%	86%	81%	81%	90%	76%	9	42.9%				
熊本県	45	41	43	40	41	42	42	39	40	42	38	91%	96%	89%	91%	93%	93%	87%	89%	93%	84%	25	55.6%				
大分県	18	16	16	14	16	16	17	16	16	14	17	89%	89%	78%	88%	89%	94%	89%	89%	89%	94%	9	50.0%				
宮崎県	26	23	21	24	25	21	22	23	23	23	22	88%	81%	92%	96%	81%	85%	88%	88%	88%	85%	17	65.4%				
鹿児島県	43	41	38	39	40	38	40	39	42	40	40	95%	88%	91%	93%	88%	93%	91%	98%	93%	93%	31	72.1%				
沖縄県	41	41	39	39	37	39	40	37	38	39	39	100%	95%	95%	90%	95%	98%	90%	93%	95%	95%	30	73.2%				
計	1,737	1,574	1,526	1,532	1,499	1,522	1,519	1,522	1,537	1,543	1,533	91%	88%	88%	86%	88%	87%	88%	88%	89%	88%	972	56.0%				

(注)自治体数は、5町村が広域連合を構成しているため1,737。

## 2) 養護者虐待における警察からの通報の状況

「3. 調査結果（単純集計）（1）養護者による障害者虐待についての対応状況等」の表3-1「相談・通報・届出者（複数回答）」に示すとおり、令和3年度「障害者虐待対応状況調査」結果において、相談・通報・届出者で最も多いのは「警察」であり、46.5%を占めている。

平成24年度から令和3年度の養護者における相談・通報・届出者は表4-6のとおりである。平成24年度の「警察」は相談・通報件数の10.9%であったが、令和3年度では46.5%まで構成割合は高まっており、警察との連携がより重要になると考えられる。

表4-6 養護者虐待における相談・通報・届出者

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合																		
	平成(年度)											令和(年度)											平成(年度)								
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	13.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	2.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	12.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	11.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	46.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	4.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
介護保険法に基づく居宅サー ビス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	1.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	3.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	0.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

## (2) 養護者による障害者虐待事例の詳細分析

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による虐待判断事例の件数は1,994件であり、被虐待者数は2,004人であった。ここでは、被虐待者別に収集された個票データを用いて、養護者による虐待判断事例について詳細分析を行った。

※本項では被虐待者の人数を母数とする構成割合を表記しているため、前節（「3. 調査結果（単純集計）」の構成比とは一致していない。

### 1) 被虐待者の基本属性別分析

#### ① 虐待の類型（複数回答）

全体でみれば、身体的虐待が67.5%、性的虐待が3.6%、心理的虐待が30.9%、放棄、放置（ネグレクト）が12.4%、経済的虐待が15.8%の割合である。

##### ア. 身体的虐待

- ・被虐待者の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・年代別では、中学生以下が多いものの、有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・障害種別にみると、知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に低い（知的障害あり62.4%、なし71.7%）。逆に、精神障害のある被虐待者はそうでない被虐待者に比べて身体的虐待を受けた割合が有意に高い（精神障害あり71.7%、なし64.5%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が身体的虐待を受けた割合が高い傾向がみられた。（表4-9）

⌚ 身体的虐待に遭いやすい属性等：精神障害がある、行動障害がある

##### イ. 性的虐待

- ・性別にみると、男性に比べ女性が性的虐待に遭った割合が高い（男性0.3%、女性は5.3%）。（表4-7）
- ・性的虐待の被害に遭っている年代は、中学生以下や15～19歳が多いものの、有意差はみられなかった。（表4-7）
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて性的虐待を受けた割合が有意に低い（身体障害あり0.8%、なし4.3%）。逆に、知的障害のある被虐待者はそうでない被虐待者に比べて性的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり5.1%、なし2.4%）。なお、精神障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられない。（表4-8）
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-9）

⌚ 性的虐待に遭いやすい属性等：女性、知的障害がある

##### ウ. 心理的虐待

- ・心理的虐待の性別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。（表4-7）

- ・年代別にみても、心理的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・障害種別にみると、発達障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて心理的虐待を受けている割合が有意に高い(発達障害あり 42.7%、なし 30.4%)。なお、身体障害や知的障害、精神障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が心理的虐待を受けた割合が低い傾向がみられた。(表 4-9)

⌚ 心理的虐待に遭いやすい属性等：発達障害がある、行動障害がない

## エ. 放棄、放置（ネグレクト）

- ・女性に比べ、男性が放棄、放置（ネグレクト）の被害に遭っている割合が高い（男性 15.8%、女性 10.7%）。(表 4-7)
- ・年代別では、中学生以下や 15~19 歳が多いものの、有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、身体障害のある被虐待者や知的障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が有意に高い（身体障害あり 16.1%、なし 11.5%、知的障害あり 15.9%、なし 9.4%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 8.1%、なし 15.4%）。なお、難病等でも、そうでない被虐待者に比べて放棄、放置（ネグレクト）を受けた割合が高くなっているものの、有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみても性的虐待を受けた割合に有意差はみられなかった。(表 4-9)

⌚ 放棄、放置（ネグレクト）に遭いやすい属性等：男性、身体障害がある、知的障害がある

## オ. 経済的虐待

- ・被虐待者の性別にみると、女性に比べ男性が経済的虐待に遭った割合が高い（男性 18.2%、女性 14.6%）。(表 4-7)
- ・年代別では、20 歳代が 20%超の割合を占めているものの、有意差はみられなかった。(表 4-7)
- ・障害種別にみると、知的障害の被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合が有意に高い（知的障害あり 20.1%、なし 12.1%）。逆に、精神障害のある被虐待者は、そうでない被虐待者に比べて経済的虐待を受けた割合は有意に低くなっていた（精神障害あり 12.6%、なし 18.1%）。なお、身体障害や発達障害、難病等の有無では有意差はみられなかった。(表 4-8)
- ・行動障害の有無別にみると、行動障害の有無不明があるものの、行動障害がないに比べると、行動障害がある方が経済的虐待を受けた割合が低い傾向がみられた。(表 4-9)

⌚ 経済的虐待に遭いやすい属性等：男性、知的障害がある、行動障害がない

## ②虐待者の続柄

全体でみれば、虐待者の割合は父親 26.9%、母親 24.9%、夫 18.1%、兄弟 11.7%、その他 11.2%が上位を占めている。

### ア. 被虐待者の性別にみた虐待者

- ・被虐待者が男性の場合、虐待者は父親 35.5%、母親 28.8%、兄弟 14.9%が主な虐待者である。一方、被虐待者が女性の場合には父親 22.7%、母親 22.9%、夫 27.0%となる。(表 4-7)

### イ. 被虐待者の年代別にみた虐待者

- ・被虐待者が未成年～20歳代までの虐待者は父親や母親が中心である。被虐待者の年齢が高くなるに従って兄弟、夫の割合が高まり、50歳代以上になると兄弟や夫のほかに息子の割合も高くなっている。(表 4-7)

### ウ. 障害種別にみた虐待者

- ・身体障害のある被虐待者では、虐待者が夫や妻、息子である割合は有意に高い(夫：身体障害あり 22.4%、なし 17.2%、妻：身体障害あり 7.4%、なし 2.0%、息子：身体障害あり 6.6%、なし 3.7%)。
- ・知的障害のある被虐待者では、知的障害のない被虐待者に比べ父親や母親、兄弟、祖母から虐待を受けている割合が高い(被虐待者の年齢層が関係)。
- ・精神障害のある被虐待者では、父親や母親から虐待を受けた割合は有意に低く、夫や息子、娘から虐待を受けた割合が高まっている。
- ・発達障害のある被虐待者では、父から虐待を受けた割合は有意に高い(発達障害あり 39.0%、なし 26.4%)。(表 4-7)

### エ. 行動障害の有無別にみた虐待者

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合には、父親や母親、夫が虐待者となる割合が高い。(表 4-9)

### ③虐待の発生要因

全体でみれば、虐待の発生要因としては「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の42.5%が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」42.3%、「虐待者の知識や情報の不足」25.6%等が上位を占めている。

#### ア. 被虐待者の性別・年代別にみた虐待発生要因

- ・「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の知識や情報の不足」、「被虐待者の行動障害」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」において、被虐待者が女性よりも男性の場合で有意に高くなっていた。(表4-7)
- ・年代別では有意差はみられなかった。(表4-7)

#### イ. 障害種別にみた虐待発生要因

- ・身体障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」の割合が高く、「被虐待者の行動障害」の要因は有意に低い。(表4-7)
- ・知的障害のある被虐待者では、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」、「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」、「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」等の割合が有意に高くなっており、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表4-8)
- ・精神障害のある被虐待者では、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」や「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」の割合が有意に高く、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者が虐待と認識していない」、「被虐待者の行動障害」、「家庭における経済的困窮(経済的問題)」等の割合が有意に低い。(表4-8)

#### ウ. 行動障害の有無別にみた虐待発生要因

- ・被虐待者に行動障害がある(認定あり・なし)場合、「虐待者の介護疲れ」や「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」、「被虐待者の行動障害」の割合が有意に高く、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」は有意に低かった。(表4-9)

表4-7 被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）

		全体	性別			年齢						有意差
			男性	女性	有意差	中学生以下	15~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	
全体		2,004 100%	671 67.5%	1,333 65.3%		12 100%	133 100%	409 100%	341 100%	441 100%	450 100%	218 100%
虐待の類型	身体的虐待	1,352 67.5%	438 65.3%	914 68.6%		10 83.3%	76 57.1%	238 58.2%	238 69.8%	307 69.6%	324 72.0%	159 72.9% (***)
	性的虐待	73 3.6%	2 0.3%	71 5.3%	***	1 8.3%	11 8.3%	21 5.1%	16 4.7%	11 2.5%	11 2.4%	2 0.9% (**)
	心理的虐待	619 30.9%	191 28.5%	428 32.1%		2 16.7%	51 38.3%	134 32.8%	105 30.8%	139 31.5%	123 27.3%	65 29.8%
	放棄、放置(ネグレクト)	248 12.4%	106 15.8%	142 10.7%	***	4 33.3%	29 21.8%	63 15.4%	38 11.1%	42 9.5%	47 10.4%	25 11.5% (***)
	経済的虐待	316 15.8%	122 18.2%	194 14.6%	*	0 0.0%	15 11.3%	87 21.3%	38 11.1%	62 14.1%	78 17.3%	36 16.5% (**)
虐待者の統柄	父	540 26.9%	238 35.5%	302 22.7%	***	3 25.0%	55 41.4%	153 37.4%	116 34.0%	136 30.8%	70 15.6%	7 3.2% (***)
	母	498 24.9%	193 28.8%	305 22.9%	**	8 66.7%	63 47.4%	178 43.5%	91 26.7%	79 17.9%	73 16.2%	6 2.8% (***)
	夫	363 18.1%	3 0.4%	360 27.0%		1 8.3%	2 1.5%	25 6.1%	61 17.9%	91 20.6%	110 24.4%	73 33.5% (***)
	妻	59 2.9%	56 8.3%	3 0.2%		0 0.0%	0 0.0%	2 0.5%	10 2.9%	14 3.2%	25 5.6%	8 3.7% (***)
	息子	85 4.2%	11 1.6%	73 5.5%	***	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.6%	36 8.0%	41 18.8% (***)
	娘	27 1.3%	1 0.1%	26 2.0%	***	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.7%	13 2.9%	11 5.0% (***)
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	1 0.1%	1 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.2%	1 0.5%
	兄弟	235 11.7%	100 14.9%	134 10.1%	**	0 0.0%	4 3.0%	26 6.4%	34 10.0%	68 15.4%	67 14.9%	35 16.1% (***)
	姉妹	95 4.7%	35 5.2%	58 4.4%		0 0.0%	3 2.3%	6 1.5%	16 4.7%	25 5.7%	32 7.1%	11 5.0% (**)
	祖父	10 0.5%	4 0.6%	6 0.5%		0 0.0%	3 2.3%	6 1.5%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0% (**)
	祖母	13 0.6%	3 0.4%	10 0.8%		0 0.0%	2 1.5%	7 1.7%	2 0.6%	1 0.2%	0 0.0%	1 0.5% (*)
	その他	225 11.2%	72 10.7%	144 10.8%		0 0.0%	15 11.3%	45 11.0%	42 12.3%	39 8.8%	47 10.4%	28 12.8%
	不明	3 0.15%	0 0.0%	3 0.23%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.24%	0 0.0%	2 0.45%	0 0.0%	0 0.0%
虐待者の要因	虐待者の介護疲れ	415 20.7%	161 24.0%	251 18.8%	**	7 58.3%	23 17.3%	76 18.6%	65 19.1%	81 18.4%	113 25.1%	47 21.6% (**)
	虐待者の知識や情報の不足	513 25.6%	192 28.6%	310 23.3%	**	3 25.0%	33 24.8%	114 27.9%	86 25.2%	101 22.9%	111 24.7%	54 24.8%
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	130 6.5%	37 5.5%	93 7.0%		0 0.0%	9 6.8%	23 5.6%	21 6.2%	37 8.4%	27 6.0%	13 6.0%
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	332 16.6%	116 17.3%	210 15.8%		0 0.0%	21 15.8%	61 14.9%	55 16.1%	56 12.7%	80 17.8%	53 24.3% (**)
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	181 9.0%	58 8.8%	122 9.2%		2 16.7%	16 12.0%	48 11.7%	18 5.3%	38 8.6%	40 8.9%	18 8.3%
	虐待者が虐待と認識していない	847 42.3%	286 42.6%	535 40.1%		2 16.7%	56 42.1%	186 45.5%	147 43.1%	187 42.4%	164 36.4%	79 36.2% (*)
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	347 17.3%	120 17.9%	225 16.9%		2 16.7%	24 18.0%	70 17.1%	55 16.1%	62 14.1%	87 19.3%	45 20.6%
被虐待者の要因	虐待者側のその他の要因	198 9.9%	66 9.8%	130 9.8%		1 8.3%	19 14.3%	41 10.0%	28 8.2%	44 10.0%	42 9.3%	21 9.6%
	被虐待者側の介護度や支援度の高さ	504 25.1%	183 27.3%	318 23.9%		3 25.0%	27 20.3%	96 23.5%	89 26.1%	95 21.5%	127 28.2%	64 29.4%
	被虐待者の行動障害	319 15.9%	141 21.0%	174 13.1%	***	3 25.0%	23 17.3%	76 18.6%	67 19.6%	58 13.2%	62 13.8%	26 11.9% (*)
	被虐待者側のその他の要因	189 9.4%	63 9.4%	124 9.3%		0 0.0%	14 10.5%	45 11.0%	30 8.8%	44 10.0%	39 8.7%	15 6.9%
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	851 42.5%	274 40.8%	572 42.9%		5 41.7%	65 48.9%	166 40.6%	143 41.9%	192 43.5%	189 42.0%	86 39.4%
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	311 15.5%	114 17.0%	194 14.6%		0 0.0%	22 16.5%	83 20.3%	48 14.1%	57 12.9%	67 14.9%	31 14.2% (*)
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	290 14.5%	112 16.7%	176 13.2%	*	1 8.3%	20 15.0%	70 17.1%	57 16.7%	52 11.8%	61 13.6%	27 12.4%
	家庭におけるその他の要因	73 3.6%	23 3.4%	50 3.8%		0 0.0%	5 3.8%	25 6.1%	8 2.3%	15 3.4%	16 3.6%	4 1.8%

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

表4-8 被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）

		全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
			該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	全体	2,004 100%	366 100%	1,638 100%		916 100%	1,088 100%		836 100%	1,168 100%		82 100%	1,922 100%		21 100%	1,983 100%	
虐待の類型	身体的虐待	1,352 67.5%	257 70.2%	1095 66.8%		572 62.4%	780 71.7%	***	599 71.7%	753 64.5%	***	59 72.0%	1,293 67.3%		16 76.2%	1,336 67.4%	
	性的虐待	73 3.6%	3 0.8%	70 4.3%	**	47 5.1%	26 2.4%	**	26 3.1%	47 4.0%		0 0.0%	73 3.8%		0 0.0%	73 3.7%	
	心理的虐待	619 30.9%	113 30.9%	506 30.9%		265 28.9%	354 32.5%		264 31.6%	355 30.4%		35 42.7%	584 30.4%	*	9 42.9%	610 30.8%	
	放棄、放置(ネグレクト)	248 12.4%	59 16.1%	189 11.5%	*	146 15.9%	102 9.4%	***	68 8.1%	180 15.4%	***	8 9.8%	240 12.5%		6 28.6%	242 12.2%(*)	
	経済的虐待	316 15.8%	49 13.4%	267 16.3%		184 20.1%	132 12.1%	***	105 12.6%	211 18.1%	***	9 11.0%	307 16.0%		3 14.3%	313 15.8%	
虐待者の続柄	父	540 26.9%	80 21.9%	460 28.1%	*	312 34.1%	228 21.0%	***	185 22.1%	355 30.4%	***	32 39.0%	508 26.4%	*	8 38.1%	532 26.8%	
	母	498 24.9%	87 23.8%	411 25.1%		307 33.5%	191 17.6%	***	139 16.6%	359 30.7%	***	24 29.3%	474 24.7%		6 28.6%	492 24.8%	
	夫	363 18.1%	82 22.4%	281 17.2%	*	60 6.6%	303 27.8%	***	221 26.4%	142 12.2%	***	11 13.4%	352 18.3%		7 33.3%	356 18.0%(*)	
	妻	59 2.9%	27 7.4%	32 2.0%	***	5 0.5%	54 5.0%	***	28 3.3%	31 2.7%		6 7.3%	53 2.8%	(*)	0 0.0%	59 3.0%	
	息子	85 4.2%	24 6.6%	61 3.7%	*	13 1.4%	72 6.6%	***	53 6.3%	32 2.7%	***	2 2.4%	83 4.3%		1 4.8%	84 4.2%	
	娘	27 1.3%	3 0.8%	24 1.5%		1 0.1%	26 2.4%	***	21 2.5%	6 0.5%	***	1 1.2%	26 1.4%		1 4.8%	26 1.3%	
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0 0.0%	2 0.1%		2 0.2%	0 0.0%		1 0.1%	1 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%	
	兄弟	235 11.7%	36 9.8%	199 12.1%		123 13.4%	112 10.3%	*	95 11.4%	140 12.0%		4 4.9%	231 12.0%		1 4.8%	234 11.8%	
	姉妹	95 4.7%	18 4.9%	77 4.7%		50 5.5%	45 4.1%		31 3.7%	64 5.5%		1 1.2%	94 4.9%		2 9.5%	93 4.7%	
	祖父	10 0.5%	1 0.3%	9 0.5%		6 0.7%	4 0.4%		5 0.6%	5 0.4%		1 1.2%	9 0.5%		0 0.0%	10 0.5%	
	祖母	13 0.6%	0 0.0%	13 0.8%		10 1.1%	3 0.3%	*	3 0.4%	10 0.9%		0 0.0%	13 0.7%		0 0.0%	13 0.7%	
	その他	225 11.2%	29 7.9%	196 12.0%	*	106 11.6%	119 10.9%		103 12.3%	122 10.4%		7 8.5%	218 11.3%		1 4.8%	224 11.3%	
	不明	3 0.15%	0 0.00%	3 0.18%		0 0.00%	3 0.28%		1 0.12%	2 0.17%		0 0.00%	3 0.16%		0 0.00%	3 0.15%	
虐待者の側の要因	虐待者の介護疲れ	415 20.7%	105 28.7%	310 18.9%	***	212 23.1%	203 18.7%	*	136 16.3%	279 23.9%	***	17 20.7%	398 20.7%		10 47.6%	405 20.4%(**)	
	虐待者の知識や情報の不足	513 25.6%	84 23.0%	429 26.2%		248 27.1%	265 24.4%		194 23.2%	319 27.3%	*	35 42.7%	478 24.9%	***	6 28.6%	507 25.6%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	130 6.5%	30 8.2%	100 6.1%		61 6.7%	69 6.3%		56 6.7%	74 6.3%		5 6.1%	125 6.5%		1 4.8%	129 6.5%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	332 16.6%	70 19.1%	262 16.0%		153 16.7%	179 16.5%		132 15.8%	200 17.1%		11 13.4%	321 16.7%		10 47.6%	322 16.2%(**)	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	181 9.0%	30 8.2%	151 9.2%		103 11.2%	78 7.2%	**	59 7.1%	122 10.4%	*	11 13.4%	170 8.8%		6 28.6%	175 8.8%(**)	
	虐待者が虐待と認識していない	847 42.3%	131 35.8%	716 43.7%	**	415 45.3%	432 39.7%	*	313 37.4%	534 45.7%	***	38 46.3%	809 42.1%		10 47.6%	837 42.2%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	347 17.3%	52 14.2%	295 18.0%		140 15.3%	207 19.0%	*	169 20.2%	178 15.2%	**	16 19.5%	331 17.2%		7 33.3%	340 17.1%(*)	
被虐待者の側の要因	虐待者側の他の要因	198 9.9%	34 9.3%	164 10.0%		101 11.0%	97 8.9%		79 9.4%	119 10.2%		6 7.3%	192 10.0%		2 9.5%	196 9.9%	
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	504 25.1%	132 36.1%	372 22.7%	***	248 27.1%	256 23.5%		186 22.2%	318 27.2%	*	18 22.0%	486 25.3%		12 57.1%	492 24.8%***	
	被虐待者の行動障害	319 15.9%	44 12.0%	275 16.8%	*	188 20.5%	131 12.0%	***	108 12.9%	211 18.1%	**	18 22.0%	301 15.7%		2 9.5%	317 16.0%	
家庭環境	被虐待者側の他の要因	189 9.4%	28 7.7%	161 9.8%		83 9.1%	106 9.7%		91 10.9%	98 8.4%		4 4.9%	185 9.6%		2 9.5%	187 9.4%	
	家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	851 42.5%	146 39.9%	705 43.0%		333 36.4%	518 47.6%	***	398 47.6%	453 38.8%	***	37 45.1%	814 42.4%		9 42.9%	842 42.5%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	311 15.5%	51 13.9%	260 15.9%		171 18.7%	140 12.9%	***	107 12.8%	204 17.5%	**	13 15.9%	298 15.5%		2 9.5%	309 15.6%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	290 14.5%	45 12.3%	245 15.0%		160 17.5%	130 11.9%	***	111 13.3%	179 15.3%		18 22.0%	272 14.2%	*	4 19.0%	286 14.4%	
	家庭におけるその他の要因	73 3.6%	13 3.6%	60 3.7%		51 5.6%	22 2.0%	***	17 2.0%	56 4.8%	**	2 2.4%	71 3.7%		0 0.0%	73 3.7%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

表4-9 被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）

		全体	行動障害					
			強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けたではないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明	有意差
全体		2,004 100%	225 100%	38 100%	293 100%	1,406 100%	42 100%	
虐待の類型	身体的虐待	1,352 67.5%	169 75.1%	30 78.9%	209 71.3%	908 64.6%	36 85.7%	***
	性的虐待	73 3.6%	2 0.9%	1 2.6%	12 4.1%	57 4.1%	1 2.4%	
	心理的虐待	619 30.9%	44 19.6%	11 28.9%	86 29.4%	471 33.5%	7 16.7%	***
	放棄、放置(ネグレクト)	248 12.4%	38 16.9%	5 13.2%	34 11.8%	168 11.9%	3 7.1%	
	経済的虐待	316 15.8%	27 12.0%	0 0.0%	36 12.3%	245 17.4%	8 19.0%	**
虐待者の続柄	父	540 26.9%	88 39.1%	10 26.3%	94 32.1%	341 24.3%	7 16.7%	
	母	498 24.9%	102 45.3%	13 34.2%	68 23.2%	302 21.5%	13 31.0%	***
	夫	363 18.1%	12 5.3%	8 21.1%	48 16.4%	289 20.6%	6 14.3%	***
	妻	59 2.9%	2 0.9%	1 2.6%	3 1.0%	53 3.8%	0 0.0%	(*)
	息子	85 4.2%	2 0.9%	1 2.6%	17 5.8%	61 4.3%	3 7.1%	
	娘	27 1.3%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	25 1.8%	0 0.0%	
	息子の配偶者(嫁)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	娘の配偶者(婿)	2 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.1%	0 0.0%	
	兄弟	235 11.7%	20 8.9%	5 13.2%	40 13.7%	163 11.6%	6 14.3%	
	姉妹	95 4.7%	11 4.9%	1 2.6%	17 5.8%	62 4.4%	2 4.8%	
	祖父	10 0.5%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	8 0.6%	0 0.0%	
	祖母	13 0.6%	1 0.4%	0 0.0%	1 0.3%	10 0.7%	1 2.4%	
	その他	225 11.2%	10 4.4%	1 2.6%	27 9.2%	173 12.3%	5 11.9%	**
	不明	3 0.15%	0 0.0%	0 0.00%	0 0.00%	2 0.14%	1 2.38%	**
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	415 20.7%	87 38.7%	14 36.8%	84 28.7%	222 15.8%	5 11.9%	***
	虐待者の知識や情報の不足	513 25.6%	55 24.4%	10 26.3%	87 29.7%	343 24.4%	7 16.7%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	130 6.5%	4 1.8%	2 5.3%	10 3.4%	111 7.9%	3 7.1%	**
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	332 16.6%	64 28.4%	11 28.9%	66 22.5%	177 12.6%	8 19.0%	***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	181 9.0%	30 13.3%	6 15.8%	32 10.9%	111 7.9%	1 2.4%	(*)
	虐待者が虐待と認識していない	847 42.3%	89 39.6%	14 36.8%	121 41.3%	581 41.3%	16 38.1%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	347 17.3%	30 13.3%	6 15.8%	51 17.4%	249 17.7%	9 21.4%	
	虐待者側のその他の要因	198 9.9%	18 8.0%	5 13.2%	29 9.9%	139 9.9%	5 11.9%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	504 25.1%	113 50.2%	12 31.6%	83 28.3%	287 20.4%	6 14.3%	***
	被虐待者の行動障害	319 15.9%	124 55.1%	26 68.4%	114 38.9%	46 3.3%	5 11.9%	***
	被虐待者側のその他の要因	189 9.4%	8 3.6%	1 2.6%	19 6.5%	156 11.1%	3 7.1%	***
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	851 42.5%	68 30.2%	13 34.2%	117 39.9%	635 45.2%	13 31.0%	***
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	311 15.5%	26 11.6%	4 10.5%	46 15.7%	227 16.1%	5 11.9%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	290 14.5%	41 18.2%	8 21.1%	42 14.3%	195 13.9%	2 4.8%	
	家庭におけるその他の要因	73 3.6%	12 5.3%	2 5.3%	9 3.1%	49 3.5%	1 2.4%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## 2) 重篤ケースの分析

虐待が重篤化した場合、死亡事故につながるおそれもある。令和3年度「障害者虐待対応状況調査」では、養護者による障害者虐待で発生した死亡事故は0件であったが、それ以外でも重篤と考えられるケースが少なからず発生していると考えられる。そのようなケースの特徴や発生要因等を探ることで、早期の発見や適切な被虐待者への支援とともに養護者支援につなげていくことが必要である。

ここでは、令和3年度の養護者による障害者虐待として挙げられた個票データからいくつかの指標を用いて重篤ケースにおける特徴や発生要因の分析を試みた。

なお、重篤ケースに該当するものとして、本分析では下記の該当ケースを想定した。

- ①やむを得ない事由による措置を適用されたケース
- ②成年後見制度市区町村長申立てがなされたケース
- ③虐待の程度が“重度”とされたケース（判断は市区町村担当職員や管理職）

### ①虐待類型

- ・やむを得ない事由による措置が適用されたケースは身体的虐待ケースの割合が最も高いものの、非適用ケースと比較すると放棄、放置（ネグレクト）と判断されたケースでのやむを得ない事由による措置適用割合が有意に高くなっていた。
- ・成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでは経済的虐待と判断されたケースが多い。また、放棄、放置（ネグレクト）と経済的虐待の割合は有意に高く、身体的虐待は有意に低くなっている。
- ・虐待程度が重度のケースは身体的虐待が多い。重度のケースと中軽度ケースの割合と比較すると、性的虐待や心理的虐待、放棄、放置（ネグレクト）、経済的虐待ケースにおいて重度と判定された割合が有意に高くなっていた。逆に、身体的虐待ケースは有意に低くなっている。

表 4-10 重篤ケースの分析（虐待類型）

		やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
身体的虐待	件数 構成比	41 64.1%	1,311 67.6%		28 34.6%	1,324 68.9%	***	131 53.9%	1,221 69.3%	***
性的虐待	件数 構成比	6 9.4%	67 3.5%	(*)	5 6.2%	68 3.5%		16 6.6%	57 3.2%	**
心理的虐待	件数 構成比	19 29.7%	600 30.9%		22 27.2%	597 31.0%		91 37.4%	528 30.0%	*
放棄、放置（ネグレクト）	件数 構成比	22 34.4%	226 11.6%	***	36 44.4%	212 11.0%	***	85 35.0%	163 9.3%	***
経済的虐待	件数 構成比	13 20.3%	303 15.6%		47 58.0%	269 14.0%	***	77 31.7%	239 13.6%	***
虐待程度が重度	件数 構成比	18 28.1%	225 11.6%	***	35 43.2%	208 10.8%	***			

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合は( )で表示

## ②障害種別

- やむを得ない事由による措置が適用されたケースでは、非適用ケースと比べて知的障害のある被虐待者の割合が有意に高く、精神障害のある被虐待者の割合は有意に低くなっていた。
- 成年後見制度の市区町村長申立て適用ケースでも知的障害のある被虐待者の割合が71.6%を占めており、非適用ケースに比べて有意に高く、精神障害のある被虐待者は有意に低くなっていた。
- 虐待程度が重度のケースと中軽度のケースでも、知的障害のある被虐待者の割合が有意に高くなっていた。

表 4-11 重篤ケースの分析（障害種別）

	件数 構成比	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
身体障害	件数 構成比	6 9.4%	360 18.6%		11 13.6%	355 18.5%		44 18.1%	322 18.3%	
知的障害	件数 構成比	43 67.2%	873 45.0%	***	58 71.6%	858 44.6%	***	127 52.3%	789 44.8%	*
精神障害(発達障害を除く)	件数 構成比	16 25.0%	820 42.3%	**	24 29.6%	812 42.2%	*	89 36.6%	747 42.4%	
発達障害	件数 構成比	3 4.7%	79 4.1%		0 0.0%	82 4.3%		7 2.9%	75 4.3%	
難病	件数 構成比	1 1.6%	20 1.0%		2 2.5%	19 1.0%		4 1.6%	17 1.0%	
その他	件数 構成比	2 3.1%	37 1.9%		0 0.0%	39 2.0%		6 2.5%	33 1.9%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## ③障害支援区分

- 市町村長申立てで、区分3～6で適用ケースが高くなる傾向にあるものの、やむを得ない事由による措置や虐待の程度とともに、統計的な有意差は確認できなかった。

表 4-12 重篤ケースの分析（障害支援区分）

	件数 構成比	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
区分1	件数 構成比	0 0.0%	8 0.4%		1 1.2%	7 0.4%		2 0.8%	6 0.3%	
区分2	件数 構成比	9 14.1%	228 11.8%		5 6.2%	232 12.1%		21 8.6%	216 12.3%	
区分3	件数 構成比	7 10.9%	220 11.3%		13 16.0%	214 11.1%		33 13.6%	194 11.0%	
区分4	件数 構成比	8 12.5%	214 11.0%		16 19.8%	206 10.7%	(***)	26 10.7%	196 11.1%	(*)
区分5	件数 構成比	8 12.5%	124 6.4%		13 16.0%	119 6.2%		21 8.6%	111 6.3%	
区分6	件数 構成比	5 7.8%	173 8.9%		13 16.0%	165 8.6%		31 12.8%	147 8.3%	
なし	件数 構成比	25 39.1%	941 48.5%		20 24.7%	946 49.2%		105 43.2%	861 48.9%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

#### ④行動障害の有無

- やむを得ない事由による措置や市区町村長申し立て、虐待の程度とともに、統計的な有意差はみられなかった。

表 4-13 重篤ケースの分析（行動障害の有無）

	件数 構成比	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
強い行動障害がある(区分3、行動関連項目10点以上)	件数 構成比	12 18.8%	213 11.0%		15 18.5%	210 10.9%		31 12.8%	194 11.0%	
認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	件数 構成比	3 4.7%	35 1.8%		1 1.2%	37 1.9%		8 3.3%	30 1.7%	
行動障害がある	件数 構成比	13 20.3%	280 14.4%	(*)	14 17.3%	279 14.5%		33 13.6%	260 14.8%	
行動障害がない	件数 構成比	35 54.7%	1,371 70.7%		50 61.7%	1,356 70.5%		165 67.9%	1,241 70.5%	
行動障害の有無不明	件数 構成比	1 1.6%	41 2.1%		1 1.2%	41 2.1%		6 2.5%	36 2.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

#### ⑤虐待者の続柄

- やむを得ない事由による措置では、非適用ケースと比較すると、母や兄弟の割合が有意に高く、夫の割合は有意に低くなっている。
- 市区町村長申立て適用ケースでは、非適用ケースと比較すると、母の割合は有意に高く、夫の割合が有意に低くなっている。
- 虐待の程度では、中軽度と比較すると、息子やその他の重度の割合が有意に高く、夫は有意に低かった。

表 4-14 重篤ケースの分析（虐待者の続柄）

	件数 構成比	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
父	件数 構成比	13 20.3%	527 27.2%		20 24.7%	520 27.0%		52 21.4%	488 27.7%	
母	件数 構成比	26 40.6%	472 24.3%	**	32 39.5%	466 24.2%	**	67 27.6%	431 24.5%	
夫	件数 構成比	5 7.8%	358 18.5%	*	1 1.2%	362 18.8%	***	29 11.9%	334 19.0%	**
妻	件数 構成比	0 0.0%	59 3.0%		1 1.2%	58 3.0%		5 2.1%	54 3.1%	
息子	件数 構成比	4 6.3%	81 4.2%		4 4.9%	81 4.2%		18 7.4%	66 3.7%	**
娘	件数 構成比	0 0.0%	27 1.4%		3 3.7%	24 1.2%		2 0.8%	25 1.4%	
息子の配偶者(嫁)	件数 構成比	0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%		0 0.0%	0 0.0%	
娘の配偶者(婿)	件数 構成比	0 0.0%	2 0.1%		0 0.0%	2 0.1%		1 0.4%	1 0.1%	
兄弟	件数 構成比	13 20.3%	222 11.4%	*	13 16.0%	222 11.5%		36 14.8%	198 11.2%	
姉妹	件数 構成比	4 6.3%	91 4.7%		13 16.0%	82 4.3%	(***)	17 7.0%	76 4.3%	
祖父	件数 構成比	0 0.0%	10 0.5%		0 0.0%	10 0.5%		0 0.0%	10 0.6%	
祖母	件数 構成比	0 0.0%	13 0.7%		0 0.0%	13 0.7%		2 0.8%	11 0.6%	
その他	件数 構成比	9 14.1%	216 11.1%		14 17.3%	211 11.0%		39 16.0%	177 10.1%	**

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## ⑥虐待の発生要因

- 回答割合として、やむを得ない事由による措置が適用されたケース、市区町村長申立てが適用されたケース、虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態」と「家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる」の割合が共通して高くなっており、統計的な有意差もみられた。
- その他にも、やむを得ない事由による措置では「虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」や「虐待者が過去に虐待を行ったことがある」の割合が有意に高く、市区町村申立てが適用されたケースでは「虐待者が虐待と認識していない」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」の割合が、虐待程度が重度のケースでは「虐待者の知識や情報の不足」や「家庭における経済的困窮（経済的問題）」が有意に高くなっていた。

表 4-15 重篤ケースの分析（虐待の発生要因）

	件数 構成比	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度			
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差	
全体	64 100%	1,940 100%			81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%		
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	件数 構成比	17 26.6%	398 20.5%		14 17.3%	401 20.9%		47 19.3%	365 20.7%	
	虐待者の知識や情報の不足	件数 構成比	21 32.8%	492 25.4%		23 28.4%	490 25.5%		87 35.8%	415 23.6%	***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	件数 構成比	5 7.8%	125 6.4%		5 6.2%	125 6.5%		12 4.9%	118 6.7%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	件数 構成比	19 29.7%	313 16.1%	**	13 16.0%	319 16.6%		39 16.0%	287 16.3%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	件数 構成比	12 18.8%	169 8.7%		10 12.3%	171 8.9%		28 11.5%	152 8.6%	
	虐待者が虐待と認識していない	件数 構成比	32 50.0%	815 42.0%		46 56.8%	801 41.7%	**	110 45.3%	711 40.4%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	件数 構成比	18 28.1%	329 17.0%	*	23 28.4%	324 16.8%	**	58 23.9%	287 16.3%	**
被虐待者の要因	虐待者側の他の要因	件数 構成比	11 17.2%	187 9.6%	*	22 27.2%	176 9.2%	***	37 15.2%	159 9.0%	**
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	件数 構成比	23 35.9%	481 24.8%	*	22 27.2%	482 25.1%		67 27.6%	434 24.6%	
	被虐待者の行動障害	件数 構成比	16 25.0%	303 15.6%	*	12 14.8%	307 16.0%		29 11.9%	286 16.2%	
	被虐待者側の他の要因	件数 構成比	3 4.7%	186 9.6%		10 12.3%	179 9.3%		30 12.3%	157 8.9%	
家庭環境要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	件数 構成比	27 42.2%	824 42.5%		22 27.2%	829 43.1%	**	108 44.4%	738 41.9%	
	家庭における経済的困窮（経済的問題）	件数 構成比	14 21.9%	297 15.3%		32 39.5%	279 14.5%	***	61 25.1%	247 14.0%	***
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	件数 構成比	16 25.0%	274 14.1%	*	23 28.4%	267 13.9%	***	47 19.3%	241 13.7%	*
	家庭における他の要因	件数 構成比	4 6.3%	69 3.6%		8 9.9%	65 3.4%	(**)	14 5.8%	59 3.4%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

## ⑦過去の虐待の有無

- 回答割合として、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケース及び虐待程度が重度のケースでは、非適用ケースあるいは中軽度のケースに比べて、「過去に虐待認定されていた」や「虐待兆候の把握があった」の割合が共通して高くなつており、やむを得ない事由による措置や市区町村長申立てが適用されたケースでは、統計的な有意差もみられた。

表 4-16 重篤ケースの分析（過去の虐待の有無）

	件数	やむを得ない事由による措置			市区町村長申立て			虐待の程度		
		適用	非適用	有意差	適用	非適用	有意差	重度	中軽度	有意差
全体	件数 構成比	64 100%	1,940 100%		81 100%	1,923 100%		243 100%	1,761 100%	
過去に虐待認定されていた	件数 構成比	15 23.4%	239 12.3%		15 18.5%	239 12.4%		31 12.8%	223 12.7%	
虐待認定はされていないが虐待兆候の把握があった	件数 構成比	20 31.3%	378 19.5%	**	31 38.3%	367 19.1%	***	59 24.3%	339 19.3%	
虐待兆候は把握されていなかつた	件数 構成比	22 34.4%	1041 53.7%		31 38.3%	1032 53.7%		121 49.8%	942 53.5%	
不明	件数 構成比	7 10.9%	282 14.5%		4 4.9%	285 14.8%		32 13.2%	257 14.6%	

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には( )で表示

### (3) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事例の分析

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」では、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例は699件であり、被虐待者数は956人<sup>\*1</sup>、虐待者772<sup>\*2</sup>であった。ここでは、虐待が発生した施設・事業所種別、虐待行為の類型別、被虐待者の障害種類別に被虐待者や虐待を行った職員の属性、虐待発生要因等の把握を行った。

\*1: 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の7件を除く692件が対象。

\*2: 施設全体による虐待のため被虐待者が特定できなかった等の31件を除く668件の事例が対象。

#### 1) 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

虐待の事実が認められた事例が最も多いのは共同生活援助の162件であり、そのうち身体的虐待が77件(47.5%)、心理的虐待が71件(43.8%)を占めた。次いで、障害者支援施設で虐待の事実が認められた事例146件のうち、身体的虐待は111件(76.0%)であった。

放課後等デイサービスでは虐待の事実が認められた事例は95件であり、身体的虐待が65件(68.4%)であった。

表4-17 障害者福祉施設・事業所種別にみた障害者虐待の事実が認められた件数

	虐待件数	虐待類型(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
全体	699件 100.0%	397件 56.8%	107件 15.3%	295件 42.2%	38件 5.4%	35件 5.0%
障害者支援施設	146件 100.0%	111件 76.0%	7件 4.8%	50件 34.2%	14件 9.6%	12件 8.2%
居宅介護	18件 100.0%	10件 55.6%	2件 11.1%	10件 55.6%	0件 0.0%	2件 11.1%
重度訪問介護	6件 100.0%	2件 33.3%	0件 0.0%	5件 83.3%	0件 0.0%	1件 16.7%
行動援護	4件 100.0%	4件 100.0%	0件 0.0%	1件 25.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
療養介護	12件 100.0%	6件 50.0%	3件 25.0%	9件 75.0%	1件 8.3%	0件 0.0%
生活介護	87件 100.0%	63件 72.4%	14件 16.1%	32件 36.8%	2件 2.3%	2件 2.3%
短期入所	16件 100.0%	11件 68.8%	2件 12.5%	3件 18.8%	1件 6.3%	1件 6.3%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	4件 100.0%	0件 0.0%	3件 75.0%	1件 25.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労移行支援	7件 100.0%	1件 14.3%	3件 42.9%	3件 42.9%	0件 0.0%	0件 0.0%
就労継続支援A型	33件 100.0%	8件 24.2%	6件 18.2%	20件 60.6%	1件 3.0%	4件 12.1%
就労継続支援B型	83件 100.0%	25件 30.1%	20件 24.1%	44件 53.0%	6件 7.2%	2件 2.4%
自立生活援助事業	2件 100.0%	1件 50.0%	1件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
共同生活援助	162件 100.0%	77件 47.5%	24件 14.8%	71件 43.8%	13件 8.0%	10件 6.2%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5件 100.0%	1件 20.0%	3件 60.0%	1件 20.0%	0件 0.0%	1件 20.0%
移動支援事業	6件 100.0%	5件 83.3%	0件 0.0%	1件 16.7%	0件 0.0%	0件 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6件 100.0%	2件 33.3%	1件 16.7%	3件 50.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%	1件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
児童発達支援	5件 100.0%	4件 80.0%	0件 0.0%	1件 20.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
放課後等デイサービス	95件 100.0%	65件 68.4%	18件 18.9%	39件 41.1%	0件 0.0%	0件 0.0%

## 【参考 被虐待者の障害種別でみた施設従事者による虐待の事実が認められた件数】

被虐待者の障害種別でどのような虐待を受けているか傾向をみるため、被虐待者数と虐待類型別件数を整理した。

なお、障害者虐待では、1件につき複数の被虐待者がいる場合もあるため、被虐待者数と虐待の事実が認められた件数とは一致していない。また、障害種別及び虐待類型はともに重複する場合があるため正確な分析が困難な面があることから、ここでは傾向の確認のみを行った。

身体障害のある被虐待者は158人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が80件、心理的虐待が62件である。

知的障害のある被虐待者は697人であり、虐待行為の類型は身体的虐待が325件、心理的虐待が191件である。

精神障害のある被虐待者は146人であり、虐待行為の件数は心理的虐待が73件、身体的虐待が30件、性的虐待が28件である。

経済的虐待の多くは知的障害のある被虐待者であることが窺える。

参考表 被虐待者の障害種別別件数と、施設従事者による虐待行為の類型別虐待の事実が認められた件数

被虐待者数	全体	虐待件数(複数回答)				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置 (ネグレクト)	経済的虐待
956人	397件	107件	295件	38件	35件	
158人	80件	15件	62件	13件	7件	
697人	325件	71件	191件	30件	22件	
146人	30件	28件	73件	7件	11件	
58人	25件	9件	17件	0件	0件	
13人	9件	2件	3件	0件	1件	
27人	13件	2件	10件	0件	2件	

※障害種別、虐待行為の類型ともに重複カウントしているため、合計には一致しない。

## 2) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を受けた被虐待者の属性

### ①性別、年代

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者支援施設では245人の被虐待者がおり、うち男性は69.4%、女性は30.6%であった。被虐待者の年代は30歳代から60歳以上が中心となっている。

また、共同生活援助の被虐待者199人のうち、男性は58.8%、女性は41.2%であった。年代は20歳代から50歳代が高い。

放課後等デイサービスの被虐待者140人のうち、男性は81.4%、女性は18.6%であった。

生活介護では被虐待者120人のうち、男性は70.8%、女性は29.2%であった。年代は20歳代が高い。

表4-18 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	956 100.0%	635 66.4%	321 33.6%	151 15.8%	30 3.1%	168 17.6%	165 17.3%	158 16.5%	155 16.2%	99 10.4%	30 3.1%
障害者支援施設	245 100.0%	170 69.4%	75 30.6%	1 0.4%	1 0.4%	19 7.8%	47 19.2%	46 18.8%	64 26.1%	45 18.4%	22 9.0%
居宅介護	20 100.0%	14 70.0%	6 30.0%	3 15.0%	1 5.0%	1 5.0%	5 25.0%	3 15.0%	6 30.0%	1 5.0%	0 0.0%
重度訪問介護	6 100.0%	4 66.7%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	15 57.7%	11 42.3%	4 15.4%	1 3.8%	3 11.5%	3 11.5%	7 26.9%	3 11.5%	5 19.2%	0 0.0%
生活介護	120 100.0%	85 70.8%	35 29.2%	3 2.5%	8 6.7%	44 36.7%	26 21.7%	16 13.3%	14 11.7%	8 6.7%	1 0.8%
短期入所	16 100.0%	8 50.0%	8 50.0%	0 0.0%	1 6.3%	5 31.3%	4 25.0%	1 6.3%	3 18.8%	2 12.5%	0 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	4 100.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	7 100.0%	1 14.3%	6 85.7%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	39 100.0%	20 51.3%	19 48.7%	0 0.0%	0 0.0%	10 25.6%	10 25.6%	9 23.1%	7 17.9%	2 5.1%	1 2.6%
就労継続支援B型	101 100.0%	62 61.4%	39 38.6%	0 0.0%	5 5.0%	35 34.7%	18 17.8%	25 24.8%	13 12.9%	5 5.0%	0 0.0%
自立生活援助事業	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	199 100.0%	117 58.8%	82 41.2%	1 0.5%	5 2.5%	38 19.1%	38 19.1%	45 22.6%	41 20.6%	29 14.6%	2 1.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 66.7%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6 100.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事業	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	6 85.7%	1 14.3%	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	140 100.0%	114 81.4%	26 18.6%	131 93.6%	5 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 2.9%

## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待の被虐待者は、男性の割合が 76.3%と高く、年齢は 17 歳以下から 50 歳代まで幅広い。

性的虐待では、女性の被虐待者が 70.6%を占めており、年齢が高くなるにつれて割合は減少。

心理的虐待の被虐待者は男性が 68.2%。年齢は 17 歳以下から 60 歳以上まで幅広い。

放棄・放置（ネグレクト）は男性 56.0%、女性 44.0%。年齢は 40 歳代以上の割合が高い。

経済的虐待は男性の被虐待者が 74.5%を占めており、30 歳代以上の割合が高い。

表 4-19 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	956 100.0%	635 66.4%	321 33.6%	151 15.8%	30 3.1%	168 17.6%	165 17.3%	158 16.5%	155 16.2%	99 10.4%	30 3.1%
身体的虐待	540 100.0%	412 76.3%	128 23.7%	99 18.3%	14 2.6%	96 17.8%	96 17.8%	84 15.6%	94 17.4%	51 9.4%	6 1.1%
性的虐待	143 100.0%	42 29.4%	101 70.6%	33 23.1%	10 7.0%	32 22.4%	28 19.6%	19 13.3%	11 7.7%	4 2.8%	6 4.2%
心理的虐待	468 100.0%	319 68.2%	149 31.8%	73 15.6%	13 2.8%	78 16.7%	66 14.1%	81 17.3%	83 17.7%	55 11.8%	19 4.1%
放棄・放置（ネグレクト）	75 100.0%	42 56.0%	33 44.0%	4 5.3%	2 2.7%	9 12.0%	11 14.7%	16 21.3%	15 20.0%	12 16.0%	6 8.0%
経済的虐待	94 100.0%	70 74.5%	24 25.5%	0 0.0%	0 0.0%	10 10.6%	19 20.2%	19 20.2%	15 16.0%	15 16.0%	16 17.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

性別の特徴をみると、被虐待者は精神障害では女性が、それ以外では男性の割合が高くなっていた。

年齢的な特徴では、身体障害や精神障害のある被虐待者は 40 歳代から 50 歳代が中心、知的障害のある被虐待者は比較的分散している。なお、発達障害のある被虐待者は 90.8% が 17 歳以下であった。

表 4-20 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代							
		男性	女性	17歳以下	18~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	956 100.0%	635 66.4%	321 33.6%	151 15.8%	30 3.1%	168 17.6%	165 17.3%	158 16.5%	155 16.2%	99 10.4%	30 3.1%
身体障害	221 100.0%	134 60.6%	87 39.4%	8 3.6%	8 3.6%	23 10.4%	31 14.0%	51 23.1%	56 25.3%	43 19.5%	1 0.5%
知的障害	736 100.0%	510 69.3%	226 30.7%	101 13.7%	23 3.1%	151 20.5%	139 18.9%	119 16.2%	119 16.2%	64 8.7%	20 2.7%
精神障害(発達障害を除く)	169 100.0%	82 48.5%	87 51.5%	10 5.9%	6 3.6%	22 13.0%	31 18.3%	44 26.0%	28 16.6%	20 11.8%	8 4.7%
発達障害	76 100.0%	62 81.6%	14 18.4%	69 90.8%	2 2.6%	4 5.3%	1 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
難病等	19 100.0%	14 73.7%	5 26.3%	11 57.9%	0 0.0%	2 10.5%	1 5.3%	2 10.5%	2 10.5%	0 0.0%	1 5.3%
不明	55 100.0%	42 76.4%	13 23.6%	13 23.6%	0 0.0%	4 7.3%	3 5.5%	5 9.1%	7 12.7%	15 27.3%	8 14.5%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ②障害支援区分

## ア. 障害者福祉施設・事業所種別

被虐待者全体では、「区分6」が31.0%を占めており、次いで「区分5」が13.4%、「区分4」が10.7%である。

障害者支援施設では、被虐待者245人のうち「区分6」が150人(61.0%)、「区分5」が43人(17.6%)である。

一方、共同生活援助の被虐待者199人では、「区分3」～「区分6」が中心となっている。

表4-21 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性(障害支援区分)

単位:人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	956 100.0%	4 0.4%	38 4.0%	87 9.1%	102 10.7%	128 13.4%	296 31.0%	201 21.0%	100 10.5%
障害者支援施設	245 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.8%	20 8.2%	43 17.6%	150 61.2%	1 0.4%	29 11.8%
居宅介護	20 100.0%	0 0.0%	2 10.0%	3 15.0%	2 10.0%	3 15.0%	9 45.0%	1 5.0%	0 0.0%
重度訪問介護	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%	3 11.5%	15 57.7%	5 19.2%	2 7.7%
生活介護	120 100.0%	2 1.7%	0 0.0%	7 5.8%	17 14.2%	27 22.5%	59 49.2%	3 2.5%	5 4.2%
短期入所	16 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 12.5%	1 6.3%	6 37.5%	7 43.8%	0 0.0%	0 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	4 100.0%	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%
就労移行支援	7 100.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	4 57.1%
就労継続支援A型	39 100.0%	0 0.0%	2 5.1%	8 20.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 61.5%	5 12.8%
就労継続支援B型	101 100.0%	2 2.0%	9 8.9%	23 22.8%	17 16.8%	7 6.9%	0 0.0%	33 32.7%	10 9.9%
自立生活援助事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	199 100.0%	0 0.0%	21 10.6%	34 17.1%	38 19.1%	34 17.1%	41 20.6%	10 5.0%	21 10.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事業	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	140 100.0%	0 0.0%	2 1.4%	2 1.4%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	110 78.6%	24 17.1%

## イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に被虐待者の障害支援区分認定状況の特徴をみると、身体的虐待を受けた被虐待者は「区分6」が41.7%を占めており、分布が偏っている。放棄・放置（ネグレクト）も同様に「区分6」が42.7%を占めている。

心理的虐待や経済的虐待においても、「区分6」が30%前後を占めている。

性的虐待では「なし」の割合26.6%を占めている。

表4-22 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	956 100.0%	4 0.4%	38 4.0%	87 9.1%	102 10.7%	128 13.4%	296 31.0%	201 21.0%	100 10.5%
身体的虐待	540 100.0%	0 0.0%	10 1.9%	34 6.3%	55 10.2%	83 15.4%	225 41.7%	107 19.8%	26 4.8%
性的虐待	143 100.0%	3 2.1%	15 10.5%	15 10.5%	22 15.4%	6 4.2%	23 16.1%	38 26.6%	21 14.7%
心理的虐待	468 100.0%	1 0.2%	17 3.6%	56 12.0%	48 10.3%	56 12.0%	133 28.4%	107 22.9%	50 10.7%
放棄・放置（ネグレクト）	75 100.0%	0 0.0%	1 1.3%	5 6.7%	5 6.7%	10 13.3%	32 42.7%	12 16.0%	10 13.3%
経済的虐待	94 100.0%	0 0.0%	1 1.1%	8 8.5%	11 11.7%	16 17.0%	29 30.9%	6 6.4%	23 24.5%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者は、「区分6」が58.4%を占めている。

知的障害のある被虐待者も「区分6」の割合が最も高く、36.7%を占めている。

精神障害のある被虐待者では、「なし」が32.0%で最も高いが、他の障害種別に比べて「区分3」や「区分4」の割合も高くなっている。

表4-23 被虐待者の障害種別でみた被虐待者の属性（障害支援区分）

単位：人

	計	障害支援区分認定状況							
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明
全体	956 100.0%	4 0.4%	38 4.0%	87 9.1%	102 10.7%	128 13.4%	296 31.0%	201 21.0%	100 10.5%
身体障害	221 100.0%	1 0.5%	1 0.5%	15 6.8%	16 7.2%	36 16.3%	129 58.4%	15 6.8%	8 3.6%
知的障害	736 100.0%	1 0.1%	26 3.5%	65 8.8%	82 11.1%	115 15.6%	270 36.7%	116 15.8%	61 8.3%
精神障害（発達障害を除く）	169 100.0%	2 1.2%	15 8.9%	29 17.2%	24 14.2%	12 7.1%	9 5.3%	54 32.0%	24 14.2%
発達障害	76 100.0%	0 0.0%	1 1.3%	0 0.0%	2 2.6%	1 1.3%	2 2.6%	57 75.0%	13 17.1%
難病等	18 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	2 11.1%	15 83.3%	0 0.0%
不明	55 100.0%	0 0.0%	2 3.6%	4 7.3%	1 1.8%	8 14.5%	8 14.5%	13 23.6%	19 34.5%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

### ③障害種別

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

施設従事者による障害者虐待では、知的障害のある被虐待者が 72.9%を占めており、障害者支援施設や共同生活援助、生活介護でも同様の傾向がみられる。障害者支援施設や生活介護では、知的障害のある被虐待者が 90%前後を占めていた。

放課後等デイサービスでは、知的障害のある被虐待者が 53.6%を占めているが、発達障害のある被虐待者も 36.4%であった。

表 4-24 障害者福祉施設・事業所種別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位:人

	計	障害の種類(重複あり)						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障 害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	956 100.0%	158 16.5%	697 72.9%	146 15.3%	58 6.1%	4 0.4%	9 0.9%	27 2.8%
障害者支援施設	245 100.0%	44 18.0%	214 87.3%	12 4.9%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	6 2.4%
居宅介護	20 100.0%	8 40.0%	11 55.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
重度訪問介護	6 100.0%	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
療養介護	26 100.0%	23 88.5%	20 76.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%
生活介護	120 100.0%	21 17.5%	111 92.5%	5 4.2%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	2 1.7%
短期入所	16 100.0%	4 25.0%	14 87.5%	1 6.3%	0 0.0%	1 6.3%	0 0.0%	0 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	4 100.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	7 100.0%	0 0.0%	2 28.6%	5 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	39 100.0%	6 15.4%	16 41.0%	17 43.6%	0 0.0%	1 2.6%	0 0.0%	1 2.6%
就労継続支援B型	101 100.0%	11 10.9%	68 67.3%	31 30.7%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%
自立生活援助事業	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	199 100.0%	26 13.1%	141 70.9%	56 28.1%	3 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	5 100.0%	2 40.0%	1 20.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	6 100.0%	1 16.7%	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	6 100.0%	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事業	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	7 100.0%	1 14.3%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%
放課後等デイサービス	140 100.0%	3 2.1%	75 53.6%	9 6.4%	51 36.4%	0 0.0%	7 5.0%	14 10.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待を受けた被虐待者の中、身体障害のある被虐待者は 18.1%、知的障害のある被虐待者は 82.2%、精神障害のある被虐待者は 6.5%であった。

また、性的虐待を受けた被虐待者の中、身体障害のある被虐待者は 20.3%、知的障害のある被虐待者は 65.0%、精神障害のある被虐待者は 23.1%を占めていた。

心理的虐待を受けた被虐待者では、身体障害のある被虐待者は 17.9%、知的障害のある被虐待者は 69.2%、精神障害のある被虐待者は 18.8%を占めていた。

放棄・放置（ネグレクト）では、身体障害のある被虐待者は 37.3%、知的障害のある被虐待者は 78.7%、精神障害のある被虐待者は 16.0%を占めていた。

経済的虐待では、知的障害のある被虐待者は 76.6%、精神障害のある被虐待者は 13.8%を占めていた。

表 4-25 虐待行為の類型別にみた被虐待者の属性（障害種別）

単位：人

	計	障害種別（重複あり）						
		身体障害	知的障害	精神障害 (発達障 害を除く)	発達障害	難病等	その他	不明
全体	956 100.0%	158 16.5%	697 72.9%	146 15.3%	58 6.1%	4 0.4%	9 0.9%	27 2.8%
身体的虐待	540 100.0%	98 18.1%	444 82.2%	35 6.5%	30 5.6%	2 0.4%	7 1.3%	19 3.5%
性的虐待	143 100.0%	29 20.3%	93 65.0%	33 23.1%	17 11.9%	2 1.4%	0 0.0%	2 1.4%
心理的虐待	468 100.0%	84 17.9%	324 69.2%	88 18.8%	23 4.9%	0 0.0%	4 0.9%	18 3.8%
放棄・放置（ネグレクト）	75 100.0%	28 37.3%	59 78.7%	12 16.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
経済的虐待	94 100.0%	9 9.6%	72 76.6%	13 13.8%	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%	3 3.2%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

### 3) 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待を行った虐待者の属性

#### ①性別・年代

##### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

障害者福祉施設・事業所において虐待を行った従事者等の性別は男性が70%弱であり、この傾向は障害者虐待判断件数の多い共同生活援助、障害者支援施設、生活介護、放課後等デイサービスいずれも同様である。

虐待を行った従事者の年代は、40歳代以上が高く、60歳以上は20.5%となっている。

表4-26 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位：人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	772 100.0%	533 69.0%	239 31.0%	75 9.7%	95 12.3%	131 17.0%	125 16.2%	158 20.5%	188 24.4%
障害者支援施設	158 100.0%	116 73.4%	42 26.6%	20 12.7%	28 17.7%	31 19.6%	24 15.2%	23 14.6%	32 20.3%
居宅介護	19 100.0%	11 57.9%	8 42.1%	0 0.0%	1 5.3%	3 15.8%	3 15.8%	3 15.8%	9 47.4%
重度訪問介護	7 100.0%	3 42.9%	4 57.1%	2 28.6%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%
行動援護	4 100.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%	1 25.0%
療養介護	21 100.0%	11 52.4%	10 47.6%	0 0.0%	2 9.5%	5 23.8%	1 4.8%	2 9.5%	11 52.4%
生活介護	97 100.0%	71 73.2%	26 26.8%	9 9.3%	12 12.4%	24 24.7%	19 19.6%	17 17.5%	16 16.5%
短期入所	18 100.0%	10 55.6%	8 44.4%	4 22.2%	3 16.7%	4 22.2%	3 16.7%	2 11.1%	2 11.1%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	5 100.0%	4 80.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%
就労移行支援	7 100.0%	5 71.4%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%
就労継続支援A型	35 100.0%	22 62.9%	13 37.1%	1 2.9%	3 8.6%	4 11.4%	9 25.7%	7 20.0%	11 31.4%
就労継続支援B型	85 100.0%	61 71.8%	24 28.2%	7 8.2%	8 9.4%	15 17.6%	18 21.2%	20 23.5%	17 20.0%
自立生活援助事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
共同生活援助	189 100.0%	120 63.5%	69 36.5%	8 4.2%	18 9.5%	29 15.3%	25 13.2%	59 31.2%	50 26.5%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6 100.0%	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	3 50.0%
移動支援事業	5 100.0%	4 80.0%	1 20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%
地域活動支援センターを経営する事業	8 100.0%	4 50.0%	4 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	2 25.0%	4 50.0%	1 12.5%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%
放課後等デイサービス	100 100.0%	76 76.0%	24 24.0%	21 21.0%	16 16.0%	10 10.0%	16 16.0%	13 13.0%	24 24.0%

## イ. 虐待行為の類型別

放棄・放置（ネグレクト）の虐待者は女性が 58.9%、男性が 41.1% となっている。それ以外の虐待行為の類型では、虐待者は男性の割合が高くなっていた。

虐待者の年齢層はすべての年代に分布している。性的虐待では 60 歳以上が 26.6% を占めていた。

表 4-27 虐待類型別にみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	772 100.0%	533 69.0%	239 31.0%	75 9.7%	95 12.3%	131 17.0%	125 16.2%	158 20.5%	188 24.4%
身体的虐待	430 100.0%	307 71.4%	123 28.6%	47 10.9%	58 13.5%	68 15.8%	76 17.7%	72 16.7%	109 25.3%
性的虐待	128 100.0%	107 83.6%	21 16.4%	17 13.3%	13 10.2%	20 15.6%	18 14.1%	34 26.6%	26 20.3%
心理的虐待	367 100.0%	218 59.4%	149 40.6%	23 6.3%	36 9.8%	54 14.7%	65 17.7%	77 21.0%	112 30.5%
放棄・放置（ネグレクト）	56 100.0%	23 41.1%	33 58.9%	3 5.4%	5 8.9%	11 19.6%	8 14.3%	4 7.1%	25 44.6%
経済的虐待	35 100.0%	21 60.0%	14 40.0%	2 5.7%	3 8.6%	9 25.7%	5 14.3%	6 17.1%	10 28.6%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害や知的障害、精神障害のある被虐待者に虐待を行った職員は男性が 6～7 割を占めていた。

虐待者の年齢層は比較的すべての年代に均等に分布しているが、精神障害や難病等では、60 歳以上の虐待者の割合が 3 割前後を占めていた。

表 4-28 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（性別・年代）

単位:人

	計	性別		年代					
		男性	女性	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明
全体	772 100.0%	533 69.0%	239 31.0%	75 9.7%	95 12.3%	131 17.0%	125 16.2%	158 20.5%	188 24.4%
身体障害	162 100.0%	98 60.5%	64 39.5%	13 8.0%	21 13.0%	29 17.9%	25 15.4%	29 17.9%	45 27.8%
知的障害	548 100.0%	383 69.9%	165 30.1%	54 9.9%	75 13.7%	90 16.4%	92 16.8%	106 19.3%	131 23.9%
精神障害（発達障害を除く）	142 100.0%	90 63.4%	52 36.6%	5 3.5%	12 8.5%	25 17.6%	23 16.2%	44 31.0%	33 23.2%
発達障害	42 100.0%	28 66.7%	14 33.3%	8 19.0%	4 9.5%	4 9.5%	12 28.6%	6 14.3%	8 19.0%
難病等	14 100.0%	10 71.4%	4 28.6%	2 14.3%	1 7.1%	2 14.3%	4 28.6%	4 28.6%	1 7.1%
不明	25 100.0%	17 68.0%	8 32.0%	0 0.0%	3 12.0%	4 16.0%	0 0.0%	6 24.0%	12 48.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ②職種・職位

### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待を行った職員の職種・職位は、障害者福祉施設・事業所の種類により違いがある。

共同生活援助では「世話人」が40.7%、「生活支援員」が23.3%を占めていた。

障害者支援施設や生活介護では「生活支援員」の割合が高く、それぞれ78.5%、63.9%を占めていた。

放課後等デイサービスでは「児童指導員」が38.0%を占めていた。

表4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その1）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)											
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	理学療法士	言語聴覚士	職業指導員	就労支援員	地域生活支援員(自立生活援助)	サービス提供責任者	世話人
全体	772	52	72	31	19	287	1	0	23	15	2	5	81
	100.0%	6.7%	9.3%	4.0%	2.5%	37.2%	0.1%	0.0%	3.0%	1.9%	0.3%	0.6%	10.5%
障害者支援施設	158	2	2	0	2	124	0	0	0	0	2	0	1
	100.0%	1.3%	1.3%	0.0%	1.3%	78.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.6%
居宅介護	19	1	3	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0
	100.0%	5.3%	15.8%	5.3%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%
重度訪問介護	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	28.6%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
行動援護	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%
療養介護	21	0	0	0	15	1	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	4.8%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生活介護	97	4	7	5	1	62	0	0	0	1	0	1	0
	100.0%	4.1%	7.2%	5.2%	1.0%	63.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%
短期入所	18	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	2
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	72.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%
重度障害者等包括支援	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練	5	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	7	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	100.0%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援A型	35	5	3	6	0	9	0	0	4	3	0	0	0
	100.0%	14.3%	8.6%	17.1%	0.0%	25.7%	0.0%	0.0%	11.4%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%
就労継続支援B型	85	12	10	4	0	20	0	0	15	11	0	0	0
	100.0%	14.1%	11.8%	4.7%	0.0%	23.5%	0.0%	0.0%	17.6%	12.9%	0.0%	0.0%	0.0%
自立生活援助事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
共同生活援助	189	15	25	12	0	44	0	0	2	0	0	0	77
	100.0%	7.9%	13.2%	6.3%	0.0%	23.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	40.7%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	8	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福祉ホームを経営する事業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童発達支援	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	100	6	11	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	6.0%	11.0%	3.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

表 4-29 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待者の属性（職種・職位 その2）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)											
		相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	772 100.0%	5 0.6%	28 3.6%	3 0.4%	11 1.4%	40 5.2%	1 0.1%	4 0.5%	9 1.2%	2 0.3%	3 0.4%	66 8.5%	12 1.6%
障害者支援施設	158 100.0%	0 0.0%	3 1.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	17 10.8%	4 2.5%
居宅介護	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.8%	6 31.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	0 0.0%
重度訪問介護	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 25.0%	0 0.0%
療養介護	21 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 14.3%	1 4.8%
生活介護	97 100.0%	0 0.0%	5 5.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 8.2%	2 2.1%
短期入所	18 100.0%	1 5.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
自立訓練	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労移行支援	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 11.4%	1 2.9%
就労継続支援B型	85 100.0%	0 0.0%	3 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 10.6%	0 0.0%
自立生活援助事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
共同生活援助	189 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	11 5.8%	2 1.1%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6 100.0%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	20.0%	40.0%	0 0.0%
地域活動支援センターを経営する事業	8 100.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 25.0%	0 0.0%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	0 0.0%	1 20.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%
放課後等デイサービス	100 100.0%	0 0.0%	15 15.0%	2 2.0%	11 11.0%	38 38.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 6.0%	2 2.0%

## イ. 虐待行為の類型別

身体的虐待や放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待では、虐待者は「生活支援員」の割合が4割前後と最も高い。その他の職種・職位をみると、身体的虐待では「世話人」や「管理者」、放棄・放置（ネグレクト）では「看護職員」、経済的虐待では「その他従事者」や「管理者」の割合が多い。

性的虐待においても「生活支援員」の割合が29.7%と最も高いものの、「世話人」は12.5%、「サービス管理責任者」と「管理者」はそれぞれ9.4%を占めている。

心理的虐待においても「生活支援員」の割合が30.5%と最も高いものの、「管理者」は11.2%を占めている。

表4-30 虐待行為の類型別にみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)											
		サービス管理責任者	管理者	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	理学療法士	言語聴覚士	職業指導員	就労支援員	地域生活支援員(自立生活援助)	サービス提供責任者	世話人
全体	772 100.0%	52 6.7%	72 9.3%	31 4.0%	19 2.5%	287 37.2%	1 0.1%	0 0.0%	23 3.0%	15 1.9%	2 0.3%	5 0.6%	81 10.5%
身体的虐待	430 100.0%	20 4.7%	33 7.7%	10 2.3%	16 3.7%	185 43.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 1.6%	4 0.9%	1 0.2%	3 0.7%	38 8.8%
性的虐待	128 100.0%	12 9.4%	12 9.4%	4 3.1%	10 7.8%	38 29.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.6%	4 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	16 12.5%
心理的虐待	367 100.0%	31 8.4%	41 11.2%	20 5.4%	15 4.1%	112 30.5%	1 0.3%	0 0.0%	16 4.4%	11 3.0%	1 0.3%	3 0.8%	35 9.5%
放棄・放置(ネグレクト)	56 100.0%	3 5.4%	5 8.9%	2 3.6%	10 17.9%	21 37.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%	1 1.8%	0 0.0%	6 10.7%
経済的虐待	35 100.0%	1 2.9%	4 11.4%	5 14.3%	0 0.0%	15 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 8.6%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)											
		相談支援専門員	指導員	保育士	児童発達支援管理責任者	児童指導員	調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	その他従事者	不明
全体	772 100.0%	5 0.6%	28 3.6%	3 0.4%	11 1.4%	40 5.2%	1 0.1%	4 0.5%	9 1.2%	2 0.3%	3 0.4%	66 8.5%	12 1.6%
身体的虐待	430 100.0%	1 0.2%	19 4.4%	2 0.5%	9 2.1%	27 6.3%	0 0.0%	3 0.7%	7 1.6%	1 0.2%	3 0.7%	33 7.7%	8 1.9%
性的虐待	128 100.0%	3 2.3%	3 2.3%	0 0.0%	1 0.8%	10 7.8%	1 0.8%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	8 6.3%	3 2.3%
心理的虐待	367 100.0%	3 0.8%	14 3.8%	2 0.5%	3 0.8%	15 4.1%	0 0.0%	1 0.3%	3 0.8%	2 0.5%	1 0.3%	32 8.7%	5 1.4%
放棄・放置(ネグレクト)	56 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 8.9%	2 3.6%
経済的虐待	35 100.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	5 14.3%	0 0.0%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 40.7%、「その他従事者」が 11.7%、「看護職員」が 9.9%となっている。

知的障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「生活支援員」が 44.5%、「世話人」が 11.5%、「その他従事者」が 8.0%となっている。

精神障害のある被虐待者に対して虐待を行った職員は、「管理者」が 19.7%、「生活支援員」が 17.6%、「サービス管理責任者」が 14.8%となっている。

表 4-31 被虐待者の障害種別でみた虐待者の属性（職種・職位）

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その1)											
		サービス 管理責任 者	管理者	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援 員	理学療法 士	言語聴覚 士	職業指導 員	就労支 援員	地域生活支 援員(自立生 活援助)	サービス 提供責任 者	
全体	772 100.0%	52 6.7%	72 9.3%	31 4.0%	19 2.5%	287 37.2%	1 0.1%	0 0.0%	23 3.0%	15 1.9%	2 0.3%	5 0.6%	81 10.5%
身体障害	162 100.0%	11 6.8%	5 3.1%	5 3.1%	16 9.9%	66 40.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.9%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	12 7.4%
知的障害	548 100.0%	28 5.1%	40 7.3%	19 3.5%	15 2.7%	244 44.5%	1 0.2%	0 0.0%	13 2.4%	10 1.8%	1 0.2%	5 0.9%	63 11.5%
精神障害(発達障害を除く)	142 100.0%	21 14.8%	28 19.7%	11 7.7%	1 0.7%	25 17.6%	0 0.0%	0 0.0%	9 6.3%	5 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	19 13.4%
発達障害	42 100.0%	3 7.1%	6 14.3%	3 7.1%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%
難病等	29 100.0%	1 3.4%	4 13.8%	1 3.4%	1 3.4%	8 27.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.3%
不明	203 100.0%	8 3.9%	6 3.0%	4 2.0%	1 0.5%	123 60.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 1.5%	2 1.0%	0 0.0%	1 0.5%	25 12.3%

単位:人

	計	虐待を行った障害者福祉施設の従事者(その2)											
		相談支援 専門員	指導員	保育士	児童発達 支援管理 責任者	児童指導 員	調理員	訪問支援 員	居宅介護 従業者	重度訪問 介護従業 者	行動援護 従業者	その他従 事者	不明
全体	772 100.0%	5 0.6%	28 3.6%	3 0.4%	11 1.4%	40 5.2%	1 0.1%	4 0.5%	9 1.2%	2 0.3%	3 0.4%	66 8.5%	12 1.6%
身体障害	162 100.0%	1 0.6%	2 1.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	3 1.9%	7 4.3%	2 1.2%	1 0.6%	19 11.7%	5 3.1%
知的障害	548 100.0%	1 0.2%	24 4.4%	2 0.4%	5 0.9%	17 3.1%	0 0.0%	2 0.4%	3 0.5%	0 0.0%	2 0.4%	44 8.0%	9 1.6%
精神障害(発達障害を除く)	142 100.0%	3 2.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.4%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	1 0.7%	13 9.2%	2 1.4%
発達障害	42 100.0%	0 0.0%	6 14.3%	1 2.4%	4 9.5%	13 31.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.4%	2 4.8%	0 0.0%
難病等	29 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	5 17.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.4%	1 3.4%
不明	203 100.0%	0 0.0%	8 3.9%	0 0.0%	0 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	13 6.4%	5 2.5%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

### ③虐待の発生要因

#### ア. 障害者福祉施設・事業所種別

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」などが挙げられている。

共同生活援助や生活介護、放課後デイサービスでは、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も割合が高く、障害者支援施設では「職員のストレスや感情コントロールの問題」が最も割合が高くなっている。

表 4-32 障害者福祉施設・事業所種別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	772 100.0%	431 55.8%	366 47.4%	334 43.3%	147 19.0%	165 21.4%
障害者支援施設	158 100.0%	81 51.3%	85 53.8%	65 41.1%	30 19.0%	37 23.4%
居宅介護	19 100.0%	8 42.1%	8 42.1%	7 36.8%	2 10.5%	2 10.5%
重度訪問介護	7 100.0%	3 42.9%	0 0.0%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%
行動援護	4 100.0%	2 50.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%
療養介護	21 100.0%	7 33.3%	4 19.0%	5 23.8%	5 23.8%	5 23.8%
生活介護	97 100.0%	54 55.7%	52 53.6%	38 39.2%	15 15.5%	20 20.6%
短期入所	18 100.0%	9 50.0%	7 38.9%	6 33.3%	3 16.7%	5 27.8%
重度障害者等包括支援	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
自立訓練	5 100.0%	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	1 20.0%
就労移行支援	7 100.0%	5 71.4%	3 42.9%	6 85.7%	0 0.0%	0 0.0%
就労継続支援A型	35 100.0%	18 51.4%	16 45.7%	15 42.9%	9 25.7%	4 11.4%
就労継続支援B型	85 100.0%	45 52.9%	34 40.0%	43 50.6%	15 17.6%	13 15.3%
自立生活援助事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
共同生活援助	189 100.0%	114 60.3%	93 49.2%	88 46.6%	38 20.1%	54 28.6%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	6 100.0%	3 50.0%	2 33.3%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%
移動支援事業	5 100.0%	4 80.0%	3 60.0%	2 40.0%	1 20.0%	1 20.0%
地域活動支援センターを経営する事業	8 100.0%	5 62.5%	5 62.5%	4 50.0%	0 0.0%	1 12.5%
福祉ホームを経営する事業	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
児童発達支援	5 100.0%	4 80.0%	4 80.0%	3 60.0%	4 80.0%	2 40.0%
放課後等デイサービス	100 100.0%	64 64.0%	43 43.0%	42 42.0%	24 24.0%	17 17.0%

## イ. 虐待行為の類型別

虐待行為の類型別に発生要因をみると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高いが、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられていた。

表 4-33 虐待行為の類型別にみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	772 100.0%	431 55.8%	366 47.4%	334 43.3%	147 19.0%	165 21.4%
身体的虐待	430 100.0%	259 60.2%	245 57.0%	149 34.7%	93 21.6%	101 23.5%
性的虐待	128 100.0%	64 50.0%	44 34.4%	82 64.1%	18 14.1%	17 13.3%
心理的虐待	367 100.0%	197 53.7%	164 44.7%	151 41.1%	76 20.7%	73 19.9%
放棄・放置(ネグレクト)	56 100.0%	25 44.6%	18 32.1%	19 33.9%	11 19.6%	15 26.8%
経済的虐待	35 100.0%	10 28.6%	2 5.7%	28 80.0%	8 22.9%	5 14.3%

※複数の虐待の事実が認められた場合は、それぞれに重複カウントしているため、合計人数とは一致しない。

## ウ. 被虐待者の障害種別

身体障害と知的障害では、「教育・知識・介護技術等に関する問題」と「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高くなっている。精神障害では「教育・知識・介護技術等に関する問題」と「倫理観や理念の欠如」が高くなっている。

表 4-34 被虐待者の障害種別でみた虐待の発生要因

単位:人

	計	虐待の発生要因(複数回答)				
		教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理観や理念の欠如	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
全体	772 100.0%	431 55.8%	366 47.4%	334 43.3%	147 19.0%	165 21.4%
身体障害	162 100.0%	71 43.8%	71 43.8%	60 37.0%	30 18.5%	33 20.4%
知的障害	548 100.0%	320 58.4%	282 51.5%	226 41.2%	106 19.3%	130 23.7%
精神障害(発達障害を除く)	142 100.0%	82 57.7%	54 38.0%	77 54.2%	27 19.0%	22 15.5%
発達障害	42 100.0%	26 61.9%	17 40.5%	17 40.5%	6 14.3%	4 9.5%
難病等	14 0.0%	9 64.3%	5 35.7%	7 50.0%	2 14.3%	2 14.3%
不明	25 100.0%	8 32.0%	8 32.0%	6 24.0%	6 24.0%	6 24.0%

※複数の障害がある場合は重複してカウントしているため、合計人数とは一致しない。

#### (4) 障害者福祉施設従事者等虐待に関する障害福祉サービス施設・事業所別分析

ここでは、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 ヶ年の障害者福祉施設従事者等による虐待事案を対象に、障害福祉サービス施設・事業所別の傾向把握を行った。

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 ヶ年で虐待の事実が認められた件数が最も多いのは「障害者支援施設」の 689 件であり、次いで「共同生活援助」の 561 件、「生活介護」の 394 件、「放課後等デイサービス」の 378 件となっている（表 4-35）。

表 4-35 施設・事業所別虐待の事実が認められた事例及び施設数・事業所数

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数					①合計 (H29～R03計)
	H29	H30	R01	R02	R03	
01 障害者支援施設	116	136	160	131	146	689
02 居宅介護	14	16	16	11	18	75
03 重度訪問介護	6	6	11	11	6	40
04 同行援護	0	0	1	0	0	1
05 行動援護	0	1	2	3	4	10
06 療養介護	17	15	14	29	12	87
07 生活介護	54	106	68	79	87	394
08 短期入所	14	17	20	11	16	78
09 重度障害者等包括支援	0	0	1	0	1	2
10 自立訓練	4	2	1	1	4	12
11 就労移行支援	7	4	5	3	7	26
12 就労継続支援A型	33	37	22	45	33	170
13 就労継続支援B型	43	74	47	67	83	314
14 自立生活援助				1	2	3
15 就労定着支援				0	0	0
16 共同生活援助	87	89	90	133	162	561
17 一般相談支援及び特定相談支援	0	2	5	2	5	14
18 移動支援	3	4	8	6	6	27
19 地域活動支援センター	7	7	5	1	6	26
20 福祉ホーム	0	1	1	0	1	3
21 児童発達支援	2	4	5	6	5	22
22 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
23 放課後等デイサービス	57	70	64	92	95	378
24 保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
25 障害児相談支援	0	1	1	0	0	2

平成 29 年から令和 3 年の各年 10 月 1 日時点の施設数・事業所数は表 4-36 のとおりである。

表 4-36 施設・事業所数の推移 (H29～R03、各年 10 月 1 日現在)

障害福祉サービス 施設・事業所	②施設数・事業所数 (『社会福祉施設等調査の概況(厚生労働省)』より)					②合計 (H29～R03計)	年平均伸び率 (H29～R03計)
	H29	H30	R01	R02	R03		
01 障害者支援施設	2,549	2,544	2,561	2,570	2,573	12,797	0.23%
02 居宅介護	23,074	22,936	23,098	23,741	24,462	117,311	1.47%
03 重度訪問介護	20,952	20,793	20,789	21,327	21,802	105,663	1.00%
04 同行援護	10,356	9,084	8,523	8,413	8,255	44,631	-5.51%
05 行動援護	2,495	2,483	2,563	2,628	2,694	12,863	1.94%
06 療養介護	222	224	228	235	246	1,155	2.60%
07 生活介護	7,275	7,630	8,268	8,637	9,056	40,866	5.63%
08 短期入所	5,333	5,621	6,000	6,489	7,057	30,500	7.25%
09 重度障害者等包括支援	29	23	19	21	20	112	-8.87%
10 自立訓練	2,027	1,967	2,053	2,079	2,119	10,245	1.12%
11 就労移行支援	3,471	3,503	3,399	3,301	3,353	17,027	-0.86%
12 就労継続支援A型	3,776	3,839	3,860	3,929	4,130	19,534	2.27%
13 就労継続支援B型	11,041	11,835	12,497	13,355	14,407	63,135	6.88%
14 自立生活援助		116	266	326	395	1,103	
15 就労定着支援		308	1,251	1,421	1,522	4,502	
16 共同生活援助	7,590	8,087	8,643	9,659	11,056	45,035	9.86%
17 一般相談支援及び特定相談支援	15,708	16,398	16,930	17,609	18,260	84,905	3.84%
18 移動支援							
19 地域活動支援センター	3,038	2,935	2,935	2,849	2,824	14,581	-1.81%
20 福祉ホーム	147	140	140	137	133	697	-2.47%
21 児童発達支援	5,981	6,756	7,653	8,849	10,183	39,422	14.23%
22 医療型児童発達支援							
23 放課後等デイサービス	11,301	12,734	13,980	15,519	17,372	70,906	11.35%
24 保育所等訪問支援	969	1,149	1,335	1,582	1,930	6,965	18.80%
25 障害児相談支援	6,134	6,582	7,254	7,772	8,130	35,872	7.30%

各年の虐待の事実が認められた件数を施設数・事業所数で除したもの及びそれぞれの5ヶ年合計値で除したものが表4-37である。

平成29年度から令和3年度までの5ヶ年合計で虐待の事実が認められた件数が多い「障害者支援施設」では、施設・事業所あたり5.4%、「共同生活援助」では1.2%、「生活介護」では1.0%、「放課後等デイサービス」では0.5%であった。

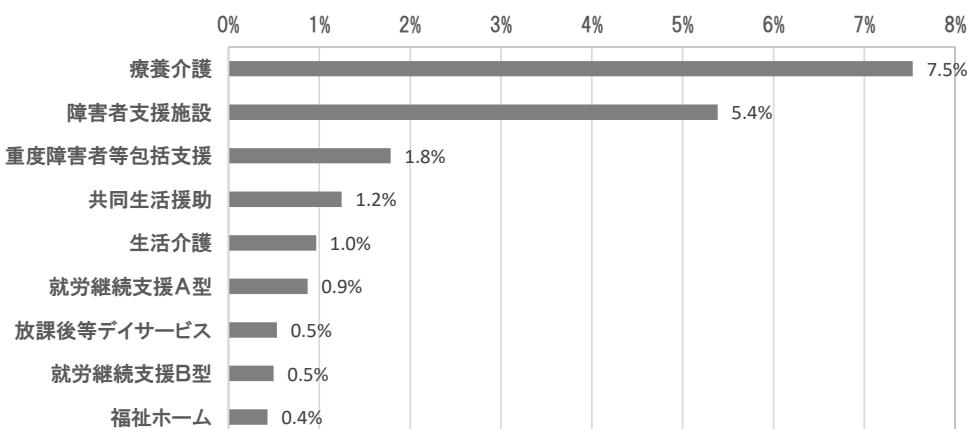
一方、療養介護は、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年で虐待の事実が認められた件数が87件と少ないものの、施設数・事業所数も少ないため、施設・事業所あたりでみると、7.5%と最も高くなっている。

以上から、「共同生活援助」「障害者支援施設」「療養介護」といった、宿泊を伴う障害福祉サービスにおいて、虐待の未然防止のための取組について特段の注意を払って行なうことが求められるものと考えられる。

表4-37 ①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数で算出した割合

障害福祉サービス 施設・事業所	①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数					③合計 (①／②)
	H29	H30	R01	R02	R03	
01 障害者支援施設	4.6%	5.3%	6.2%	5.1%	5.7%	5.4%
02 居宅介護	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
03 重度訪問介護	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
04 同行援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
05 行動援護	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
06 療養介護	7.7%	6.7%	6.1%	12.3%	4.9%	7.5%
07 生活介護	0.7%	1.4%	0.8%	0.9%	1.0%	1.0%
08 短期入所	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%
09 重度障害者等包括支援	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	5.0%	1.8%
10 自立訓練	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
11 就労移行支援	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
12 就労継続支援A型	0.9%	1.0%	0.6%	1.1%	0.8%	0.9%
13 就労継続支援B型	0.4%	0.6%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%
14 自立生活援助				0.3%	0.5%	
15 就労定着支援				0.0%	0.0%	
16 共同生活援助	1.1%	1.1%	1.0%	1.4%	1.5%	1.2%
17 一般相談支援及び特定相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18 移動支援						
19 地域活動支援センター	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%
20 福祉ホーム	0.0%	0.7%	0.7%	0.0%	0.8%	0.4%
21 児童発達支援	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
22 医療型児童発達支援						
23 放課後等デイサービス	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%
24 保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 障害児相談支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

①虐待の事実が認められた件数／②施設数・事業所数(降順) ※H29～R03の合計値で計算



## (5) 養護者による障害者虐待に関する「現に養護する者」について

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等、多種多様である。

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」における養護者虐待では、表26に示す通り、「被虐待者からみた虐待者の続柄」で、「その他」は10.4%を占めており、具体的には「叔父」や「叔母」、「配偶者の父」、「同居人」、「交際相手」、「本人の世話をしている隣人」などがあげられる。

また、表22に示す通り、「虐待者との同居・別居の状況」で、「虐待者と別居」は11.7%となっているが、今後、障害者の方が、自ら選んだ住まいに安心して自分らしい暮らしを行っていくと考えられる。

そこで、「現に養護する者」の定義に当てはまらない人はどのような人かに着目し、とくに「住まい」に着目して分析を行うため、令和3年度「障害者虐待対応状況調査」において、「養護者による障害者虐待に関する調査票」を改良し、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」や「虐待の判断に至らなかつた事例」、「虐待の判断に至らなかつた事例」の判断理由である「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらないと考えられる事例だった」や「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例だった」の中で、「現に養護する者の定義に当てはまらない方」であった場合に、具体的に記入を依頼した。

その結果、「住まい」に関する「現に養護する者の定義に当てはまらない方」は、「市営住宅管理人」と「本人が入所している有料老人ホームの施設長」の2名のみであった。障害者の方の住まいも様々であると思われるが、「住まい」に関する養護者による虐待事案は、現状、少ないと思われる。

## 5. 障害者のセルフネグレクトに関する特別調査

### (1) 調査実施概要

障害者のセルフネグレクトに関する実態や対応状況を把握するため、平成 29 年度より「障害者虐待対応状況調査」の調査票に特別調査票を追加し調査を行っている。なお、セルフネグレクトの定義はまだ固まったものがないため、各部署でセルフネグレクトに該当すると判断した事例を調査対象とした。

### (2) 調査結果

令和 3 年度中に、障害者のセルフネグレクトに関する相談を受け付けた市区町村は 55 自治体、相談件数は 167 件であった。

また、相談件数 167 件のうち、相談を受け付けた部署で対応した件数（関係部署・機関と連携した対応も含む）は 142 件であり、相談件数のほとんどを担当部署で対応（関係部署・機関と連携した対応も含む）している。

表 5-1 障害者のセルフネグレクトに関する相談件数と対応状況

	件数	構成割合
回答市区町村数	55	-
障害者のセルフネグレクトに関する相談件数	167	100%
対応状況	貴部署または障害者虐待防止センターで対応した件数 (関係部署・機関と連携して対応した事例も含む)	142
	他部署・他機関に引き継いだ件数	16
	その他	9

## 6. 重篤事例対応を行った自治体に対するヒアリング調査 【複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関する事例について】

### (1) ヒアリング調査概要

#### 1) 調査実施目的

障害者虐待における死亡事例や複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導が必要となる重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導等を行った自治体から取組内容や課題等を聞き取り、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得る目的で、ヒアリング調査を実施した。

#### 2) 調査対象

令和2年度「障害者虐待対応状況調査」で、施設従事者等虐待における重篤事例を計上した自治体（合計1事例）

※上記自治体及び事例概要に関しては、自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

※新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、令和2年度「障害者虐待対応状況調査」に計上された重篤事例へのヒアリング調査を、本年度に持ち越して実施した。

#### 3) 調査実施時期

令和4年12月

#### 4) 調査実施方法

事前に質問項目を送り、当日は、その質問項目に沿って、聞き取りを行った（現地及びweb会議システム併用）。

#### 5) 主な質問項目

主な質問項目は以下のとおりである。

##### ① 1度目に発生した事例概要及び虐待発生後の対応

- ・虐待が発生した要因
- ・虐待発生後の対応

→自治体から、当該法人・事業所に対して行った取組（事実確認調査、行政処分、再発防止に向けた支援）

→当該法人・事業所が行った虐待再発防止の取組

##### ② 2度目に発生した事例概要及び虐待発生後の対応

- ・虐待が発生した要因
- ・虐待発生後の対応

→自治体から、当該法人・事業所に対して行った取組（事実確認調査、行政処分、再発防止に向けた支援）

→当該法人・事業所が行った虐待再発防止の取組

→自治体から、管内自治体、法人・事業所に対して行った虐待防止の取組

## 6) 倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討委員会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、事案の本質を失わず、かつ施設・事業所の特定を避けるための加工を行った上で、本事業報告書等を作成すること。
- ・公表前に本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容について確認・修正等を依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

## (2) 調査結果のまとめ

障害者虐待防止法施行後 10 年を経てもなお、令和 3 年度における施設従事者等虐待に関する相談・通報件数が 0 件の市町村数は 1,044 件（全体の 60.1%、本報告書 p. 49）であった。施設従事者等虐待対応の経験が少ない（ない）市町村が半数を超えている現状をふまえると、重篤事例への対応経験や対応の蓄積が少ない市町村が多いことを前提に、障害者虐待の防止に向けた対応策や留意点等を整理する必要がある。

一方で、「障害者虐待対応状況調査」の調査年度に虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、過去（障害者虐待防止法施行以降）にも「虐待の事実が認められた」施設・事業所は 2～3 割を占めており（表 6-1、図 6-1）<sup>2</sup>、増加傾向にあることをふまえると、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導等を行った自治体から取組内容や課題等を聞き取り、施設従事者等虐待の防止に向けた対応策や留意点等を整理することは有効と考える。

そのため、本稿では、本調査を通じて得られた示唆をもとに架空事例を作成し、施設従事者等虐待の再発防止や未然防止を効果的に進めるうえでの対応策、留意点等を提示する。

表 6-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例における過去の虐待の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調査年度に虐待の事実が認められた施設・事業所数(A)	464	592	547	632	699
(A)のうち、過去にも虐待の事実が認められた施設・事業所数(B)	82	154	132	194	192
割合(C=B/A)	17.7%	26.0%	24.1%	30.7%	27.5%

※調査年度の数値（事業実施年度ではない）

調査年度に虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、「過去にも虐待の事実が認められた」施設・事業所の割合

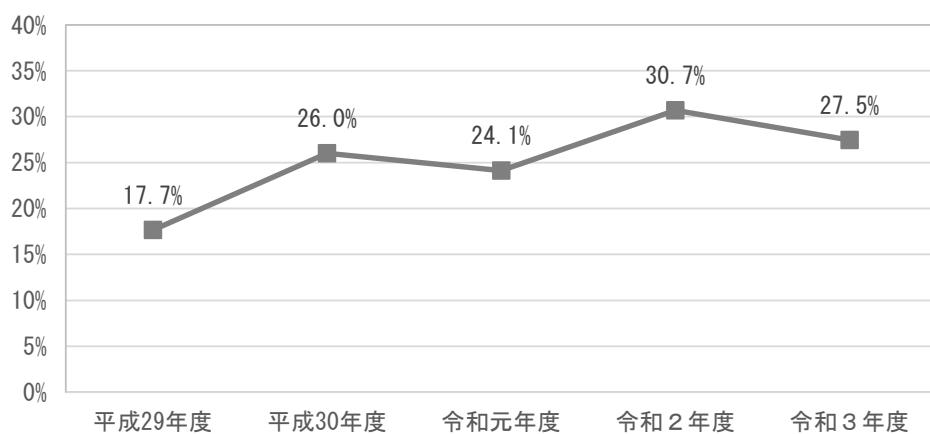


図 6-1 調査年度に虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、「過去にも虐待の事実が認められた」施設・事業所の割合

<sup>2</sup> 本設問は、平成 29 年度の調査票から設けられた設問であるため、当該年度以前の実態は把握できていない。

## 1) 事例概要（加工済み事例<sup>3)</sup>

障害者虐待における死亡事例や複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導が必要となる重篤な事例（以下「重篤事例」という。）の未然防止、再発防止に向けて、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導等を行った自治体から取組内容や課題等を聞き取り、障害者虐待の防止に向けた対応や留意点等に関する示唆を得る目的で、ヒアリング調査を実施した。

### ■関係自治体

A 県	被虐待者 2 名 (x1、x2) が利用する共同生活援助 Z1、Z2 の指定、指導監査権限自治体
A 県 b 市	被虐待者 x1 の支給決定自治体
A 県 c 市	被虐待者 x2 の支給決定自治体

### ■法人・事業所

社会福祉法人 Z	共同生活援助 Z1、Z2 を運営する法人
Z1	被虐待者 x1 が利用する共同生活援助（介護サービス包括型） 定員 20 名（強度行動障害のある者が大半）
Z2	被虐待者 x2 が利用する共同生活援助（介護サービス包括型） 定員 10 名（強度行動障害のある者が多い）

### ■事例の流れ

#### < 1 事例目発生（Z1 での身体的虐待事例（身体拘束）>

年月	概要
20×1 年 7 月	・緊急やむを得ない場合の身体的拘束の手続きをとらないまま、被虐待者 x1 をベッドに身体拘束。その後、死亡（死因と身体拘束の因果関係は不明）。

#### < 1 事例目の事実確認調査、実地指導・改善勧告>

年月	概要
7 月～10 月	<p>事実確認調査、指導監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A 県、A 県 b 市は共同で、共同生活援助 Z1 に事実確認調査を実施。</li> <li>・A 県は、管理者および事業所職員に対して、障害者虐待防止法、障害者総合支援法に基づいて、管理者、サービス管理責任者、職員等に対する聞き取り及び書類の確認を行った。</li> <li>・b 市は、事業所職員に対して、x1 に対する支援の内容や当日の状況等に関する聞き取りを行った。</li> <li>・確認された主な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>－虐待防止や身体拘束に関するマニュアル等が未整備</li> <li>－虐待防止体制の未整備</li> <li>－身体拘束の手続きの不備</li> <li>－職員の障害特性の理解、技術不足</li> <li>－職員配置数が少なく、疲弊している</li> <li>－支援力を超えた重度障害者の受け入れを行っている</li> </ul> </li> <li>・b 市が身体的虐待と判断。A 県に 17 条報告。</li> </ul>

<sup>3</sup> 自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、他自治体にとって障害者虐待対応の参考になるポイント、留意点に関する内容を除き、事務局による加工済み事例を掲載する。

11月	指導監査の結果通知書、改善勧告書を送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A県が共同生活援助Z1に対し、指導監査の結果通知書、改善勧告書を送付。</li> <li>－虐待防止研修の実施</li> <li>－虐待防止委員会の設置</li> <li>－身体拘束の是正、未実施減算の適用</li> <li>－看護師や支援職員の新規採用、人材配置</li> <li>－事業所の支援力に応じた利用者の受け入れ</li> <li>－法人で再発防止策を検証するよう指導。</li> </ul>
20×1年11月～20×2年10月	継続的な運営指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A県が社会福祉法人Z及び共同生活援助Z1への継続的な運営指導の過程で、以下を確認。</li> <li>－2、3か月ごとに施設を訪問し、利用者の様子や職員による利用者への接し方や言葉遣い等の確認。</li> <li>－来庁した法人経営層、Z1管理者から、職員の採用状況、採用した職員の職種や人員配置の状況、研修の実施状況、研修への出席状況等を名簿で確認。</li> <li>－法人による自主的なサービス管理責任者の配置転換。</li> </ul>

#### <2事例目発生（Z2での身体的虐待事例（身体拘束）>

#### ※A県が社会福祉法人Z及び共同生活援助Z1への継続的な運営指導を行っている過程で発生

年月	概要
20×2年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助Z2で、緊急やむを得ない場合の身体的拘束の手続きをとらないまま、被虐待者x2を不穏な状態のまま居室に閉じ込め。その後、死亡（死因と身体拘束の因果関係は不明）。</li> </ul>

#### 2) 事例から得られた課題

本事例では、自治体は障害者虐待防止法、障害者総合支援法に基づいた事実確認調査、指導監査、継続的な運営指導を行っていた。しかし、2事例目が発生した要因を分析すると、以下の課題が明らかになった。

#### **【複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関する課題】**

##### **①行政職員だけでは、支援現場で何がどう変わったのか、その理由を含め、根拠をもつた改善状況の確認が難しかった**

自治体は、1事例目で外部の専門職が関与した適切な要因分析を行えていなかったため、強度行動障害の特性の理解や支援力の向上を目的とした研修の実施、法人として組織的に身体拘束等に適切に取り組み、組織としての支援力向上を促すような指導、改善のモニタリングが実施されていなかった。

##### **②虐待発生の背景要因の分析が不足していた**

1事例目で、自治体は、当該法人・事業所の支援力を超えて重度の利用者を受け入れていた課題を把握していたが、その背景には、重度の利用者に対する支援体制が十分ではない中で、他の自治体から利用の打診が継続されていたという構造的な課題があった。利用者の受け入れについては契約に基づく事業所判断であるという限界もあり、広域的・重層的な支援体制の構築の必要性までの認識はもっていなかった。

### 3) 複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するポイント、留意点

検討委員会での議論を踏まえ、本事例において、複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するポイントを提示する。

#### 【複数回虐待を繰り返す法人・事業所への指導に関するポイント、虐待防止に資する留意点】

- ①虐待発生の要因分析～改善状況のモニタリング～再発防止の支援という一連の対応の流れにおける、外部専門職の活用
- ②地域における支援体制の構築の重要性

#### ①虐待発生の要因分析～改善状況のモニタリング～再発防止の支援という一連の対応の流れにおける、外部専門職<sup>4</sup>の活用

障害者虐待対応における法人・事業所への指導におけるポイントは、行政による虐待の発生要因の分析であり、適切な要因分析が指導やモニタリングの出発点となる。生命・身体等に重大な影響があった障害者虐待事案が発生した法人・事業所に対するその重要度はより高くなる。

今回のヒアリング調査では、自治体から「虐待防止委員会の未設置や研修の実施状況等の表面的な課題把握にとどまり、行政だけで要因分析を行うことが難しい」ことを聞き取ることができた<sup>5</sup>。また、「改善状況の確認（モニタリング）についても、行政だけでは支援内容が改善されたのかどうかを確認することが難しい」ことが聞き取られている。

特に、本事例のように、強度行動障害のある利用者に対する支援は、障害特性や支援方法等に関する専門的な要因分析がその後の適切な支援につながることや、現場の支援に関する専門的な内容の指導が必要であったことを踏まえると、要因分析～改善状況のモニタリング～再発防止の支援という一連の対応の流れにおいて、行政指導の一環として、外部の専門職の導入を検討する必要があった。

『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』（以降『市町村・都道府県手引き』という。）では「重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性」に加え、「虐待があった施設の再発防止に向けての支援」として、自ら改善に取り組むことが難しい施設・事業所に対して、行政が模範となる施設を紹介し、コンサルテーションを受けるよう指導した結果、改善の効果があったことが記載されている<sup>6</sup>。

本事業検討委員会においても、虐待が発生した施設・事業所における改善状況の確認を、行政が事業所からの報告を受けて行うのみではなく、現地確認も含めて、改善状況の根拠やその変化の確認を行う必要があることが指摘された。

<sup>4</sup> 「学識経験者や弁護士といった専門的な知見をもつ者や当事者団体の代表者といった外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）」，「5 重篤な障害者虐待事案の検証等の重要性」，『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』，令和4年4月，厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室, p. 32

<sup>5</sup> 本事業検討委員会においても、一般的に行政職員は福祉サービスにおける支援の質を評価する専門性に関する知識、技術を身に付けたり、経験を積み重ねる機会は乏しく、表面的な評価にとどまらざるをえないという意見が出されている。

<sup>6</sup> 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き』，令和4年4月，厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室, p. 122

具体的には、例えば、繰り返し指導監査の対象となっている法人・事業所や行政からの指導に対する改善が不十分な法人・事業所で虐待が発生した場合、一定期間、行政処分の一環として、行政が指定する第三者の専門職の関与を求めることが考えられる（例：行政による重篤事例検証委員会の設置、「虐待対応専門職チーム」<sup>7</sup>の活用、「再発防止に向けたコンサルテーションの受け入れ」<sup>8</sup>、等）。

## ②地域における支援体制の構築の重要性

本事業検討委員会では、本事例において同一法人内で複数回の虐待が発生した背景として、当該法人・事業所の支援力を超えて、重度の利用者を多く受けて入れていたこと、言い換れば、各市町村が「地域の中に重度の利用者を受け入れられる法人・事業所がない」ことを理由に、当該法人・事業所に依存していたことに目を向ける必要があることが指摘された。

実際に、ヒアリング調査でも、自治体は「利用者の受入について内部で十分に検討するように」という（強制力に限界のある）指導までしか行えず、地域の支援体制の構築の必要性までの認識はもっていなかった。

強度行動障害を有する者への対応や身体拘束等の適正化は、容易に解決する課題ではないが、市町村や圏域で支援ニーズを適切に把握し、地域の支援体制の整備を進めるとともに、都道府県においては、広域的な観点から市町村・圏域を支援しながら、重度障害者の地域での居住や支援体制を構築するための取組を促進する必要がある。こうした地域における支援体制の構築も、障害者虐待防止の観点からは「虐待の未然防止、再発防止」に寄与するということの理解促進が必要である。

---

<sup>7</sup> 前掲5,p.33

<sup>8</sup> 「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」、『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』、令和4年4月、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室、p.22



第Ⅱ部 虐待防止対応力の向上に向けた深掘り調査

(ヒアリング調査結果)



## 1. 一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きる場合の自治体相互の連携について

### (1) ヒアリング調査概要

#### 1) 調査実施目的

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに向けた報告書では同一事業所の利用者が複数の支給決定自治体にまたがる場合の、支給決定自治体相互、あるいは、都道府県等が早期に把握すべき虐待事案の対象範囲や情報連携の在り方について、実効ある方策を検討すべきと提言されている<sup>9</sup>。

そこで、令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待の中から、『一つの施設・事業所で複数の支給決定自治体が関わる虐待疑いが起きた事案』を対象に、障害者虐待防止に資するための留意点や虐待防止のあり方、方向性等についての検討、論点出しを行うことを目的にヒアリング調査を実施した。

#### 2) 調査対象

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待事例の中から、同一の施設・事業所において、複数の支給決定市町村から「虐待の事実が認められた」と報告された1事例。

※上記自治体及び事例概要に関しては、自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、本報告書では非公表とする。

#### 3) 調査実施時期

令和5年1月

#### 4) 調査実施方法

事前に質問項目を送り、当日は、その質問項目に沿って、聞き取りを行った（現地及びweb会議システム併用）。

#### 5) 主な質問項目

主な質問項目は以下のとおりである。

- ①事実関係の確認
- ②支給決定市町村・施設所在地市町村・都道府県との情報共有や連携等について
  - ・各支給決定市町村間での情報共有の有無、各支給決定市町村から都道府県への情報共有の有無
  - ・都道府県から各支給決定市町村、施設所在地市町村への情報共有の有無

<sup>9</sup> 「虐待事案について、現行の事務処理では、原則として被虐待者の支給決定自治体が事実確認や虐待判断等実務を担うこととしているが、同一事業所の利用者が複数の支給決定自治体にまたがる場合、支給決定自治体相互、あるいは、都道府県が早期に一定の把握をすべき事案もあると考えられる。支給決定自治体相互や都道府県が早期に把握すべき虐待事案の対象範囲や情報連携の在り方について、実効ある方策を検討すべきである。」『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～』(令和4年6月13日)p.82

- ・施設所在地市町村から各支給決定市町村、都道府県への情報共有の有無
  - ・各自治体（支給決定市町村・施設所在地市町村・都道府県）における事案への対応に関する課題等
- ③都道府県、市町村との連携・情報共有のあり方等に関する意見交換

## 6) 倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討委員会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、事案の本質を失わず、かつ施設・事業所の特定を避けるための加工を行った上で、本事業報告書等を作成すること。
- ・公表前に本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容について確認・修正等を依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

## (2) ヒアリング調査結果及び考察

ここでは、ヒアリング調査を通じて得られた示唆をもとに、一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが起きた場合の課題を整理するとともに、虐待事案の対応に関するポイントや留意点を提示する。

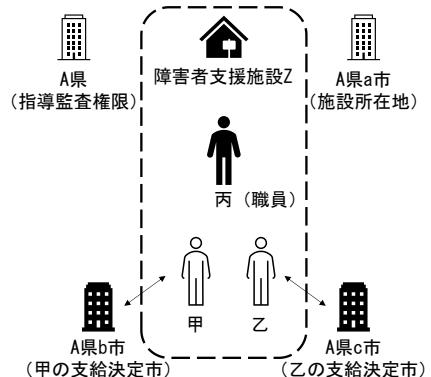
### 1) 事例概要（加工済み）

事例概要は以下のとおりである。なお、自治体名、法人名及び事例の特定を避けるため、ヒアリング調査から得られた課題や他自治体にとって障害者虐待対応の参考になるポイント、留意点に関する部分を除き、加工を加えたものである。

#### ■主な関係者

障害者支援施設 Z	虐待が発生した施設
丙	障害者支援施設 Z の職員（虐待者）
A 県（監）	障害者支援施設 Z の指導監査権限を有する
A 県 a 市（所）	施設の所在地
甲	障害者支援施設 Z の利用者（被虐待者）
A 県 b 市（支）	甲の支給決定市町村
乙	障害者支援施設 Z の利用者（被虐待者）
A 県 c 市（支）	乙の支給決定市町村

※（ ）内は以下の文中での理解を助けるため記載



#### ■事例の流れ

年月	概要
令和X年 9月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設 Z の施設所在地市町村 A 県 a 市（所）に市内病院の MSW より入電。「甲が内臓出血のためまた入院になったが、もしかしたら虐待の可能性もあるので念のため連絡した。」とのこと。</li> <li>本人の安全確保の観点から A 県 a 市（所）は甲との面談を電話で依頼するも、担当医師からは「ICU に入っているため一般病棟に移った時点で連絡する。内臓出血は内因性とも外因性とも言えない。」とのこと。</li> <li>障害者支援施設 Z の管理職に電話し状況を確認。「本人が急に体調不良を訴えたためタクシーで搬送した。」とのこと。</li> <li>施設従事者等虐待の相談・通報として受理。今後の対応：「状況が不明のため、病院及び本人への状況確認後に支給決定市町村に連絡すること」。</li> </ul>
令和X年 9月 20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 県 a 市（所）が同病院に電話し状況を確認すると、「1週間前から一般病棟に移っている。」とのこと。病院に訪問し、本人と面会するものの当時の状況は聞き取れず。担当医師は緊急手術のため会えず、MSW と面談し「医師によると原因不明。」とのこと。</li> <li>A 県（監）へ電話で状況報告。県からは「支給決定市町村に引き継いでください。」とのこと。</li> <li>支給決定市町村である A 県 b 市（支）へ「虐待の疑い」として連絡し、引継ぎ。</li> </ul>
令和X年 9月 22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 県 b 市（支）が病院に訪問。担当医師不在のため面会できず。MSW より聞き取り。「担当医師によると、甲は内臓からの出血。ポリープや潰瘍等を疑う疾患はなく、その他にはあざや外傷はない。」とのこと。</li> <li>A 県 b 市（支）が障害者支援施設 Z に聞き取り調査を実施。勤務日報を確認し、当日に担当していた丙と他職員から状況を聞き取るもの、「転倒や自傷等ではなく体調も普段通りだった。」とのこと。</li> <li>甲は同法人の生活介護サービスを利用していたため、その担当職員からも聞き取り。「普段通りだったと思われる。」とのこと。</li> </ul>

令和X年 9月 24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲は、別法人の通所事業所を利用していたため A 県 b 市（支）が当該通所事業所に聞き取りを実施。「変わったところはない。施設では大切に扱われています。」とのこと。</li> </ul>
令和X年 9月 26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 県 a 市（所）に同病院の MSW から入電。「障害者支援施設 Z を利用している乙も内臓出血により令和 X 年 6 月に緊急搬送され入院。まもなく退院予定。医師から、同じ施設の甲、乙と連続して入院していることを施設所在地市町村に連絡するよう言われたため連絡。」とのこと。</li> <li>乙の支給決定市町村 A 県 c 市（支）へ連絡し、引継ぎ。施設所在地として調査に同行してよいかの検討を A 県 c 市（支）に依頼。</li> </ul>
令和X年 10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定市町村 A 県 c 市（支）が病院に訪問。病院の担当医師は診療中のため面会できず。MSW からは「内臓出血の原因是不明だが入院となっており、虐待の可能性がゼロではないため連絡するよう指示された。」とのこと。</li> <li>乙と面会し当日の状況を聞き取り。明確な虐待の事実は聞き取れず。</li> </ul>
令和X年 10月 2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家派遣事業を活用し A 県 b 市（支）が弁護士に助言を求めたが、「推察しかできず、今の段階では“虐待の可能性があるかもしれない”としか言えない」とのこと。A 県 b 市（支）にて担当部署の管理職及び担当職員によるコア会議を開催。内臓出血の原因是不明、事実確認調査では虐待の目撃証言等はなかったことから、虐待の有無については、「虐待と判断できない」と結論。甲は入院中のため、退院が決まった段階で、改めて今後の支援について検討を行うこととした。</li> <li>コア会議終了後、A 県 b 市（支）は、A 県 a 市（所）より甲の入院の 3か月前にも同施設利用者が緊急搬送されていたことについて電話にて情報提供を受ける。</li> </ul>
令和X年 10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 県 c 市（支）が障害者支援施設 Z に聞き取り調査を実施。当日の担当者丙や利用者から状況を聞き取るもの、虐待の事実は認められず。なお、A 県 a 市（所）も調査に同行し、管理者への聞き取りと記録確認を担当。事故報告書が作成されていなかっただため、作成し提出するよう口頭で指導。</li> <li>午後に病院において、A 県 c 市（支）と A 県 a 市（所）は乙及び家族と面談。退院後は障害者支援施設 Z には戻らず、別法人の障害者支援施設に入ることを提案し、本人・家族とも了承。</li> </ul>
令和X年 10月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙、退院。別法人の障害者支援施設に入所。A 県 c 市（支）はサービス等利用計画の見直し、定期的な見守りを行うことを会議で決定。</li> <li>A 県 c 市（支）は、内臓出血の原因是不明、事実確認調査では虐待の目撃証言等はなかったことから、虐待の有無については、「虐待と判断できない」と結論。</li> </ul>
令和X年 10月 10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 県（監）が警察の捜査関係事項照会書を受領。令和 X 年 9 月 26 日に医師より「障害者虐待の可能性」との通報が警察にあり捜査中。</li> <li>A 県 a 市（支）に問合せ。甲のほかに、乙についての通報を把握。A 県 b 市（支）、A 県 c 市（支）に連絡し、両市とも「虐待と判断できないとの判断」を把握。甲は入院中、乙は別施設に移動を確認。</li> </ul>
令和X年 12月 22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設 Z から A 県内の他市に「利用者が骨折により入院。」との連絡。相談支援専門員と虐待担当職員が病院に訪問。本人とコミュニケーションは取れず。障害者支援施設 Z で当時勤務していた職員から聞き取るも「元々転倒しやすい方。本人が歩きにくそうにしていたため、念のため通院したところ骨折していた。」とのこと。障害者虐待の通報として受理するものの、後日「虐待の事実は認められない」と判断。</li> </ul>
令和X+1年 7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察が障害者支援施設 Z の丙を逮捕。A 県（監）は、甲、乙への暴行容疑以外にも、別件で、令和 X 年 12 月の利用者の骨折についても、丙による暴行容疑で捜査しているとの情報提供を受ける。</li> </ul>
令和X+1年 10月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 X 年の甲、乙の事案について、障害者支援施設 Z の丙職員は暴力行為を認め有罪判決。</li> </ul>
令和X+1年 10月 20月	<ul style="list-style-type: none"> <li>有罪判決を受け、甲、乙について A 県 b 市（支）、A 県 c 市（支）とともに、障害者支援施設 Z（法人代表や管理者等）に再度、聞き取り調査を行い、コアメンバー会議を実施。施設内で虐待行為が行われたことは疑いようがないことなどから、「虐待の事実が認められた」と判断し A 県担当部署に報告。</li> </ul>

## 2) 事例から得られた課題

本事例においては、一つの施設・事業所で、複数の支給決定市町村の利用者への虐待が起き、それぞれ調査を行い「虐待の有無の判断に至らなかった」となったものの、後の警察の捜査、虐待者の逮捕、有罪判決により、各支給決定市町村が職員による虐待ありと判断した。現時点では俯瞰的に見ることにより、事実確認調査時や虐待の有無の判断時について、以下が課題として考えられる。

### 【一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関する課題】

#### ①支給決定市町村と指定権者である都道府県等との情報連携上の課題

- ・通報を受け付けた施設所在地市町村は、1件については県に電話連絡を行っているものの、2件目は市町村間で引継ぎを行ったのみで、県には報告していない。
- ・県は後日、警察からの情報提供で複数回の虐待発生の可能性を認識しているが、県が主体となった調査等の対応は実施しておらず、その後、更なる虐待疑い事案が発生している。

#### ②医療の観点からの情報の収集・アセスメントの課題

- ・担当部署職員による医師への聞き取りを依頼したものの、医療の観点からの情報を得ることができず、担当部署職員のみのコア会議では、医療的なアセスメントを行うことができなかった。

## 3) 一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関するポイント、留意点

検討委員会での議論を踏まえ、一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関するポイントや留意点を以下に提示する。

### 【一つの施設・事業所で複数の虐待疑いが発生した場合の対応に関するポイント、留意点】

- ①指定権者である都道府県等が情報を集約し、被害の拡大や再発を繰り返さないための情報収集・適切な対応のための仕組みづくり
- ②専門職の協力を得て事実確認調査や要因分析を行い、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することの重要性

#### ①指定権者である都道府県等が情報を集約し、被害の拡大や再発を繰り返さないための情報収集・注意喚起のための仕組みづくり

施設従事者等虐待の通報は、支給決定市町村だけでなく、施設所在地の市町村やその他の市町村に通報される場合もある。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行い、その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は支給決定を行った市町村に引き継がれる。

しかし、事例にある通り、それぞれの支給決定市町村に引き継がれた場合には、他市町村の状況を把握することなく支給決定市町村による事実確認調査が行われ、虐待の有無の判断が行われる可能性がある。支給決定市町村が責任を持って事実確認調査や虐待の有無の判断を行うことが国手引きでも規定されているが、現行法では基本的には虐待と判断された事例しか都道府県に報告されないことや、虐待の判断や都道府県への報告時期が複数年度にまたがる場合も

あることを考えると、各支給決定市町村が相互に虐待の状況や判断の有無等を共有できないのが実態といえる。その場合、特に注意を向ける必要があるのは、各支給決定市町村では、通報があっても「虐待の判断に至らない」事例が積み重なった場合、当該施設・事業所における被害の拡大を防ぐことが難しくなることである。本事例がまさにそれに該当した。

そのため、本事業では、施設従事者等虐待における被害の拡大を防ぐために、積極的な都道府県等の関与を期待することを提案したい。

具体的には、『市町村・都道府県手引き』P105「イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等」では、以下のように記載されている。

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うことになりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

上記の“当該都道府県等にも速やかに連絡”を行うことで、都道府県等は、複数の支給決定市町村が事実確認調査を行っていることの把握が可能となる。疑い段階であっても早期に支給決定市町村と都道府県等が情報共有することは、早期の検討や対応<sup>10</sup>が可能となり、特に通報があっても、虐待の判断に至らない事例が続く可能性があることをふまえると、その必要性は高いと言える。実際に、ヒアリング調査でも、「通報を受け付けた段階で、注意が必要と思われる事案については、都道府県の担当部局へ情報共有を行うとともに、対応方針について助言を求めている。」といった実態も述べられており、支給決定市町村との間で早期に情報共有との重要性が共通認識されていることがうかがえた。

また、ヒアリング調査では、「事故報告書を取りまとめている指導を担当する部署では回覧をしており、事故が続いている場合などは障害者虐待担当部署に相談がくる。そのリストを障害者虐待担当部署が見ることも可能。」との意見もあり、当該法人の事故報告書の確認も指定権者である都道府県等の重要な役割と考えられる。

ただし、相談通報受付件数の多い都道府県等では、全ての事案に対して都道府県等によるアセスメントを行うことは非現実的と思われるため、支給決定市町村相互や都道府県等が早期に把握すべき虐待事案に関する情報共有の対象範囲に関する考え方の整理が必要となる。

そこで、本検討委員会では以下のような場合に、早期の情報共有と適切な対応を図ることを自治体に対して明確化することを提案する。

<sup>10</sup> 「各支給決定市町村の事例における事実確認調査の結果（虐待の判断状況）」「支給決定自治体へどのような助言や情報提供が必要か」や「県職員の調査への同行の必要性」、さらには「複数の支給決定自治体による合同調査の必要性や任意調査から権限による調査への切り替え」といった検討の例が考えられる。

- 支給決定市町村…省令において、都道府県に報告する場合が「①虐待の事実が認められた場合」に加えて、「②更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合」とされていることを踏まえ、虐待の判断には至らないが重症度が高い事案、虐待の疑いは高いが聞き取り調査だけでは虐待の判断に至らない事案等の注意が必要と思われる事案は都道府県等<sup>11</sup>に報告する。
- 施設所在地市町村…同一の施設・事業所で複数の同様の虐待が発生していることに気づきやすい立場にあることから、注意が必要と思われる通報事案については、支給決定市町村だけでなく、都道府県等にも連絡する。
- 都道府県等…上記の報告・相談があった場合、都道府県等においても迅速に管理職が入ったコア会議等を開催し、都道府県等が主体となった関係市町村との合同による事実確認調査や指導監査の実施も含め、組織としての適切な対応を行う。

なお、今回事例は自治体相互の情報連携のあり方に焦点をあててヒアリングを行い、自治体における対応のあり方について留意点等をまとめたところであるが、当然のことながら、同一の施設・事業所で複数の事故が生じた場合には、虐待を念頭に置いた上で当該事業者が自ら徹底した調査を行い、不審を感じた場合は、速やかに自治体に相談する必要があることはいうまでもない。

## ②専門職の協力を得て事実確認調査や要因分析を行い、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することの重要性

『市町村・都道府県手引き』P21「(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント」では、以下のように記載されている。

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。つまり、虐待事案であることが確定するまでは虐待事案としての対応を行わないという、という考え方は不適切であるということです。

上記の通り、虐待対応においては、「虐待かどうかわからない」といった情報であっても、虐待事案として対応する“意識”を持って調査することが重要である。しかし、本事例では、複数の自治体職員が、虐待の疑いをもって事実確認調査を行ったものの、記録等から虐待行為は確認できず、十分な証言等も得られない中で、虐待の判断に至らないという結論に至っている。特に、医師から因果関係を明示的に説明されなかったことは、自治体による虐待の有無の判断を困難にしたものと考えられる。

障害者虐待において、とくに身体的虐待事案や性的虐待事案においては、医学的情報も含めたアセスメントが必要となる。行政に所属する医療職（保健師、看護師等）が事実確認調査やアセスメントに同席することや、コアメンバー会議に同席して意見を得ることは、医療職としての観点での情報が得られる可能性が高まり、その後の事実確認調査や虐待の判断をより適切に行うことができる。例えば、セカンドオピニオンを得ることや障害者総合支援法に基づく監

<sup>11</sup> 政令指定都市・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、そちらにも報告をします。

査の実施を検討するなど、「虐待の判断に至らず」という結論を安易に導くことを回避できる可能性が高まると考えられる。そのためには、都道府県とも協力し、事実確認の段階から行政に所属する医療職と連携し、医学的な情報や助言を得られる体制の構築が重要となる。

本事例では、医師は「原因は不明」と回答していたが、「障害者虐待の疑いがある」からこそ通報を行っている。被虐待者の権利侵害状態を放置させないためにも、被害の拡大防止のためにも、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが重要であり、そのためには、専門職の協力を得て事実確認調査や要因分析を行うことの重要性を確認した。

## 2. 性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理

### (1) ヒアリング調査概要

#### 1) 調査実施目的

令和2年度「障害者虐待防止法対応状況調査報告」によると、養護者による障害者虐待判断事例件数1,768件のうち、性的虐待は51件であり、事例件数の2.9%を占めていた。また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待判断事例件数632件のうち、性的虐待は102件であり、事例件数の16.1%を占めていた。障害者に対する性的虐待では障害者福祉施設従事者等が虐待者となっているケースが多い。他の虐待事案と同様に障害者福祉施設の設置者・管理者が適切に虐待防止のための措置を行うことに加え、自治体が適切に事実確認を行い、改善指導や権限行使等を通して運営の適正化を図ることが重要であるが、性的虐待については、密室で行われやすいことや証言の確保の難しさなど、他の虐待類型と比較して留意すべき様々な課題があると考えられる。

そのため、今年度は性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の抽出を目的として、自治体に対するヒアリング調査を行った。

#### 2) 調査対象

令和3年度「障害者虐待対応状況調査」の施設従事者等虐待事例の中から、性的虐待事案として報告された11事例を抽出し、事実確認調査や指導監査を担当した9自治体に対してweb会議システムでの聞き取り調査を行った。

#### 3) 調査実施時期

令和5年2～3月

#### 4) 調査実施方法

事前に質問項目を送り当日はその質問項目に沿って聞き取り調査を行った。(web会議システム)。

#### 5) 主な質問項目

主な質問項目は以下のとおりである。

##### ①事案の発見に至る経緯

- ・事案の発見者、発見の経緯（特に発見の端緒がいつ・誰が・どのように発見（発覚）したか）

##### ②相談・通報を受けた初動対応及び事実確認調査の状況

- ・虐待者に関する情報（経験年数や同僚からの評価等）
- ・被虐待者、家族に関する情報（被害者の生い立ちや家族関係、被虐待者と虐待者の関係等）
- ・事実確認調査の状況（聞き取りの対象や調査内容、警察との連携・刑事事件化の有無等）
- ・性的虐待の具体的な行為、経緯

- ・虐待発生時における事業所の状況（開設後の年数や職員数、情報提供等に協力的だったか等）
- ③施設・事業所への指導・助言、被虐待者やその家族への支援
- ・虐待の認定理由・認定時期、重度（又は中度）として報告した理由
  - ・施設・事業所に対する指導・助言・処分の概要
  - ・被虐待者・家族へのその後の支援状況（アフターケアの内容、係わる職員体制等）
  - ・被虐待者・家族への事件の影響、課題（心理面、行動面、社会面）
- ④加害者の責任等の状況
- ・加害者の刑事責任の有無と内容、加害者の被害者に対する民事責任（損害賠償）の有無と内容
- ⑤施設従事者等による性的虐待対応の難しさや課題、国や都道府県への期待等に関する意見交換

## 6) 倫理的配慮

ヒアリング調査協力自治体へのヒアリング調査依頼状に以下の内容を記載し、承諾を得たうえで、ヒアリング調査及び報告書原稿作成を行った。

- ・ヒアリング調査時、正確な記録のために、メモ及び音声データを取らせていただくこと。
- ・記録の共有範囲は、本事業検討委員会、厚生労働省担当部署、事務局の範囲内であり、外部に公開するものではないこと。
- ・ヒアリング調査時の記録をもとに、事案の本質を失わず、かつ施設・事業所の特定を避けるための加工を行った上で、本事業報告書等を作成すること。
- ・公表前に本事業報告書等に掲載する原稿案をお送りし、内容について確認・修正等を依頼したうえで、承諾を得られたものについてのみ、掲載させていただくこと。

## (2) 性的虐待事例

ヒアリング調査では、自治体が実際に対応した性的虐待事例をもとに、調査の難しさや課題等の聞き取りを行っている。本項では、倫理的配慮に示した通り、調査の対象とした11事例における事案の本質を失わず、かつ施設・事業所の特定を避けるための加工を行った上で4事例に圧縮して内容を示す。

### 【性的虐待事例1（加工済み）】

共同生活援助（以下、「グループホーム」という。）で、職員（虐待者）が利用者（被虐待者）からの好意を利用し、利用者の居室内でわいせつな行為を繰り返していた。

当該職員は事業所を退職した後もグループホーム外で関係を継続していたが、他の職員が二人が会っているところを偶然目撃し、事案が発覚した。自治体は、聞き取り結果から虐待の事実があると判断したが、過去の事案の詳細は不明であり、事業所に対する指導は口頭指導のみとなっている。

### 【性的虐待事例2（加工済み）】

障害者支援施設の職員が「廊下を通っていた時、食堂の片隅で職員（虐待者）が利用者（被虐待者）の胸の中に手を入れているように見えた」と施設長に相談し発覚。施設長が施設内の防犯カメラを確認したところ、虐待行為が確認され、支給決定自治体に通報した。

虐待者は普段から当該利用者を自分の膝の上に座らせたりしていたが、他の職員はそれが性的虐待に当たるという認識が希薄であった。

規模の比較的大きい法人が運営する障害者支援施設であったが、虐待防止委員会や虐待防止研修は形骸化していた。自治体は虐待があると判断し、改善報告書の提出を指導している。

### 【性的虐待事例3（加工済み）】

通所事業所の職員（虐待者）は利用者の両親から個人的に相談を受ける関係性があり、度々利用者（被虐待者）の自宅を訪れていたが、両親の不在時に利用者宅で利用者に対しわいせつな行為を行い、それをスマートフォンに記録していた。

後日、他の児童に対するわいせつ行為で職員が逮捕され、スマートフォンのデータから当該虐待行為が発覚し、本件についても逮捕された。自治体は性的虐待の事実を認定し、虐待防止研修の実施等を指導した。

### 【性的虐待事例4（加工済み）】

放課後等デイサービスの児童指導員（虐待者）が利用児童（被虐待者）に対し、送迎中に車内でわいせつな行為を行っていた。利用児童は「真剣な交際をしている」とと思っていたが、しばらくして、児童指導員が関係の解消を利用児童に迫り、児童が母親に相談し発覚。警察に逮捕された。調査の結果、自治体は虐待があると判断したが、人員配置基準違反や不正請求等も見つかり、事業所が廃止されている。

### (3) 自治体ヒアリング調査結果の概要

この項では、聞き取りを踏まえた全事例に基づく結果の概要を示す。

#### 1) 発見に至る経緯の状況

##### (a) 発見に至る経緯

ヒアリング調査対象事例における発見に至る経緯は下記のとおり様々であり、いずれもスムーズに虐待を発見することが難しい様子がうかがわれた。

通報者	経緯
警察	<ul style="list-style-type: none"><li>・加害者の他事案の余罪から判明し自治体に通報</li><li>・加害者の他事案の余罪から判明し、警察から保護者に連絡</li></ul>
外部支援者 (チーム)	<ul style="list-style-type: none"><li>・多職種の支援チーム内で可視化され、相談支援専門員から自治体に通報</li><li>・日常支援していた保健所職員から相談通報</li></ul>
事業所内部	<ul style="list-style-type: none"><li>・匿名の通報が自治体あてにあった</li><li>・職員が管理職に相談し、管理職が自治体に通報</li><li>・職員が利用者に聞き取りをして判明し、自治体に通報</li><li>・当該事業所の退職者を含む内部関係者が自治体に苦情陳情</li></ul>
本人や家族	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人が自治体に通報</li><li>・被虐待者の家族から警察に相談の後、事業所所在地自治体に通報。 後に知人福祉関係者から県にも通報。</li></ul>

##### (b) 発見通報の困難

- ・グループホームや施設の居室内に防犯カメラをつけることはできないため、居室内で職員と利用者が二人になったような場合、その場で何が起きているかを事業所で把握することが困難である。特に性的虐待については、密室で行われることが多く、目撃者は非常に少ない。
- ・被虐待者の側に、障害特性により虐待であることの認識がない場合、または虐待者に対して好意の感情（恋愛感情等）を抱いており虐待と認めたがらない場合がある。
- ・被虐待者本人や家族がことを大きくしたくないまたは、フラッシュバックを恐れる等の理由により通報を拒む例がある。
- ・虐待者の側に、自身の恋愛感情や愛着障害の治療的かかわり等に関連付けて解釈し、性的虐待であるという認識を持たない場合がある。

## 2) 相談・通報を受けた初動対応及び事実確認調査の状況

### (a) 初動対応等

ヒアリング調査対象事例における初動対応及び事実確認調査の状況では、基本的に被虐待者や家族への聞き取りと、施設・事業所の虐待者や管理職、他の職員、利用者等への聞き取りが行われている。

しかし、性的虐待事案の特性上、聞き取りを行う際にも家族からの了承が必要な場合や、聞き取り調査を行いたくとも拒否により行えない場合があるなど、事実確認調査の難しい様子がうかがわれた。

対象	聞き取りを行った際の工夫	聞き取りを行っていない理由
被虐待者	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族は警察や行政の介入に拒否感があったが説得し1度だけ実施</li><li>・手帳更新時の状況からコミュニケーションを取るのが難しい方と把握していたが、念のため実施</li><li>・児童のため母親から聞き取り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族から「調査に本人が耐えられない」とのこと</li><li>・施設が被虐待者、虐待者、他利用者に複数回聞き取りを行ったうえで報告しており、フラッシュバックの可能性もあるため</li></ul>
家族	<ul style="list-style-type: none"><li>・面識のある相談支援事業所が聞き取り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・母からの虐待を受け分離していたため</li><li>・大事にしたくないため非協力的</li></ul>
虐待者	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待者の配偶者からも聴き取り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・警察に拘留中のため</li><li>・退職しており、電話で調査依頼をするも拒否</li></ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・他法人へ転職していた元従業員へも聞き取り</li></ul>	

### (b) 対応における困難要素

- ・性的虐待は特に目撃者等第三者からの情報が少ない傾向にあるため、事案が発生してから何か月か経過後に相談・通報を受け付けた場合は、事実確認調査で虐待の事実を判断するのに必要な情報を集めることが難しくなる。
- ・市町村への通報をする前に施設や事業所が内部調査を行い、被虐待者本人に何度も聞き取りを行っていた。施設から通報を受けた自治体が、更に本人に聞き取りをすることによってフラッシュバックを起こす可能性や記憶の汚染を考慮すると、本人に聞き取りを行ってよいのかの判断が難しい。施設による内部調査の前に、市町村に対し早く一報をしてもらう必要があるのではないか。
- ・知的障害の方への聞き取りについては、本人に負担のないように、聞き取り方にも配慮する必要がある。どのように尋ねれば良いのか等、専門家ではない市町村職員では対応が難しい。
- ・性的虐待は対応件数が少ないとため、他自治体の事例も勉強しながら、適切な調査ができるようにしないといけない。
- ・聞き取り調査だけで虐待認定することは難しい。市町村には警察のような捜査の権限はなく、虐待防止という観点での調査は任意のものであり、行政として限界を感じる。最初から警察と一緒に動けると行政も動きやすい。
- ・虐待の事実認定は「する」「しない」で、事業所の受け止めとその後が全く違うものとなる。事実認定がされなかった場合でもグレーな事案はあり、改善の取組みは必要である。

### 3) 施設・事業所への指導・助言、被虐待者やその家族への支援等の状況

#### (a) 指導・助言等

ヒアリング調査対象事例における施設・事業所への指導・助言としては、主に体制整備に関する指導がなされていた。また、被虐待者やその家族への支援等の状況を見ると、利用者への心理的な支援や自治体間の情報共有等に向けた支援が行われていた。

対象	具体的な内容
施設・事業所への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"><li>施設の管理体制の不備を重く見て虐待研修の実施等を助言した。行政処分はなし。</li><li>事実確認調査と並行で実施した監査の結果、性的虐待以外の不備が見つかり改善を求めた。</li><li>虐待防止委員会の設置及び研修の実施を促した。</li><li>業務改善計画書の提出を求めた。</li></ul>
被虐待者やその家族への支援等	<ul style="list-style-type: none"><li>カウンセリングが可能であることを情報提供した。</li><li>被虐待者に被害認識が薄く、行政への支援を求めていないため、十分な対応とはなっていない。</li><li>家族で他市に転居したが、転居先の利用事業所に、経緯等の情報提供をした。</li><li>虐待者が退職しているため、家族の希望や負担軽減も踏まえて、事業所の利用を継続している。</li></ul>

#### (b) 指導・助言や支援をめぐる困難要素

- 虐待防止委員会の設置義務を理解していない法人がある。そういう法人は規模も小さいことから、虐待防止研修も未実施であり、職員の資質の問題が影響し虐待を防止できる体制がない。
- 性的虐待は虐待者本人の資質等の問題に起因するだけでなく、周りの職員が虐待であるとの認識を持っていないため通報に繋がらない場合や、管理者が「うちの事業所に限って」と事態を認識することができておらず、知識不足が性的虐待に繋がる組織風土がみられる。
- 虐待の事実を認定する支給決定市町村と事業所に対し指導権限を持つ自治体が異なる場合については、施設・事業所に対する指導の主体が不明確な場合がある。指導権限を持つ都道府県に聞くと、支給決定市町村に指導を要請される場合がある。事業所に対し権限のある都道府県が指導せず、根拠があいまいな状態で指導することについて、責任の所在が曖昧である。支給決定市町村は指定権者に報告、事業所に指導するだけで、その後のフォローはできないと感じていた。
- 虐待の事実の認定を行い、指導担当部署にも報告しているが、担当者としては有効な再発防止策をとれている実感はない。障害者虐待防止法の範囲の中では、「虐待防止委員会を設置してください」「研修をしてください」といった指導助言のみ。研修や改善の報告を受け取って確認するまでであり、限界がある。
- 被虐待者側に、障害特性とともに複雑な家庭状況やそれに関連する成育歴の特徴などが影響している場合があり、虐待者との関係をある意味で必要とするような主観を抱く例もある。

#### 4) 加害者の責任等の状況

##### (a) 虐待者が問われた責任

- ・性的虐待の事実があると判断された事案において、当該法人・事業所が虐待者に対して行った懲戒処分等の人事上の対応については様々であった。主な例としては、再教育や配置転換、役職解任等を行った上で勤務を継続する例や自己退職した例、懲戒解雇処分となった例等があった。
- ・また、事案を受けて刑事責任や民事責任が問われた状況については、警察に逮捕されて起訴された例や被虐待者の家族が民事訴訟を検討している例もあったが、被虐待者や家族等が警察への通報を拒否して責任を問うことにつながっていない例等もあった。

##### (b) 虐待者の責任を問う上での困難点

- ・刑法の改正によって性犯罪は、親告罪ではなくなったため、福祉関係法に基づく権限の行使のみならず、警察への通報による刑事事件化も視野に入れねばならないが、家族から「大事にしてほしくない」という希望が出された場合にその意向とのバランスが難しい。非親告罪であることを考慮し、警察連携についての課題がある。
- ・警察に事実確認調査への同行を依頼する場合、どの時点で依頼を行うか、どのような事案であれば通報すべきか等で苦慮している。
- ・それによって責任が回避されるわけでは一切ないが、加害者の側も障害や家族関係等生きづらさが想定される経験を経てきた場合がある。

## (4) 性的虐待事案における自治体の対応に係る課題の整理

### 1) 発見及び総合的な支援に関する課題

今回のヒアリング調査では、職員と利用者がスマートフォンのメッセージアプリを通じて個人的にやりとりをし、その中で卑猥なメッセージを送っている事例があった。支援者と利用者という関係におけるこうしたやり取りは厳に慎むべきであることは言うまでもないが、利用者側の依存傾向などが影響して、職員の退職後にも人間関係が継続したような場合に、事業所等がどこまでその実態を把握できるのかに関しては難しいものがある。

特に（3）の1)の(b)で述べたように、被虐待者の障害特性や家族歴の困難により、虐待者との性的虐待を含む関係が、本人の主観からは必要かつ正当なものと感じられているような場合、虐待を虐待として可視化することそのものが困難となる。さらに、被虐待者の家族全体が支援者との境界を見定めることを困難にさせる複合的な課題に直面しているような場合、虐待単体への対応が難しいこともあり、家族全体を射程に入れたソーシャルワークが必要である。

また、本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もあった。これらの実態は、虐待一般の中でも性的虐待が持つ深刻な特徴を改めて感知させたと言える。

一義的には支援者側が援助関係における倫理規範を厳守することを教育徹底する必要があることは言うまでもない。同時に職場内での具体的な取り組みとしては、少なくとも勤務時間中は個人の携帯電話やスマートフォンの携行を禁止することを徹底し、緊急連絡には通話のみ可能な事業所所有の携帯電話を支給するといった工夫や、勤務シフトや業務分担の工夫などにより職員と利用者が二人きりになる場面や死角になる場面場所を極力作らないといった対応は可能であろう。また、密な身体接触が想定される介助に関しては、性の多様性が広く認識されるようになった社会情勢を踏まえると断定的に述べることはできないものの、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整えることが重要である。

被害の相談や通報に関しては自治体の相談窓口の周知を強化すること、事業所に対しては利用者に向けて「何が虐待に当たるのか」をめぐって障害特性に合わせた具体的な教育及び、不快なことがあったら声を上げることができるということに関する教育的アプローチを促すことが対応策として考えられる。

さらに、被害を受けた被虐待者及びその家族に対するカウンセリング等の心理的支援がいきわたりづらい現状があり、それらができるよう協働できる専門機関とつながっておくことも有効である。

### 2) 事実確認調査の難しさに関する課題

ヒアリング調査において複数の自治体から、性的虐待の事例は自治体職員の虐待対応の経験の蓄積が比較的小少な分野であり、サポートが不足しているという趣旨の意見が得られた。性的虐待の防止、早期発見、早期対応のために従事している自治体職員を支援するため、国・都道府県による司法面接の手法を取り入れた専門的な研修や専門職からの助言を得られる体制の充実が課題であることが確認された。

これに関しては、障害者虐待防止領域のみで方法を確立するのみでなく、児童虐待防止分野とリソースの共有を促進する等の方策も考えられる。また、市町村から都道府県に相談がなされた場合の支援体制を強化していくことが必要である。

### 3) 法人・事業所に対する再発防止の指導における課題

障害者に対する性的虐待事案では、虐待者本人の資質や特性に原因があるところが大きいが、一方、施設・事業所の他の職員も性的虐待に対する認識を十分持っていない事例があった。法人や施設・事業所において、虐待防止委員会や責任者の設置、虐待防止研修の徹底を図る必要がある。

また、事業所に対し改善指導や処分等を行う場合に、以前から虐待対応一般をめぐって指摘されているように、調査を行う市町村と権限行使を行う都道府県の責任の所在があいまいであるという意見があり、特に判断や対応の難しい性的虐待事案においては、両者が適切に連携するとともに、前述のように都道府県による市町村への支援が重要であることが確認された。

また、次項で述べる警察との連携にもかかわることとして、法人・事業所への再発防止の指導や勧告、行政処分は虐待者個人の刑事責任追及とは別の課題として、明確に分けて実施されるべき内容である。加害者である虐待者が退職をしたり、逮捕されたりした場合にも、それで課題が解決したわけではないことを認識しなければならない。具体的な業務改善に取り組むと同時に、施設整備において死角を作らない工夫や、防犯カメラの設置とその運用をめぐるさらにきめ細かな対応等も必要である。

### 4) 警察との連携等に関する課題

虐待の事実確認調査の段階で、加害者とされる職員が虐待行為を否認した場合、もしくは被虐待者の側が恋愛関係であることを主張したような場合、刑法に基づく刑事責任の追及は慎重に行うことになると考えられる。しかし、障害者虐待防止を担当する自治体が行う法的対応は法人や施設・事業所に対する指導・勧告や行政処分であるため、周囲の支援者や家族の証言等から施設・事業所で虐待が起きたことがあきらかである場合、加害者の認否の如何に関わらず虐待認定していくことが求められる。また、当該虐待の背景や要因を分析し、施設・事業所は自ら再発の防止に向け取り組まなければならず、自治体においては再発防止の取組みに対し適切な助言・指導を行うことが求められる。

とはいって、今回の聞き取りでは、性的虐待の事実認定そのものや、ましてや事件化等への対応は難しく、警察との連携が必要であるとの意見が複数あった。司法面接等の対応の必要性も含め、両者の役割の違いを踏まえた上での連携の在り方が課題である。

ここまで述べた課題は「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」で施設・事業所に対して示されている「性的虐待防止の取組」の内容に通底する部分も多い。それと同時に今回のヒアリング調査では、これらに加えて自治体による事実確認や改善指導等についても、さらに留意すべき様々な課題があることが明らかになった。性的虐待は、どのような事業所においても起こりうるということを前提にしたさらなる取り組みが必要とされる。

今後、自治体向けの手引きや虐待防止・権利擁護研修にこれらの留意事項を反映させること等を通して、性的虐待の未然防止、再発防止を推進することが求められる。

(参考)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(令和4年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室作成) P24 より

## ② 性的虐待防止の取組

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくい場所を選んで行われることや、被害者や家族が人に知られたくないという思いから告訴・告発に踏み切れなかったり、虐待の通報・届出を控えたりすること等の理由により、その実態が潜在化していることが考えられます。

性的虐待は、成人の障害者に対して行われる事案もありますが、放課後等デイサービス等を利用する障害児に対して行われる事案も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残している悪質な犯行もみられています。

性的虐待が起きる状況は様々だと思われますが、「障害者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二人きりになる場面を見計らって継続的に虐待を繰り返すなどの悪質な事案も報道されています。これらの虐待は、被害に遭った利用者の情緒が急に不安定になったなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異性の利用者とばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりすることなどが、発見の端緒になっている場合があります。

このような性的虐待を防止するためには、職員採用時に支援の現場に試しに入ってもらって気になる行動がないか確認することや、勤務シフトや業務分担の工夫などにより特に女性の障害者に対して可能な限り同性介助ができる体制を整えること、勤務中は個人の携帯電話やスマートフォンの携行を禁止し不当な撮影を防止すること等、性的虐待を防止するための様々な対策を検討することが必要です。

利用者の人権を尊重する職員教育の徹底とともに、現実的な防止対策を講じることが重要です。

## 參 考 資 料



## 参考資料1 障害者虐待の都道府県別経年比較

### 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

#### 1-1 養護者による障害者虐待

##### (1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- 「養護者による障害者虐待」を対象に、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- 「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①:都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表9-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	78	84	51	47	46	306	61.2	28%	28%	15%	10%	11%	17%	☆
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	10	20	7	14	19	70	14.0	22%	44%	26%	33%	36%	33%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	6	2	4	10	9	31	6.2	38%	20%	19%	26%	24%	25%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	18	28	53	66	57	222	44.4	39%	31%	48%	49%	40%	42%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	11	9	8	3	13	44	8.8	65%	27%	38%	17%	68%	41%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	9	13	9	10	15	56	11.2	41%	38%	43%	33%	39%	39%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	29	16	29	42	38	154	30.8	42%	42%	49%	46%	51%	46%	※
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	16	12	21	22	9	80	16.0	30%	20%	31%	34%	19%	27%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	16	11	15	20	13	75	15.0	47%	42%	42%	51%	46%	46%	※
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	14	15	12	14	10	65	13.0	26%	23%	26%	30%	17%	24%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	69	76	85	88	135	453	90.6	39%	32%	32%	27%	26%	30%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	133	109	110	105	122	579	115.8	47%	40%	38%	35%	36%	39%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	106	84	117	119	136	562	112.4	31%	24%	34%	32%	34%	31%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	93	100	97	80	124	494	98.8	56%	57%	44%	41%	30%	42%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	39	38	28	52	58	215	43.0	39%	31%	20%	34%	28%	30%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	13	8	18	19	11	69	13.8	36%	24%	35%	48%	22%	33%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	17	13	26	33	37	126	25.2	41%	33%	44%	32%	41%	38%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	7	14	16	7	9	53	10.6	28%	41%	30%	19%	28%	29%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	6	5	11	12	7	41	8.2	32%	23%	34%	31%	21%	28%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	36	33	44	35	27	175	35.0	46%	37%	47%	34%	38%	40%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	6	12	15	10	17	60	12.0	21%	32%	25%	22%	28%	26%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	34	54	55	33	51	227	45.4	37%	50%	43%	33%	44%	42%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	147	181	119	147	169	763	152.6	43%	44%	26%	31%	32%	35%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	20	26	23	25	31	125	25.0	38%	41%	40%	38%	44%	40%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	72	71	65	67	89	364	72.8	49%	54%	42%	50%	59%	51%	※
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	40	36	40	72	86	274	54.8	66%	54%	49%	51%	54%	54%	※
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	188	166	188	194	176	912	182.4	19%	14%	15%	14%	12%	14%	☆
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	55	83	72	101	86	397	79.4	31%	36%	30%	24%	23%	27%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	16	10	13	16	10	65	13.0	48%	29%	33%	42%	34%	37%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	10	10	10	15	44	89	17.8	32%	31%	32%	38%	66%	44%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	6	6	13	8	6	39	7.8	29%	19%	43%	31%	21%	28%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	12	10	8	10	8	48	9.6	35%	29%	32%	25%	27%	29%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	19	12	36	47	41	155	31.0	40%	20%	44%	41%	37%	37%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	23	26	28	31	43	151	30.2	24%	27%	23%	28%	30%	27%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	10	20	8	9	14	61	12.2	32%	39%	35%	27%	42%	36%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	3	4	3	7	4	21	4.2	38%	20%	25%	35%	14%	24%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	15	25	13	8	15	76	15.2	23%	32%	27%	23%	29%	27%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	24	17	6	9	17	73	14.6	52%	35%	19%	43%	53%	41%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	4	8	4	5	13	34	6.8	18%	38%	15%	25%	45%	29%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	38	42	42	31	34	187	37.4	29%	27%	25%	20%	27%	26%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	8	9	9	12	18	56	11.2	38%	17%	43%	40%	49%	35%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	8	10	25	28	26	97	19.4	29%	29%	50%	57%	59%	47%	※
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	16	14	15	12	27	84	16.8	30%	40%	25%	13%	17%	21%	☆
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	5	2	4	5	11	27	5.4	16%	4%	8%	9%	16%	11%	☆
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	13	20	10	8	12	63	12.6	37%	32%	26%	14%	11%	21%	☆
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	10	7	20	22	16	75	15.0	32%	39%	47%	31%	16%	29%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	29	41	50	38	35	193	38.6	39%	51%	41%	37%	31%	39%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	8,586	1,717.2	33%	30%	29%	27%	27%	29%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R03は全体で2%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

## (2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

- （1）の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断事例件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。（※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成30年1月1日時点～令和4年1月1日時点までの5ヶ年の平均値）

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比			人口 データ (10万人)	H29 平成30年 1月1日 時点	H30 平成31年 1月1日 時点	R01 令和2年 1月1日 時点	R02 令和3年 1月1日 時点	R03 令和4年 1月1日 時点	5ヶ年 平均値 (H29～ R03)		
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②／①		①／③		②／③									
	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)														
北海道	366.2	61.2	17%	☆	52.6	7.0	※	1.2								
青森県	42.4	14.0	33%		12.8	3.3		1.1								
岩手県	24.6	6.2	25%		12.4	2.0	☆	0.5	☆							
宮城県	104.8	44.4	42%		22.9	4.6		1.9								
秋田県	21.6	8.8	41%		9.9	2.2	☆	0.9								
山形県	29.0	11.2	39%		10.8	2.7		1.0								
福島県	66.4	30.8	46%	※	18.8	3.5		1.6								
茨城県	58.6	16.0	27%		29.2	2.0	☆	0.5	☆							
栃木県	32.6	15.0	46%	※	19.7	1.7	☆	0.8								
群馬県	54.2	13.0	24%		19.7	2.8		0.7								
埼玉県	304.4	90.6	30%		73.8	4.1		1.2								
千葉県	296.2	115.8	39%		63.1	4.7		1.8								
東京都	362.8	112.4	31%		137.7	2.6		0.8								
神奈川県	235.6	98.8	42%		92.0	2.6		1.1								
新潟県	144.4	43.0	30%		22.4	6.5	※	1.9								
富山県	42.4	13.8	33%		10.5	4.0		1.3								
石川県	66.6	25.2	38%		11.4	5.8		2.2	※							
福井県	36.2	10.6	29%		7.8	4.6		1.4								
山梨県	29.0	8.2	28%		8.3	3.5		1.0								
長野県	87.8	35.0	40%		20.9	4.2		1.7								
岐阜県	46.6	12.0	26%		20.3	2.3	☆	0.6	☆							
静岡県	108.6	45.4	42%		37.0	2.9		1.2								
愛知県	442.2	152.6	35%		75.6	5.9		2.0								
三重県	61.8	25.0	40%		18.1	3.4		1.4								
滋賀県	143.2	72.8	51%	※	14.2	10.1	※	5.1	※							
京都府	101.8	54.8	54%	※	25.4	4.0		2.2	※							
大阪府	1,263.4	182.4	14%	☆	88.4	14.3	※	2.1	※							
兵庫県	291.8	79.4	27%		55.4	5.3		1.4								
奈良県	34.8	13.0	37%		13.5	2.6		1.0								
和歌山県	40.2	17.8	44%		9.5	4.2		1.9								
鳥取県	27.4	7.8	28%		5.6	4.9		1.4								
島根県	32.6	9.6	29%		6.8	4.8		1.4								
岡山県	82.8	31.0	37%		19.0	4.4		1.6								
広島県	112.6	30.2	27%		28.2	4.0		1.1								
山口県	34.2	12.2	36%		13.7	2.5		0.9								
徳島県	17.6	4.2	24%		7.4	2.4		0.6	☆							
香川県	55.8	15.2	27%		9.8	5.7		1.6								
愛媛県	36.0	14.6	41%		13.7	2.6		1.1								
高知県	23.6	6.8	29%		7.1	3.3		1.0								
福岡県	146.4	37.4	26%		51.2	2.9		0.7								
佐賀県	32.2	11.2	35%		8.2	3.9		1.4								
長崎県	41.2	19.4	47%	※	13.5	3.1		1.4								
熊本県	80.8	16.8	21%	☆	17.7	4.6		0.9								
大分県	50.0	5.4	11%	☆	11.5	4.3		0.5	☆							
宮崎県	61.4	12.6	21%	☆	11.0	5.6		1.2								
鹿児島県	52.6	15.0	29%		16.3	3.2		0.9								
沖縄県	98.8	38.6	39%		14.8	6.7	※	2.6	※							
合計	5,926.2	1,717.2	29%		1,269.7	4.7		1.4								

凡例 上位5位 ※ 上位5位 ※ 上位5位 ※  
下位5位 ☆ 下位5位 ☆ 下位5位 ☆

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

## 1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

### (1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①:都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2,R03は表46-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	12	20	27	24	22	105	21.0	9%	18%	23%	22%	16%	17%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	3	10	10	16	9	48	9.6	13%	38%	45%	48%	35%	37%	※
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	6	0	2	5	14	2.8	13%	60%	0%	33%	56%	35%	※
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	5	3	6	8	7	29	5.8	19%	11%	9%	14%	12%	12%	☆
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	1	0	10	5	6	22	4.4	25%	0%	45%	19%	35%	29%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	3	5	3	3	15	3.0	14%	43%	36%	23%	15%	25%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	6	5	8	2	6	27	5.4	40%	36%	47%	12%	27%	32%	※
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	3	0	1	11	24	39	7.8	9%	0%	4%	32%	44%	23%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	2	7	15	7	12	43	8.6	10%	35%	39%	18%	41%	29%	※
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	5	14	12	8	12	51	10.2	12%	29%	21%	15%	18%	19%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	30	30	22	32	39	153	30.6	24%	23%	19%	26%	23%	23%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	36	33	34	40	40	183	36.6	23%	20%	22%	30%	25%	24%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	25	45	37	58	63	228	45.6	11%	17%	13%	19%	19%	16%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	32	25	32	44	40	173	34.6	28%	21%	24%	26%	25%	25%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	1	4	7	3	9	24	4.8	6%	18%	21%	11%	23%	17%	
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	5	4	2	1	3	15	3.0	28%	17%	13%	6%	14%	15%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	3	5	7	7	5	27	5.4	8%	20%	23%	41%	33%	21%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	5	5	5	13	5	33	6.6	24%	23%	21%	46%	17%	27%	
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	1	3	2	7	5	18	3.6	8%	18%	10%	23%	29%	19%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	17	15	7	12	13	64	12.8	28%	25%	11%	23%	21%	21%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	3	4	1	5	4	17	3.4	9%	10%	3%	17%	11%	10%	☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	13	11	8	13	23	68	13.6	33%	24%	14%	22%	40%	28%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	32	48	23	51	55	209	41.8	30%	31%	15%	26%	19%	23%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	12	21	19	18	15	85	17.0	29%	27%	27%	35%	23%	28%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	11	21	16	14	17	79	15.8	24%	36%	19%	23%	20%	24%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	7	18	5	13	16	59	11.8	11%	30%	15%	23%	36%	23%	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	59	61	76	70	60	326	65.2	22%	22%	25%	22%	18%	22%	
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	31	40	25	28	31	155	31.0	27%	30%	21%	22%	21%	24%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	6	7	10	9	11	43	8.6	27%	21%	26%	35%	31%	27%	
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	1	4	0	4	2	11	2.2	17%	27%	0%	18%	12%	15%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	4	2	2	5	3	16	3.2	17%	11%	6%	19%	18%	14%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	4	8	3	7	5	27	5.4	29%	44%	17%	26%	36%	30%	※
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	5	5	2	3	11	26	5.2	19%	15%	7%	7%	17%	13%	☆
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	5	4	6	15	38	7.6	24%	14%	10%	20%	23%	19%	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	4	6	4	7	10	31	6.2	11%	16%	15%	23%	24%	18%	
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	4	2	3	8	7	24	4.8	19%	25%	20%	47%	29%	28%	
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	6	6	1	4	3	20	4.0	18%	16%	2%	9%	7%	10%	☆
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	5	5	3	2	5	20	4.0	25%	31%	19%	14%	33%	25%	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	5	7	1	1	1	15	3.0	28%	29%	10%	9%	6%	19%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	14	17	14	15	16	76	15.2	14%	22%	14%	14%	14%	15%	
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	1	6	2	2	6	17	3.4	6%	29%	11%	14%	21%	17%	
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	8	16	18	11	6	59	11.8	22%	33%	40%	29%	16%	29%	
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	12	12	7	12	8	51	10.2	29%	25%	18%	27%	31%	26%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	1	5	3	4	9	22	4.4	4%	13%	11%	10%	24%	13%	☆
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	5	6	27	2	11	51	10.2	20%	15%	54%	9%	26%	28%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	6	4	7	11	11	39	7.8	23%	13%	23%	19%	33%	22%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	3	8	14	4	10	39	7.8	8%	29%	31%	10%	29%	21%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	464	592	547	632	699	2,934	586.8	20%	23%	20%	22%	22%	21%	

上位5位 ※  
凡例 下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R03は全体で5%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

## (2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口（10万人）比」の整理

- （1）の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断事例数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。  
 （※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成30年1月1日時点～令和4年1月1日時点までの5ヶ年の平均値（前頁と同じ））

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比	
	①相談・通報件数	②虐待判断事例件数	②／①		①／③	②／③
	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)			5ヶ年平均値 (H29～R03)	
北海道	120.4	21.0	17%	52.6	2.3	0.4
青森県	26.2	9.6	37% ※	12.8	2.1	0.8
岩手県	8.0	2.8	35% ※	12.4	0.6	☆ 0.2
宮城県	47.4	5.8	12% ☆	22.9	2.1	0.3
秋田県	15.2	4.4	29%	9.9	1.5	0.4
山形県	12.2	3.0	25%	10.8	1.1	☆ 0.3
福島県	17.0	5.4	32% ※	18.8	0.9	☆ 0.3
茨城県	34.2	7.8	23%	29.2	1.2	☆ 0.3
栃木県	29.6	8.6	29% ※	19.7	1.5	0.4
群馬県	53.8	10.2	19%	19.7	2.7	0.5
埼玉県	133.6	30.6	23%	73.8	1.8	0.4
千葉県	153.4	36.6	24%	63.1	2.4	0.6
東京都	282.0	45.6	16%	137.7	2.0	0.3
神奈川県	139.6	34.6	25%	92.0	1.5	0.4
新潟県	27.8	4.8	17%	22.4	1.2	☆ 0.2
富山県	19.4	3.0	15%	10.5	1.8	0.3
石川県	25.4	5.4	21%	11.4	2.2	0.5
福井県	24.8	6.6	27%	7.8	3.2	0.8 ※
山梨県	19.4	3.6	19%	8.3	2.3	0.4
長野県	59.8	12.8	21%	20.9	2.9	0.6
岐阜県	35.2	3.4	10% ☆	20.3	1.7	0.2 ☆
静岡県	52.4	13.6	26%	37.0	1.4	0.4
愛知県	181.6	41.8	23%	75.6	2.4	0.6
三重県	61.2	17.0	28%	18.1	3.4	※ 0.9 ※
滋賀県	67.0	15.8	24%	14.2	4.7	※ 1.1 ※
京都府	51.6	11.8	23%	25.4	2.0	0.5
大阪府	300.6	65.2	22%	88.4	3.4	※ 0.7
兵庫県	127.6	31.0	24%	55.4	2.3	0.6
奈良県	31.4	8.6	27%	13.5	2.3	0.6
和歌山县	14.4	2.2	15%	9.5	1.5	0.2 ☆
鳥取県	23.4	3.2	14%	5.6	4.2	※ 0.6
島根県	18.2	5.4	30% ※	6.8	2.7	0.8
岡山県	39.4	5.2	13% ☆	19.0	2.1	0.3
広島県	41.0	7.6	19%	28.2	1.5	0.3
山口県	34.6	6.2	18%	13.7	2.5	0.5
徳島県	17.0	4.8	28%	7.4	2.3	0.6
香川県	40.8	4.0	10% ☆	9.8	4.2	※ 0.4
愛媛県	16.2	4.0	25%	13.7	1.2	☆ 0.3
高知県	15.8	3.0	19%	7.1	2.2	0.4
福岡県	100.6	15.2	15%	51.2	2.0	0.3
佐賀県	19.8	3.4	17%	8.2	2.4	0.4
長崎県	41.0	11.8	29%	13.5	3.0	0.9 ※
熊本県	39.6	10.2	26%	17.7	2.2	0.6
大分県	34.0	4.4	13% ☆	11.5	3.0	0.4
宮崎県	36.0	10.2	28%	11.0	3.3	0.9 ※
鹿児島県	35.8	7.8	22%	16.3	2.2	0.5
沖縄県	37.2	7.8	21%	14.8	2.5	0.5
合計	2,762.6	586.8	21%	1,269.7	2.2	0.5

凡例  
上位5位 ※  
下位5位 ☆

人口 データ (10万人)	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値 (H29～ R03)
	平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	
北海道	53.4	53.0	52.7	52.3	51.8	52.6
青森県	13.1	12.9	12.8	12.6	12.4	12.8
岩手県	12.6	12.5	12.4	12.2	12.1	12.4
宮城県	23.1	23.0	22.9	22.8	22.7	22.9
秋田県	10.2	10.0	9.9	9.7	9.6	9.9
山形県	11.1	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8
福島県	19.2	19.0	18.8	18.6	18.4	18.8
茨城県	29.5	29.4	29.2	29.1	28.9	29.2
栃木県	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7
群馬県	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7
埼玉県	73.6	73.8	73.9	73.9	73.9	73.8
千葉県	63.0	63.1	63.2	63.2	63.1	63.1
東京都	136.4	137.4	138.3	138.4	137.9	137.7
神奈川県	91.7	91.9	92.1	92.2	92.2	92.0
新潟県	22.8	22.6	22.4	22.1	21.9	22.4
富山県	10.7	10.6	10.6	10.5	10.4	10.5
石川県	11.5	11.5	11.4	11.3	11.2	11.4
福井県	7.9	7.9	7.8	7.7	7.7	7.8
山梨県	8.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3
長野県	21.1	21.0	20.9	20.7	20.6	20.9
岐阜県	20.5	20.4	20.3	20.2	20.0	20.3
静岡県	37.4	37.3	37.1	36.9	36.6	37.0
愛知県	75.5	75.7	75.8	75.6	75.3	75.6
三重県	18.3	18.2	18.1	18.0	17.8	18.1
滋賀県	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2
京都府	25.6	25.6	25.5	25.3	25.1	25.4
大阪府	88.6	88.5	88.5	88.4	88.0	88.4
兵庫県	55.9	55.7	55.5	55.2	54.9	55.4
奈良県	13.7	13.6	13.5	13.4	13.4	13.5
和歌山县	9.8	9.6	9.5	9.4	9.4	9.5
鳥取県	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.6
島根県	6.9	6.9	6.8	6.7	6.7	6.8
岡山県	19.2	19.1	19.0	18.9	18.8	19.0
広島県	28.5	28.4	28.3	28.1	27.9	28.2
山口県	14.0	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7
徳島県	7.6	7.5	7.4	7.4	7.3	7.4
香川県	9.9	9.9	9.8	9.7	9.6	9.8
愛媛県	13.9	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7
高知県	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	7.1
福岡県	51.3	51.3	51.3	51.2	51.1	51.2
佐賀県	8.3	8.3	8.2	8.2	8.1	8.2
長崎県	13.8	13.7	13.5	13.4	13.2	13.5
熊本県	17.9	17.8	17.7	17.6	17.5	17.7
大分県	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.5
宮崎県	11.1	11.0	11.0	10.9	10.8	11.0
鹿児島県	16.6	16.4	16.3	16.2	16.1	16.3
沖縄県	14.7	14.8	14.8	14.9	14.9	14.8
合計	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,269.7

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

## 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

### 2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表5）

#### （1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①:都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	240	272	311	431	373	1,627	325.4	85%	92%	89%	89%	88%	89%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	33	36	21	39	46	175	35.0	73%	80%	78%	93%	87%	83%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	14	9	15	36	26	100	20.0	88%	90%	71%	92%	70%	81%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	42	85	91	113	114	445	89.0	91%	94%	83%	84%	79%	85%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	13	23	14	12	21	83	16.6	76%	70%	67%	67%	111%	77% : ☆	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	21	28	19	28	38	134	26.8	95%	82%	90%	93%	100%	92%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	67	38	58	87	70	320	64.0	97%	100%	98%	96%	93%	96%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	37	44	44	58	47	230	46.0	70%	73%	65%	91%	98%	78%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	34	25	35	37	25	156	31.2	100%	96%	97%	95%	89%	96%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	38	49	37	39	43	206	41.2	70%	75%	79%	83%	74%	76% : ☆	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	172	218	224	294	415	1,323	264.6	96%	91%	85%	90%	81%	87%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	230	231	242	257	299	1,259	251.8	82%	85%	84%	86%	88%	85%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	298	288	286	312	349	1,533	306.6	86%	83%	82%	84%	87%	85%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	158	175	204	170	341	1,048	209.6	96%	100%	92%	86%	81%	89%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	95	118	123	143	178	657	131.4	95%	97%	86%	93%	87%	91%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	27	22	42	34	39	164	32.8	75%	65%	81%	85%	78%	77% : ☆	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	40	38	57	99	95	329	65.8	98%	95%	97%	97%	104%	99% : ※	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	26	34	53	30	34	177	35.4	104%	100%	98%	83%	106%	98% : ※	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	18	12	24	32	27	113	22.6	95%	55%	75%	82%	82%	78% : ☆	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	73	72	88	93	65	391	78.2	92%	80%	94%	89%	90%	89%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	23	36	53	40	51	203	40.6	79%	95%	88%	89%	84%	87%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	83	98	120	92	112	505	101.0	89%	92%	93%	93%	97%	93%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	310	358	391	321	359	1,739	347.8	91%	86%	87%	68%	68%	79%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	52	63	50	58	61	284	56.8	98%	100%	86%	89%	87%	92%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	138	145	123	130	156	692	138.4	95%	110%	80%	96%	104%	97% : ※	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	57	61	80	127	141	466	93.2	93%	91%	98%	91%	89%	92%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	695	1,033	1,102	1,309	1,299	5,438	1,087.6	69%	85%	89%	93%	89%	86%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	147	210	198	309	324	1,188	237.6	84%	90%	81%	72%	85%	81%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	30	31	35	34	22	152	30.4	91%	89%	90%	89%	76%	87%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	25	29	29	38	66	187	37.4	81%	91%	94%	95%	99%	93%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	19	30	29	24	24	126	25.2	90%	94%	97%	92%	86%	92%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	29	29	24	30	25	137	27.4	85%	85%	96%	75%	83%	84%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	45	39	90	112	125	411	82.2	96%	64%	110%	98%	114%	99% : ※	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	75	86	101	79	124	465	93.0	80%	91%	82%	72%	87%	83%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	33	45	27	26	30	161	32.2	106%	88%	117%	79%	91%	94%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	8	17	11	19	16	71	14.2	100%	85%	92%	95%	57%	81%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	58	66	46	33	37	240	48.0	89%	84%	96%	94%	71%	86%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	40	43	26	20	27	156	31.2	87%	88%	81%	95%	84%	87%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	21	19	15	19	26	100	20.0	95%	90%	58%	95%	90%	85%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	114	144	151	122	99	630	126.0	88%	92%	89%	80%	80%	86%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	21	50	20	25	25	141	28.2	100%	96%	95%	83%	68%	88%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	26	29	57	50	48	210	42.0	93%	83%	114%	102%	109%	102% : ※	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	38	25	42	79	157	341	68.2	72%	71%	70%	84%	97%	84%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	13	13	19	44	53	142	28.4	42%	29%	40%	79%	76%	57% : ☆	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	36	56	35	42	93	262	52.4	103%	89%	92%	72%	82%	85%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	29	20	37	65	99	250	50.0	94%	111%	86%	93%	98%	95%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	69	75	103	96	95	438	87.6	93%	93%	84%	93%	84%	89%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	3,910	4,667	5,002	5,687	6,339	25,605	5,121.0	84%	88%	87%	87%	86%	86%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	229	266	309	422	368	1,594	318.8	81%	90%	89%	87%	87%	87%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	30	36	19	38	46	169	33.8	67%	80%	70%	90%	87%	80%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	13	9	12	36	24	94	18.8	81%	90%	57%	92%	65%	76%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	40	82	87	112	114	435	87.0	87%	91%	79%	84%	79%	83%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	12	22	14	12	18	78	15.6	71%	67%	67%	67%	95%	72% : ☆	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	21	28	19	26	35	129	25.8	95%	82%	90%	91%	89%	90%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	67	30	53	83	67	300	60.0	97%	79%	90%	91%	89%	90%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	35	40	41	53	44	213	42.6	66%	67%	60%	83%	92%	73% : ☆	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	26	22	31	37	21	137	27.4	76%	85%	86%	95%	75%	84%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	38	49	36	39	42	204	40.8	70%	75%	77%	83%	72%	75%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	163	211	219	287	408	1,288	257.6	91%	88%	83%	88%	80%	85%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	227	229	241	247	293	1,237	247.4	80%	84%	84%	82%	87%	84%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	293	280	276	308	345	1,502	300.4	85%	81%	79%	83%	86%	83%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	155	175	203	169	338	1,040	208.0	94%	100%	92%	86%	80%	88%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	93	118	122	142	178	653	130.6	93%	97%	85%	93%	87%	90%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	24	22	42	34	38	160	32.0	67%	65%	81%	85%	76%	75%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	37	29	50	99	95	310	62.0	90%	73%	85%	97%	104%	93% : ※	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	26	31	50	30	32	169	33.8	104%	91%	93%	83%	100%	93% : ※	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	18	10	24	28	21	101	20.2	95%	45%	75%	72%	64%	70% : ☆	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	72	67	81	92	63	375	75.0	91%	74%	86%	88%	88%	85%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	23	34	46	39	49	191	38.2	79%	89%	77%	87%	80%	82%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	83	97	119	92	111	502	100.4	89%	91%	92%	93%	97%	92%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	298	346	389	319	347	1,699	339.8	88%	84%	86%	67%	65%	77%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	52	53	49	57	58	269	53.8	98%	84%	84%	88%	83%	87%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	138	145	123	130	154	690	138.0	95%	110%	80%	96%	103%	96% : ※	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	57	61	75	125	141	459	91.8	93%	91%	91%	89%	89%	90%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	693	1,033	1,099	1,307	1,295	5,427	1,085.4	69%	85%	89%	93%	89%	86%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	142	208	194	309	323	1,176	235.2	81%	89%	80%	72%	85%	81%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	22	31	34	32	22	141	28.2	67%	89%	87%	84%	76%	81%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	25	27	27	37	65	181	36.2	81%	84%	87%	93%	97%	90%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	18	28	24	23	24	117	23.4	86%	88%	80%	88%	86%	85%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	29	27	23	29	24	132	26.4	85%	79%	92%	73%	80%	81%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	45	38	89	112	123	407	81.4	96%	62%	109%	98%	112%	98% : ※	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	74	86	101	78	121	460	92.0	79%	91%	82%	72%	85%	82%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	33	45	27	26	24	155	31.0	108%	88%	117%	79%	73%	91%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	8	17	11	17	13	66	13.2	100%	85%	92%	85%	46%	75% : ☆	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	57	66	45	31	37	236	47.2	88%	84%	94%	89%	71%	85%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	39	41	26	20	27	153	30.6	85%	84%	81%	95%	84%	85%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	21	19	14	19	26	99	19.8	95%	90%	54%	95%	90%	84%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	114	143	147	120	98	622	124.4	88%	92%	87%	78%	79%	85%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	21	50	20	25	23	139	27.8	100%	96%	95%	83%	62%	86%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	26	28	56	50	48	208	41.6	93%	80%	112%	102%	109%	101% : ※	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	37	24	38	74	156	329	65.8	70%	69%	63%	79%	96%	81%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	13	13	18	43	52	139	27.8	42%	29%	38%	77%	74%	56% : ☆	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	36	54	35	40	93	258	51.6	103%	86%	92%	69%	82%	84%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	28	18	36	63	99	244	48.8	90%	100%	84%	90%	98%	93%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	62	70	96	96	89	413	82.6	84%	86%	78%	93%	79%	84%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	3,813	4,558	4,890	5,607	6,232	25,100	5,020.0	82%	85%	85%	86%	85%	85%	

上位5位 ※  
凡例 下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	84	67	84	53	44	332	66.4	30%	23%	24%	11%	10%	18%	☆
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	16	31	14	27	40	128	25.6	36%	69%	52%	64%	75%	60%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	8	7	4	13	14	46	9.2	50%	70%	19%	33%	38%	37%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	23	34	26	42	45	170	34.0	50%	38%	24%	31%	31%	32%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	6	6	5	7	9	33	6.6	35%	18%	24%	39%	47%	31%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	12	16	12	15	20	75	15.0	55%	47%	57%	50%	53%	52%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	38	22	40	50	52	202	40.4	55%	58%	68%	55%	69%	61%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	23	31	21	22	29	126	25.2	43%	52%	31%	34%	60%	43%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	17	13	26	23	14	93	18.6	50%	50%	72%	59%	50%	57%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	23	29	26	22	31	131	26.2	43%	45%	55%	47%	53%	48%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	89	127	96	116	142	570	114.0	50%	53%	36%	35%	28%	37%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	118	135	165	166	209	793	158.6	42%	49%	57%	55%	62%	54%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	147	162	149	176	172	806	161.2	42%	47%	43%	47%	43%	44%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	78	106	108	62	94	448	89.6	47%	61%	49%	31%	22%	38%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	44	87	65	97	101	394	78.8	44%	71%	45%	63%	50%	55%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	14	13	24	24	30	105	21.0	39%	38%	46%	60%	60%	50%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	26	13	32	59	58	188	37.6	63%	33%	54%	58%	64%	56%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	18	24	39	24	30	135	27.0	72%	71%	72%	67%	94%	75%	※
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	10	7	17	17	13	64	12.8	53%	32%	53%	44%	39%	44%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	49	52	63	66	42	272	54.4	62%	58%	67%	63%	58%	62%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	8	12	22	20	27	89	17.8	28%	32%	37%	44%	44%	38%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	50	67	66	55	68	306	61.2	54%	63%	51%	56%	59%	56%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	144	212	197	161	187	901	180.2	42%	51%	44%	34%	35%	41%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	40	41	30	42	30	183	36.6	75%	65%	52%	65%	43%	59%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	105	109	99	90	110	513	102.6	72%	83%	65%	67%	73%	72%	※
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	35	33	48	82	103	301	60.2	57%	49%	59%	59%	65%	59%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	278	345	334	278	266	1,501	300.2	28%	29%	27%	20%	18%	24%	☆
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	90	117	109	157	156	629	125.8	51%	50%	45%	37%	41%	43%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	10	12	15	14	13	64	12.8	30%	34%	38%	37%	45%	37%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	18	7	12	16	26	79	15.8	58%	22%	39%	40%	39%	39%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	12	19	14	13	14	72	14.4	57%	59%	47%	50%	50%	53%	
鳥根県	34	34	25	40	30	163	32.6	19	19	18	10	13	79	15.8	56%	56%	72%	25%	43%	48%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	16	11	42	39	55	163	32.6	34%	18%	51%	34%	50%	39%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	24	42	52	28	22	168	33.6	26%	44%	42%	26%	15%	30%	☆
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	23	28	15	14	20	100	20.0	74%	55%	65%	42%	61%	58%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	2	10	4	10	8	34	6.8	25%	50%	33%	50%	29%	39%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	39	55	35	22	27	178	35.6	60%	70%	73%	63%	52%	64%	※
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	25	20	15	14	14	88	17.6	54%	41%	47%	67%	44%	49%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	16	17	10	12	19	74	14.8	73%	81%	36%	60%	66%	63%	※
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	58	75	103	66	53	355	71.0	45%	48%	61%	43%	43%	48%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	13	30	9	15	18	85	17.0	62%	58%	43%	50%	49%	53%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	17	17	42	34	34	144	28.8	61%	49%	84%	69%	77%	70%	※
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	25	13	20	10	29	97	19.4	47%	37%	33%	11%	18%	24%	☆
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	5	6	4	13	11	39	7.8	16%	13%	8%	23%	16%	16%	☆
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	35	42	24	20	31	152	30.4	100%	67%	63%	34%	27%	50%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	14	9	23	18	30	94	18.8	45%	50%	53%	26%	30%	36%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	41	39	46	55	50	231	46.2	55%	48%	37%	53%	44%	47%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	2,005	2,389	2,424	2,389	2,623	11,830	2,366.0	43%	45%	42%	36%	36%	40%	

凡例  
上位5位  
下位5位  
☆  
※

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わざ関係者からの情報収集のみで  
事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①:都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わざ関係者からの情報収集のみ  
で事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	145	199	225	369	324	1,262	252.4	52%	67%	64%	76%	77%	69%	※
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	14	5	5	11	6	41	8.2	31%	11%	19%	26%	11%	19%	☆
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	5	2	8	23	10	48	9.6	31%	20%	38%	59%	27%	39%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	17	48	61	70	69	265	53.0	37%	53%	55%	52%	48%	51%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	6	16	9	5	9	45	9.0	35%	48%	43%	28%	47%	42%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	9	12	7	11	15	54	10.8	41%	35%	33%	37%	39%	37%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	29	8	13	33	15	98	19.6	42%	21%	22%	36%	20%	30%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	12	9	20	31	15	87	17.4	23%	15%	29%	48%	31%	30%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	9	9	5	14	7	44	8.8	26%	35%	14%	36%	25%	27%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	15	20	10	17	11	73	14.6	28%	31%	21%	36%	19%	27%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	74	84	123	171	266	718	143.6	41%	35%	46%	52%	52%	47%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	109	94	76	81	84	444	88.8	39%	34%	26%	27%	25%	30%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	146	118	127	132	173	696	139.2	42%	34%	36%	36%	43%	38%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	77	69	95	107	244	592	118.4	47%	39%	43%	54%	58%	50%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	49	31	57	45	77	259	51.8	49%	25%	40%	29%	38%	36%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	10	9	18	10	8	55	11.0	28%	26%	35%	25%	16%	26%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	11	16	18	40	37	122	24.4	27%	40%	31%	39%	41%	37%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	8	7	11	6	2	34	6.8	32%	21%	20%	17%	6%	19%	☆
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	8	3	7	11	8	37	7.4	42%	14%	22%	28%	24%	26%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	23	15	18	26	21	103	20.6	29%	17%	19%	25%	29%	23%	☆
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	15	22	24	19	22	102	20.4	52%	58%	40%	42%	36%	44%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	33	30	53	37	43	196	39.2	35%	28%	41%	37%	37%	36%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	154	134	192	158	160	798	159.6	45%	32%	42%	33%	30%	36%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	12	12	19	15	28	86	17.2	23%	19%	33%	23%	40%	28%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	33	36	24	40	44	177	35.4	23%	27%	16%	30%	29%	25%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	22	28	27	43	38	158	31.6	36%	42%	33%	31%	24%	31%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	415	688	765	1,029	1,029	3,926	785.2	41%	57%	62%	73%	71%	62%	※
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	52	91	85	152	167	547	109.4	30%	39%	35%	36%	44%	37%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	12	19	19	18	9	77	15.4	36%	54%	49%	47%	31%	44%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	7	20	15	21	39	102	20.4	23%	63%	48%	53%	58%	51%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	6	9	10	10	10	45	9.0	29%	28%	33%	38%	36%	33%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	10	8	5	19	11	53	10.6	29%	24%	20%	48%	37%	33%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	29	27	47	73	68	244	48.8	62%	44%	57%	64%	62%	59%	※
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	50	44	49	50	99	292	58.4	53%	46%	40%	46%	70%	52%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	10	17	12	12	4	55	11.0	32%	33%	52%	36%	12%	32%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	6	7	7	5	32	6.4	7.5%	35%	58%	35%	18%	36%		
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	18	11	10	9	10	58	11.6	28%	14%	21%	26%	19%	21%	☆
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	14	21	11	6	13	65	13.0	30%	43%	34%	29%	41%	36%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	5	2	4	7	7	25	5.0	23%	10%	15%	35%	24%	21%	☆
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	56	68	44	54	45	267	53.4	43%	44%	26%	35%	36%	36%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	8	20	11	10	5	54	10.8	38%	38%	52%	33%	14%	34%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	9	11	14	16	14	64	12.8	32%	31%	28%	33%	32%	31%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	12	11	18	64	127	232	46.4	23%	31%	30%	68%	78%	57%	※
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	8	7	14	30	41	100	20.0	26%	16%	29%	54%	59%	40%	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	1	12	11	20	62	106	21.2	3%	19%	29%	34%	55%	35%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	14	9	13	45	69	150	30.0	45%	50%	30%	64%	68%	57%	※
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	21	31	50	41	39	182	36.4	28%	38%	41%	40%	35%	37%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	1,808	2,169	2,466	3,218	3,609	13,270	2,654.0	39%	41%	43%	49%	49%	45%	

凡例  
上位5位  
下位5位  
※

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

## (2) 「事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	46	28	39	53	49	215	43.0	16%	9%	11%	11%	12%	12%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	12	8	6	3	7	36	7.2	27%	18%	22%	7%	13%	17%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	2	1	6	5	11	25	5.0	13%	10%	29%	13%	30%	20%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	5	6	19	23	31	84	16.8	11%	7%	17%	17%	22%	16%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	4	10	7	6	0	27	5.4	24%	30%	33%	33%	0%	25%	※
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	1	6	3	2	3	15	3.0	5%	18%	14%	7%	8%	10%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	3	2	2	4	6	17	3.4	4%	5%	3%	4%	8%	5%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	17	16	27	9	2	71	14.2	32%	27%	40%	14%	4%	24%	※
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	1	0	2	3	4	10	2.0	3%	0%	6%	8%	14%	6%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	16	16	12	8	15	67	13.4	30%	25%	26%	17%	26%	25%	※
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	19	28	45	38	100	230	46.0	11%	12%	17%	12%	20%	15%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	60	57	55	55	59	286	57.2	21%	21%	19%	18%	17%	19%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	54	65	69	62	61	311	62.2	16%	19%	20%	17%	15%	17%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	15	8	18	28	79	148	29.6	9%	5%	8%	14%	19%	13%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	5	6	24	14	27	76	15.2	5%	5%	17%	9%	13%	11%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	9	12	10	6	11	48	9.6	25%	35%	19%	15%	22%	23%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	3	2	2	3	3	13	2.6	7%	5%	3%	3%	3%	4%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	5	8	2	15	3.0	0%	0%	9%	22%	6%	8%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	1	10	8	7	6	32	6.4	5%	45%	25%	18%	18%	22%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	6	17	6	13	8	50	10.0	8%	19%	6%	13%	11%	11%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	8	4	9	5	12	38	7.6	28%	11%	15%	11%	20%	16%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	15	10	9	7	3	44	8.8	16%	9%	7%	7%	3%	8%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	36	66	64	154	180	500	100.0	11%	16%	14%	32%	34%	23%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	3	7	8	7	14	39	7.8	6%	11%	14%	11%	20%	13%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	9	5	30	33	25	102	20.4	6%	4%	20%	24%	17%	14%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	6	7	4	15	23	55	11.0	10%	10%	5%	11%	14%	11%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	316	188	140	115	177	936	187.2	31%	16%	11%	8%	12%	15%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	33	24	51	120	59	287	57.4	19%	10%	21%	28%	16%	20%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	4	4	4	7	7	26	5.2	12%	11%	10%	18%	24%	15%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	6	3	2	2	2	15	3.0	19%	9%	6%	5%	3%	7%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	2	4	5	2	4	17	3.4	10%	13%	17%	8%	14%	12%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	5	7	2	10	6	30	6.0	15%	21%	8%	25%	20%	18%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	5	24	9	13	5	56	11.2	11%	39%	11%	11%	5%	14%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	20	9	22	31	18	100	20.0	21%	9%	18%	28%	13%	18%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	1	6	0	7	5	19	3.8	3%	12%	0%	21%	15%	11%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	1	3	2	4	14	24	4.8	13%	15%	17%	20%	50%	27%	※
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	10	14	3	2	15	44	8.8	15%	18%	6%	6%	29%	16%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	6	6	9	2	5	28	5.6	13%	12%	28%	10%	16%	16%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	1	2	11	1	3	18	3.6	5%	10%	42%	5%	10%	15%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	17	14	21	31	29	112	22.4	13%	9%	12%	20%	23%	15%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	1	2	2	6	13	24	4.8	5%	4%	10%	20%	35%	15%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	4	10	9	7	6	36	7.2	14%	29%	18%	14%	14%	17%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	16	10	21	16	7	70	14.0	30%	29%	35%	17%	4%	17%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	18	32	29	13	17	109	21.8	58%	71%	60%	23%	24%	44%	※
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	5	8	4	16	20	53	10.6	14%	13%	11%	28%	18%	17%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	3	1	6	6	3	19	3.8	10%	6%	14%	9%	3%	7%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	6	8	21	10	18	63	12.6	8%	10%	17%	10%	16%	13%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	836	776	862	992	1,174	4,640	928.0	18%	15%	15%	15%	16%	16%	

凡例  
上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

\*事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①:都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②:【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	25	12	14	48	46	145	29.0	9%	4%	4%	10%	11%	8%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	12	8	5	3	5	33	6.6	27%	18%	19%	7%	9%	16%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	2	0	6	5	9	22	4.4	13%	0%	29%	13%	24%	18% : ☆	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	3	5	16	5	15	44	8.8	7%	6%	15%	4%	10%	8%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	1	7	1	5	0	14	2.8	6%	21%	5%	28%	0%	13%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	1	3	0	2	2	8	1.6	5%	0%	0%	7%	5%	6%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	2	1	1	4	3	11	2.2	3%	3%	2%	4%	4%	3% : ☆	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	12	11	17	8	2	50	10.0	23%	18%	25%	13%	4%	17%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	1	0	2	1	1	5	1.0	3%	0%	6%	3%	4%	3% : ☆	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	9	8	4	5	8	34	6.8	17%	12%	9%	11%	14%	13%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	8	11	21	26	82	148	29.6	4%	5%	8%	8%	16%	10%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	37	29	26	27	28	147	29.4	13%	11%	9%	9%	8%	10%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	23	32	40	36	36	167	33.4	7%	9%	11%	10%	9%	9%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	11	7	11	24	61	114	22.8	7%	4%	5%	12%	15%	10%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	1	4	20	12	10	47	9.4	1%	3%	14%	8%	5%	7%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	3	11	7	4	8	33	6.6	8%	32%	13%	10%	16%	16%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	1	2	2	0	1	6	1.2	2%	5%	3%	0%	1%	2% : ☆	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	2	8	2	12	2.4	0%	0%	4%	22%	6%	7%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	1	7	5	7	3	23	4.6	5%	32%	16%	18%	9%	16%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	6	13	3	11	7	40	8.0	8%	14%	3%	11%	10%	9%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	5	3	8	5	11	32	6.4	17%	8%	13%	11%	18%	14%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	13	7	7	7	2	36	7.2	14%	7%	5%	7%	2%	7%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	33	59	49	145	166	452	90.4	10%	14%	11%	31%	31%	20% : ☆	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	2	6	7	3	6	24	4.8	4%	10%	12%	5%	9%	8%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	5	3	20	13	12	53	10.6	3%	2%	13%	10%	8%	7%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	2	1	3	11	12	29	5.8	3%	1%	4%	8%	8%	6%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	209	89	80	90	151	619	123.8	21%	7%	6%	6%	10%	10%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	31	17	42	114	57	261	52.2	18%	7%	17%	27%	15%	18% : ☆	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	4	3	1	6	3	17	3.4	12%	9%	3%	16%	10%	10%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	6	1	1	1	1	10	2.0	19%	3%	3%	3%	1%	5% : ☆	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	0	1	5	2	4	12	2.4	0%	3%	17%	8%	14%	9%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	1	5	1	10	4	21	4.2	3%	15%	4%	25%	13%	13%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	2	13	5	7	2	29	5.8	4%	21%	6%	6%	2%	7%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	15	6	14	13	11	59	11.8	16%	6%	11%	12%	8%	10%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	0	1	0	5	3	9	1.8	0%	2%	0%	15%	9%	5%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	1	2	1	4	11	19	3.8	13%	10%	8%	20%	39%	22% : ☆	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	2	5	2	2	9	20	4.0	3%	6%	4%	6%	17%	7%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	5	5	8	2	5	25	5.0	11%	10%	25%	10%	16%	14%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	1	1	10	1	0	13	2.6	5%	5%	38%	5%	0%	11%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	13	11	11	25	16	76	15.2	10%	7%	7%	16%	13%	10%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	1	1	1	5	2	10	2.0	5%	2%	5%	17%	5%	6%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	1	9	7	7	6	30	6.0	4%	26%	14%	14%	14%	15%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	10	4	16	15	4	49	9.8	19%	11%	27%	16%	2%	12%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	12	20	29	9	15	85	17.0	39%	44%	60%	16%	21%	34% : ☆	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	2	2	3	9	17	33	6.6	6%	3%	8%	16%	15%	11%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	2	0	2	2	1	7	1.4	6%	0%	5%	3%	1%	3% : ☆	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	3	6	10	2	15	36	7.2	4%	7%	8%	2%	13%	7%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	540	452	546	756	875	3,169	633.8	12%	8%	9%	12%	12%	11%	

凡例 上位5位 ☆  
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

## イ. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	18	16	22	3	3	62	12.4	6%	5%	6%	1%	1%	3%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	0	0	1	0	1	2	0.4	0%	0%	4%	0%	2%	1%	☆
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	0	0	0	0	2	2	0.4	0%	0%	0%	0%	5%	2%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	2	1	3	16	14	36	7.2	4%	1%	3%	12%	10%	7%	※
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	3	3	6	1	0	13	2.6	18%	9%	29%	6%	0%	12%	※
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	0	2	3	0	1	6	1.2	0%	6%	14%	0%	3%	4%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	0	1	1	0	3	5	1.0	0%	3%	2%	0%	4%	2%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	5	3	9	0	0	17	3.4	9%	5%	13%	0%	0%	6%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	0	0	0	2	2	4	0.8	0%	0%	0%	5%	7%	2%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	7	8	8	3	6	32	6.4	13%	12%	17%	6%	10%	12%	※
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	11	14	21	10	15	71	14.2	6%	6%	8%	3%	3%	5%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	9	19	15	16	13	72	14.4	3%	7%	5%	5%	4%	5%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	24	26	19	17	22	108	21.6	7%	7%	5%	5%	5%	6%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	2	1	4	3	10	20	4.0	1%	1%	2%	2%	2%	2%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	2	1	3	2	7	15	3.0	2%	1%	2%	1%	3%	2%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	4	0	3	2	2	11	2.2	11%	0%	6%	5%	4%	5%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	0	0	0	0	2	2	0.4	0%	0%	0%	0%	2%	1%	☆
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	1	0	0	1	0.2	0%	0%	2%	0%	0%	1%	☆
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	0	2	2	0	0	4	0.8	0%	9%	6%	0%	0%	3%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	0	2	3	1	1	7	1.4	0%	2%	3%	1%	1%	2%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	2	1	1	0	0	4	0.8	7%	3%	2%	0%	0%	2%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	1	3	0	0	0	4	0.8	1%	3%	0%	0%	0%	1%	☆
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	2	5	8	7	7	29	5.8	1%	1%	2%	1%	1%	1%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	0	1	0	3	7	11	2.2	0%	2%	0%	5%	10%	4%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	1	0	0	4	3	8	1.6	1%	0%	0%	3%	2%	1%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	0	4	0	0	4	8	1.6	0%	6%	0%	0%	3%	2%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	94	98	55	21	14	282	56.4	9%	8%	4%	1%	1%	4%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	0	6	5	1	2	14	2.8	0%	3%	2%	0%	1%	1%	☆
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	0	1	1	1	3	6	1.2	0%	3%	3%	3%	10%	3%	
和歌山县	31	32	31	40	67	201	40.2	0	2	1	1	1	5	1.0	0%	6%	3%	3%	1%	2%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	1	3	0	0	0	4	0.8	5%	9%	0%	0%	0%	3%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	1	2	1	0	2	6	1.2	3%	6%	4%	0%	7%	4%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	0	10	4	6	0	20	4.0	0%	16%	5%	5%	0%	5%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	4	3	7	18	6	38	7.6	4%	3%	6%	17%	4%	7%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	1	2	0	0	0	3	0.6	3%	4%	0%	0%	0%	2%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	0	1	1	0	2	4	0.8	0%	5%	8%	0%	7%	5%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	7	7	1	0	5	20	4.0	11%	9%	2%	0%	10%	7%	※
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	1	1	0	0	0	2	0.4	2%	2%	0%	0%	0%	1%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	0	0	1	0	1	2	0.4	0%	0%	4%	0%	3%	2%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	4	1	8	3	9	25	5.0	3%	1%	5%	2%	7%	3%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	0	0	0	0	3	3	0.6	0%	0%	0%	0%	8%	2%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	3	0	1	0	0	4	0.8	11%	0%	2%	0%	0%	2%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	6	5	5	1	3	20	4.0	11%	14%	8%	1%	2%	5%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	6	12	0	4	0	22	4.4	19%	27%	0%	7%	0%	9%	※
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	1	5	1	7	1	15	3.0	3%	8%	3%	12%	1%	5%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	0	0	3	3	0	6	1.2	0%	0%	7%	4%	0%	2%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	0	1	7	8	2	18	3.6	0%	1%	6%	8%	2%	4%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	222	273	235	164	179	1,073	214.6	5%	5%	4%	3%	2%	4%	

上位5位 ※  
凡例 下位5位 ☆

※②「他部署への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

## 2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表36-1）

### （1）事実確認調査を行った事例件数の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	98	105	118	95	125	541	108.2	77%	95%	99%	88%	92%	90%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	13	24	25	28	21	111	22.2	54%	92%	114%	85%	81%	85%	
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	7	8	5	5	9	34	6.8	88%	80%	71%	83%	100%	85%	
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	21	12	32	45	43	153	30.6	81%	44%	46%	80%	74%	65%	☆
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	3	3	24	20	15	65	13.0	75%	50%	109%	74%	88%	86%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	5	7	12	11	20	55	11.0	71%	100%	86%	85%	100%	90%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	14	14	17	14	21	80	16.0	93%	100%	100%	82%	95%	94%	
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	16	17	19	30	44	126	25.2	47%	77%	73%	88%	80%	74%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	15	17	33	42	36	143	28.6	71%	85%	87%	105%	124%	97%	※
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	34	45	48	45	57	229	45.8	81%	92%	84%	85%	84%	85%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	113	124	109	114	150	610	122.0	89%	96%	92%	93%	88%	91%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	125	161	121	121	163	691	138.2	79%	100%	80%	90%	101%	90%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	190	223	252	265	311	1,241	248.2	84%	82%	91%	86%	95%	88%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	93	110	124	142	144	613	122.6	82%	91%	93%	83%	90%	88%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	14	16	47	24	38	139	27.8	88%	73%	142%	86%	95%	100%	※
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	12	18	11	13	19	73	14.6	67%	75%	69%	72%	90%	75%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	35	22	38	16	9	120	24.0	90%	88%	123%	94%	60%	94%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	20	22	23	28	25	118	23.6	95%	100%	96%	100%	86%	95%	※
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	9	13	15	21	16	74	14.8	75%	76%	75%	68%	94%	76%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	67	49	47	44	62	269	53.8	110%	83%	72%	85%	100%	90%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	19	26	22	22	21	110	22.0	58%	62%	63%	73%	58%	63%	☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	38	40	36	58	55	227	45.4	97%	87%	61%	97%	95%	87%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	95	137	151	170	177	730	146.0	89%	87%	99%	85%	61%	80%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	37	79	63	51	58	288	57.6	90%	100%	90%	98%	91%	94%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	49	61	53	46	76	285	57.0	107%	103%	64%	75%	88%	85%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	53	68	37	54	38	250	50.0	87%	111%	109%	95%	84%	97%	※
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	223	239	314	307	258	1,341	268.2	84%	87%	102%	95%	78%	89%	
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	82	111	119	109	141	562	112.4	73%	83%	98%	87%	97%	88%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	21	32	33	18	33	137	27.4	95%	94%	85%	69%	92%	87%	
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	3	10	9	16	17	55	11.0	50%	67%	75%	73%	100%	76%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	21	9	19	23	14	86	17.2	91%	50%	59%	85%	82%	74%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	15	15	17	23	14	84	16.8	107%	83%	94%	85%	100%	92%	
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	23	24	21	40	62	170	34.0	88%	71%	70%	95%	95%	86%	
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	27	29	27	23	50	156	31.2	79%	81%	69%	77%	76%	76%	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	39	34	29	27	40	169	33.8	105%	92%	107%	87%	98%	98%	※
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	20	6	11	17	19	73	14.6	95%	75%	73%	100%	79%	86%	
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	30	33	43	44	29	179	35.8	88%	89%	93%	96%	71%	88%	
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	20	16	16	10	14	76	15.2	100%	100%	100%	71%	93%	94%	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	17	20	5	8	9	59	11.8	94%	83%	50%	73%	56%	75%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	58	70	66	83	89	366	73.2	57%	89%	67%	75%	78%	73%	☆
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	9	7	5	3	7	31	6.2	53%	33%	28%	21%	24%	31%	☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	27	35	35	24	22	143	28.6	75%	73%	78%	63%	58%	70%	☆
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	32	29	24	36	24	145	29.0	78%	60%	62%	82%	92%	73%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	10	26	18	39	33	126	25.2	38%	68%	67%	95%	87%	74%	
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	23	31	49	14	34	151	30.2	92%	76%	98%	64%	81%	84%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	26	25	25	53	29	158	31.6	100%	81%	81%	91%	88%	88%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	31	22	38	34	27	152	30.4	84%	79%	84%	83%	77%	82%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	1,952	2,244	2,405	2,475	2,718	11,794	2,358.8	82%	86%	87%	86%	85%	85%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は

②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

## ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数							②虐待が認められた事例							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	13	20	26	24	31	114	22.8	10%	18%	22%	22%	23%	19%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	3	11	10	12	9	45	9.0	13%	42%	45%	36%	35%	34%	※
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	6	0	3	5	15	3.0	13%	60%	0%	50%	56%	38%	※
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	7	5	12	12	8	44	8.8	27%	19%	17%	21%	14%	19%	
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	1	0	6	6	7	20	4.0	25%	0%	27%	22%	41%	26%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	3	5	3	7	19	3.8	14%	43%	36%	23%	35%	31%	※
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	5	6	8	3	6	28	5.6	33%	43%	47%	18%	27%	33%	※
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	1	0	1	8	18	28	5.6	3%	0%	4%	24%	33%	16%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	1	5	11	8	15	40	8.0	5%	25%	29%	20%	52%	27%	
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	6	13	13	10	13	55	11.0	14%	27%	23%	19%	19%	20%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	32	38	27	36	44	177	35.4	25%	29%	23%	29%	26%	26%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	39	50	38	44	43	214	42.8	25%	31%	25%	33%	27%	28%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	47	68	53	82	84	334	66.8	21%	25%	19%	27%	26%	24%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	32	27	35	45	40	179	35.8	28%	22%	26%	26%	25%	26%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	1	5	8	3	9	26	5.2	6%	23%	24%	11%	23%	19%	
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	6	4	6	1	5	22	4.4	33%	17%	38%	6%	24%	23%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	3	6	10	7	4	30	6.0	8%	24%	32%	41%	27%	24%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	5	4	4	12	5	30	6.0	24%	18%	17%	43%	17%	24%	
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	1	3	2	7	5	18	3.6	8%	18%	10%	23%	29%	19%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	20	18	7	13	16	74	14.8	33%	31%	11%	25%	26%	25%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	3	6	1	5	5	20	4.0	9%	14%	3%	17%	14%	11%	☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	14	11	6	13	24	68	13.6	38%	24%	10%	22%	41%	26%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	31	48	41	56	60	236	47.2	29%	31%	27%	28%	21%	26%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	18	24	18	17	13	90	18.0	44%	30%	26%	33%	20%	29%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	16	28	17	19	23	103	20.6	35%	47%	20%	31%	27%	31%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	6	20	6	11	16	59	11.8	10%	33%	18%	19%	36%	23%	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	62	67	86	80	63	358	71.6	23%	24%	28%	25%	19%	24%	
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	26	39	30	33	31	159	31.8	23%	29%	25%	26%	21%	25%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	8	7	10	12	9	46	9.2	36%	21%	26%	46%	25%	29%	
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	1	4	0	4	3	12	2.4	17%	27%	0%	18%	18%	17%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	5	6	3	5	3	22	4.4	22%	33%	9%	19%	18%	19%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	4	8	3	8	5	28	5.6	29%	44%	17%	30%	36%	31%	※
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	6	5	3	3	11	28	5.6	23%	15%	10%	7%	17%	14%	☆
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	5	4	5	13	35	7.0	24%	14%	10%	17%	20%	17%	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	7	7	4	7	14	39	7.8	19%	19%	15%	23%	34%	23%	
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	3	1	2	10	7	23	4.6	14%	13%	13%	59%	29%	27%	
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	2	6	1	4	1	14	2.8	6%	16%	2%	9%	2%	7%	☆
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	3	5	3	2	5	18	3.6	15%	31%	19%	14%	33%	22%	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	6	8	1	1	1	17	3.4	33%	33%	10%	9%	6%	22%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	16	18	18	17	13	82	16.4	16%	23%	18%	15%	11%	16%	
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	2	1	1	0	0	4	0.8	12%	5%	6%	0%	0%	4%	☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	7	18	16	10	6	57	11.4	19%	38%	36%	26%	16%	28%	
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	8	10	4	13	8	43	8.6	20%	21%	10%	30%	31%	22%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	1	5	4	3	9	22	4.4	4%	13%	15%	7%	24%	13%	☆
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	5	6	27	2	10	50	10.0	20%	15%	54%	9%	24%	28%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	6	4	7	12	11	40	8.0	23%	13%	23%	21%	33%	22%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	3	13	15	10	10	51	10.2	8%	46%	33%	24%	29%	27%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	502	672	613	701	748	3,236	647.2	21%	26%	22%	24%	23%	23%	

上位5位 條  
凡例 下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

\*市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。

また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかつた事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかつた事例

	①相談・通報件数							②虐待が認められなかつた事例							②／①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	34	41	31	41	48	195	39.0	27%	37%	26%	38%	35%	32%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	6	9	11	6	6	38	7.6	25%	35%	50%	18%	23%	29%	
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	5	2	4	1	2	14	2.8	63%	20%	57%	17%	22%	35%	
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	8	1	15	7	10	41	8.2	31%	4%	21%	13%	17%	17%	☆
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	2	7	8	1	18	3.6	0%	33%	32%	30%	6%	24%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	3	3	5	7	4	22	4.4	43%	43%	36%	54%	20%	36%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	8	7	7	7	12	41	8.2	53%	50%	41%	41%	55%	48%	※
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	9	6	6	8	15	44	8.8	26%	27%	23%	24%	27%	26%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	10	10	14	15	8	57	11.4	48%	50%	37%	38%	28%	39%	
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	21	17	19	12	23	92	18.4	50%	35%	33%	23%	34%	34%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	43	53	45	39	52	232	46.4	34%	41%	38%	32%	30%	35%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	46	62	54	38	56	256	51.2	29%	39%	36%	28%	35%	33%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	81	81	125	86	80	453	90.6	36%	30%	45%	28%	24%	32%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	41	62	51	33	46	233	46.6	36%	51%	38%	19%	29%	33%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	6	7	34	13	9	69	13.8	38%	32%	103%	46%	23%	50%	※
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	4	14	4	3	6	31	6.2	22%	58%	25%	17%	29%	32%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	15	5	12	6	2	40	8.0	38%	20%	39%	35%	13%	31%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	9	14	14	9	8	54	10.8	43%	64%	58%	32%	28%	44%	
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	3	7	6	11	7	34	6.8	25%	41%	30%	35%	41%	35%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	26	17	27	15	28	113	22.6	43%	29%	42%	29%	45%	38%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	12	19	10	13	9	63	12.6	36%	45%	29%	43%	25%	36%	
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	12	11	21	28	11	83	16.6	31%	24%	36%	47%	19%	32%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	41	60	88	70	74	333	66.6	38%	38%	58%	35%	25%	37%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	13	40	38	12	24	127	25.4	32%	51%	54%	23%	38%	42%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	29	25	22	22	34	132	26.4	63%	42%	27%	36%	40%	39%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	32	28	20	12	4	96	19.2	52%	46%	59%	21%	9%	37%	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	138	149	191	163	135	776	155.2	52%	54%	62%	51%	41%	52%	※
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	25	50	74	30	36	215	43.0	22%	38%	61%	24%	25%	34%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	6	11	11	4	18	50	10.0	27%	32%	28%	15%	50%	32%	
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	0	2	2	5	7	16	3.2	0%	13%	17%	23%	41%	22%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	11	3	12	10	8	44	8.8	48%	17%	38%	37%	47%	38%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	6	2	10	7	4	29	5.8	43%	11%	56%	26%	29%	32%	
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	8	3	6	8	6	31	6.2	31%	9%	20%	19%	9%	16%	☆
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	13	11	6	20	58	11.6	24%	36%	28%	20%	30%	28%	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	22	21	20	9	9	81	16.2	59%	57%	74%	29%	22%	47%	※
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	7	2	2	1	1	13	2.6	33%	25%	13%	6%	4%	15%	☆
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	17	14	25	23	7	86	17.2	50%	38%	54%	50%	17%	42%	
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	7	11	11	2	6	37	7.4	35%	69%	69%	14%	40%	46%	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	6	6	3	1	5	21	4.2	33%	25%	30%	9%	31%	27%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	25	33	31	33	34	156	31.2	25%	42%	32%	30%	30%	31%	
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	1	3	1	0	2	7	1.4	6%	14%	6%	0%	7%	7%	☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	4	8	6	3	10	31	6.2	11%	17%	13%	8%	26%	15%	☆
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	18	10	8	11	9	56	11.2	44%	21%	21%	25%	35%	28%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	7	16	12	34	16	85	17.0	27%	42%	44%	83%	42%	50%	※
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	10	21	8	1	14	54	10.8	40%	51%	16%	5%	33%	30%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	9	7	12	15	8	51	10.2	35%	23%	39%	26%	24%	28%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	10	3	16	11	9	49	9.8	27%	11%	36%	27%	26%	26%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	862	991	1,162	899	943	4,857	971.4	36%	38%	42%	31%	29%	35%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかつた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかつた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ. 「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①:都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②／①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	51	44	61	30	46	232	46.4	40%	40%	51%	28%	34%	39%	※
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	4	4	4	10	6	28	5.6	17%	15%	18%	30%	23%	21%	
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	0	1	1	2	5	1.0	13%	0%	14%	17%	22%	13%	☆
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	6	6	5	26	25	68	13.6	23%	22%	7%	46%	43%	29%	
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	2	1	11	6	7	27	5.4	50%	17%	50%	22%	41%	36%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	1	2	1	9	14	2.8	14%	14%	14%	8%	45%	23%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	1	1	2	4	3	11	2.2	7%	7%	12%	24%	14%	13%	☆
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	6	11	12	14	11	54	10.8	18%	50%	46%	41%	20%	32%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	4	2	8	19	13	46	9.2	19%	10%	21%	48%	45%	31%	
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	15	16	23	21	82	16.4	17%	31%	28%	43%	31%	30%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	38	33	37	39	54	201	40.2	30%	26%	31%	32%	32%	30%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	40	49	29	39	64	221	44.2	25%	30%	19%	29%	40%	29%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	62	74	74	97	147	454	90.8	27%	27%	27%	32%	45%	32%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	20	21	38	64	58	201	40.2	18%	17%	29%	37%	36%	29%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	7	4	5	8	20	44	8.8	44%	18%	15%	29%	50%	32%	
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	2	0	1	9	8	20	4.0	11%	0%	6%	50%	38%	21%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	17	11	16	3	3	50	10.0	44%	44%	52%	18%	20%	39%	※
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	6	4	5	7	12	34	6.8	29%	18%	21%	25%	41%	27%	
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	5	3	7	3	4	22	4.4	42%	18%	35%	10%	24%	23%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	21	14	13	16	18	82	16.4	34%	24%	20%	31%	29%	27%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	4	1	11	4	7	27	5.4	12%	2%	31%	13%	19%	15%	
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	12	18	9	17	20	76	15.2	31%	39%	15%	28%	34%	29%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	23	29	22	44	43	161	32.2	21%	18%	14%	22%	15%	18%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	6	15	7	22	21	71	14.2	15%	19%	10%	42%	33%	23%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	4	8	14	5	19	50	10.0	9%	14%	17%	8%	22%	15%	☆
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	15	20	11	31	18	95	19.0	25%	33%	32%	54%	40%	37%	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	23	23	37	64	60	207	41.4	9%	8%	12%	20%	18%	14%	☆
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	31	22	15	46	74	188	37.6	27%	17%	12%	37%	51%	29%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	7	14	12	2	6	41	8.2	32%	41%	31%	8%	17%	20%	
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	2	4	7	7	7	27	5.4	33%	27%	58%	32%	41%	38%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	5	0	4	8	3	20	4.0	22%	0%	13%	30%	18%	17%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	5	5	4	8	5	27	5.4	36%	28%	22%	30%	36%	30%	
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	9	16	12	29	45	111	22.2	35%	47%	40%	69%	69%	56%	※
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	11	11	12	12	17	63	12.6	32%	31%	31%	40%	26%	31%	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	10	6	5	11	17	49	9.8	27%	16%	19%	35%	41%	28%	
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	10	3	7	6	11	37	7.4	48%	38%	47%	35%	46%	44%	※
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	11	13	17	17	21	79	15.8	32%	35%	37%	37%	51%	39%	※
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	10	0	2	6	3	21	4.2	50%	0%	13%	43%	20%	26%	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	5	6	1	6	3	21	4.2	28%	25%	10%	55%	19%	27%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	17	19	17	33	42	128	25.6	17%	24%	17%	30%	37%	25%	
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	6	3	3	3	5	20	4.0	35%	14%	17%	21%	17%	20%	
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	16	9	13	11	6	55	11.0	44%	19%	29%	29%	16%	27%	
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	6	9	12	12	7	46	9.2	15%	19%	31%	27%	27%	23%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	2	5	2	2	8	19	3.8	8%	13%	7%	5%	21%	11%	☆
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	8	4	14	11	10	47	9.4	32%	10%	28%	50%	24%	26%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	11	14	6	26	10	67	13.4	42%	45%	19%	45%	30%	37%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	18	6	7	13	8	52	10.4	49%	21%	16%	32%	23%	28%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	588	581	630	875	1,027	3,701	740.2	25%	22%	23%	31%	32%	27%	

凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

## (2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	33	14	7	16	18	88	17.6	26%	13%	6%	15%	13%	15%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	14	6	1	5	5	31	6.2	58%	23%	5%	15%	19%	24%	
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	2	0	0	1	0	3	0.6	25%	0%	0%	17%	0%	8%	
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	5	16	37	11	15	84	16.8	19%	59%	53%	20%	26%	35%	※
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	3	0	7	3	13	2.6	0%	50%	0%	26%	18%	17%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	0	2	1	0	4	0.8	14%	0%	14%	8%	0%	7%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	0	0	0	3	1	4	0.8	0%	0%	0%	18%	5%	5%	☆
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	10	5	7	2	11	35	7.0	29%	23%	27%	6%	20%	20%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	3	3	3	2	3	14	2.8	14%	15%	8%	5%	10%	9%	
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	4	9	8	15	43	8.6	17%	8%	16%	15%	22%	16%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	11	11	17	14	24	77	15.4	9%	9%	14%	11%	14%	12%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	48	31	33	20	25	157	31.4	30%	19%	22%	15%	16%	20%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	51	68	41	62	35	257	51.4	22%	25%	15%	20%	11%	18%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	16	11	10	30	17	84	16.8	14%	9%	8%	18%	11%	12%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	2	4	3	4	2	15	3.0	13%	18%	9%	14%	5%	11%	
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	4	1	2	5	3	15	3.0	22%	4%	13%	28%	14%	15%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	4	3	3	1	4	15	3.0	10%	12%	10%	6%	27%	12%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	1	1	1	1	4	8	1.6	5%	5%	4%	4%	14%	6%	☆
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	0	3	2	3	1	9	1.8	0%	18%	10%	10%	6%	9%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	2	5	11	5	2	25	5.0	3%	8%	17%	10%	3%	8%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	1	3	3	0	3	10	2.0	3%	7%	9%	0%	8%	6%	☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	2	6	19	3	4	34	6.8	5%	13%	32%	5%	7%	13%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	13	20	4	30	128	195	39.0	12%	13%	3%	15%	44%	21%	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	5	1	10	3	7	26	5.2	12%	1%	14%	6%	11%	8%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	3	0	30	16	14	63	12.6	7%	0%	36%	26%	16%	19%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	5	3	1	5	10	24	4.8	8%	5%	3%	9%	22%	9%	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	53	45	27	38	82	245	49.0	20%	16%	9%	12%	25%	16%	
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	36	28	6	17	8	95	19.0	32%	21%	5%	13%	6%	15%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	1	2	4	7	4	18	3.6	5%	6%	10%	27%	11%	11%	
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	3	4	1	4	0	12	2.4	50%	27%	8%	18%	0%	17%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	3	8	13	4	4	32	6.4	13%	44%	41%	15%	24%	27%	※
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	2	3	3	4	0	12	2.4	14%	17%	15%	0%	13%		
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	3	10	8	5	6	32	6.4	12%	29%	27%	12%	9%	16%	
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	7	8	12	7	16	50	10.0	21%	22%	31%	23%	24%	24%	※
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	5	5	2	4	3	19	3.8	14%	7%	13%	7%	11%		
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	1	2	4	0	5	12	2.4	5%	25%	27%	0%	21%	14%	
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	1	5	3	2	13	24	4.8	3%	14%	7%	4%	32%	12%	
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	0	0	0	3	0	3	0.6	0%	0%	0%	21%	0%	4%	☆
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	1	4	5	3	5	18	3.6	6%	17%	50%	27%	31%	23%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	48	19	29	27	23	146	29.2	47%	24%	30%	25%	20%	29%	※
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	0	2	0	0	2	4	0.8	0%	0%	0%	0%	7%	4%	☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	5	6	5	14	15	45	9.0	14%	13%	11%	37%	39%	22%	
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	4	6	7	10	1	28	5.6	10%	13%	18%	23%	4%	14%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	14	12	9	3	6	44	8.8	54%	32%	33%	7%	16%	26%	※
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	4	11	3	9	8	35	7.0	16%	27%	6%	41%	19%	19%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	3	5	6	10	5	29	5.8	12%	16%	19%	17%	15%	16%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	5	5	9	8	8	35	7.0	14%	18%	20%	20%	23%	19%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	442	412	412	437	568	2,271	454.2	19%	16%	15%	15%	18%	16%	

上位5位 條例  
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査を行っていない件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※事実確認調査を行っていない件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」（次年度への繰越件数）や「都道府県へ事実確認調査を依頼した件数」も含まれる。

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②:【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数						②調査不要と判断した件数						②/①							
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	24	4	4	4	6	42	8.4	19%	4%	3%	4%	4%	7%
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	9	2	0	0	3	14	2.8	38%	8%	0%	0%	12%	11%
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	2	0	0	0	0	2	0.4	25%	0%	0%	0%	0%	5%
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	0	12	26	4	14	56	11.2	0%	44%	37%	7%	24%	24%*
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	1	0	7	2	10	2.0	0%	17%	0%	26%	12%	13%
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	0	1	1	0	3	0.6	14%	0%	7%	8%	0%	5%
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	6%	5%	2%*
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	2	0	2	1	8	13	2.6	6%	0%	8%	3%	15%	8%
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	1	2	1	0	1	5	1.0	5%	10%	3%	0%	3%	3%
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	2	5	7	13	34	6.8	17%	4%	9%	13%	19%	13%
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	4	2	5	3	23	37	7.4	3%	2%	4%	2%	13%	6%
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	11	14	7	11	14	57	11.4	7%	9%	5%	8%	9%	7%
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	27	37	13	36	18	131	26.2	12%	14%	5%	12%	5%	9%
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	8	8	5	17	7	45	9.0	7%	7%	4%	10%	4%	6%
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	0	3	2	3	2	10	2.0	0%	14%	6%	11%	5%	7%
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	2	0	2	0	1	5	1.0	11%	0%	13%	0%	5%	5%
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	1	0	2	1	2	6	1.2	3%	0%	6%	6%	13%	5%
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	0	1	0	0	3	4	0.8	0%	5%	0%	0%	10%	3%
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	0	2	0	3	0	5	1.0	0%	12%	0%	10%	0%	5%
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	2	4	2	4	1	13	2.6	3%	7%	3%	8%	2%	4%
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	0	2	0	0	1	3	0.6	0%	5%	0%	0%	3%	2%*
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	1	3	17	1	1	23	4.6	3%	7%	29%	2%	2%	9%
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	7	13	2	25	108	155	31.0	7%	8%	1%	13%	37%	17%*
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	2	0	3	2	3	10	2.0	5%	0%	4%	4%	5%	3%
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	0	0	16	3	1	20	4.0	0%	0%	19%	5%	1%	6%
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	0	2	0	1	2	5	1.0	0%	3%	0%	2%	4%	2%*
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	20	9	6	17	11	63	12.6	7%	3%	2%	5%	3%	4%
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	26	21	4	10	3	64	12.8	23%	16%	3%	8%	2%	10%
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	1	1	1	3	1	7	1.4	5%	3%	3%	12%	3%	4%
和歌山县	6	15	12	22	17	72	14.4	2	0	0	0	0	2	0.4	33%	0%	0%	0%	0%	3%
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	1	1	13	3	1	19	3.8	4%	6%	41%	11%	6%	16%
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	1	1	2	3	0	7	1.4	7%	6%	11%	11%	0%	8%
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	2	7	4	1	4	18	3.6	8%	21%	13%	2%	6%	9%
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	6	5	5	7	14	37	7.4	18%	14%	13%	23%	21%	18%*
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	1	1	1	1	1	5	1.0	3%	3%	4%	3%	2%	3%
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	0	0	0	0	4	4	0.8	0%	0%	0%	0%	17%	5%
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	1	5	3	2	7	18	3.6	3%	14%	7%	4%	17%	9%
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	7%	0%	1%*
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	0	0	0	1	3	4	0.8	0%	0%	0%	9%	19%	5%
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	27	14	19	21	13	94	18.8	26%	18%	19%	19%	11%	19%*
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	0	1	0	0	0	1	0.2	0%	5%	0%	0%	0%	1%*
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	1	3	2	13	12	31	6.2	3%	6%	4%	34%	32%	15%
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	2	2	4	5	1	14	2.8	5%	4%	10%	11%	4%	7%
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	14	12	8	3	3	40	8.0	54%	32%	30%	7%	8%	24%*
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	1	4	1	7	5	18	3.6	4%	10%	2%	32%	12%	10%
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	0	1	0	10	5	16	3.2	0%	3%	0%	9%	17%	15%
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	1	0	4	5	4	14	2.8	3%	0%	9%	12%	11%	8%
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	218	202	192	248	327	1,187	237.4	9%	8%	7%	9%	10%	9%

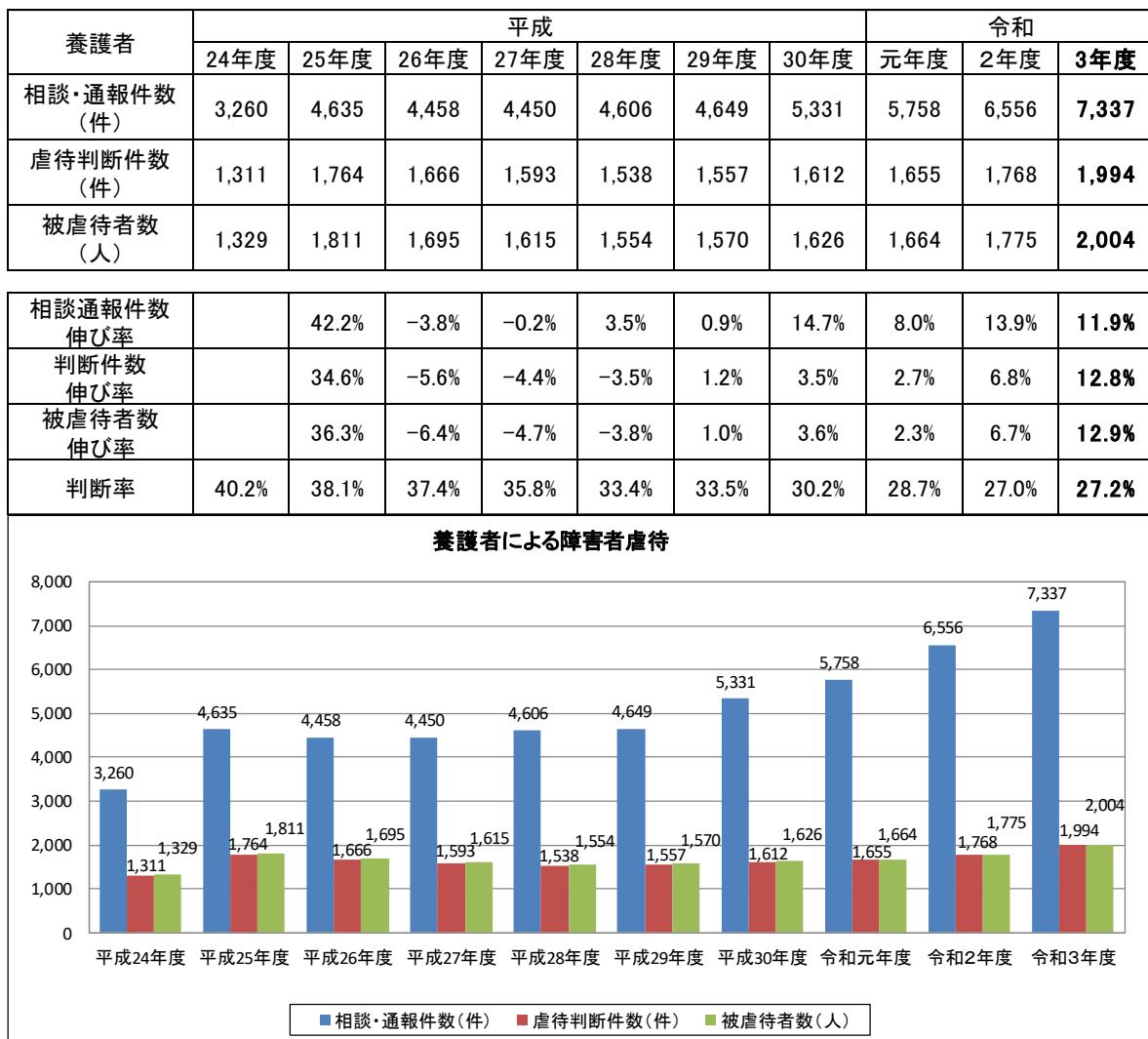
凡例 上位5位 ※  
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

## 参考資料2 障害者虐待の経年比較

### 1. 養護者による障害者虐待

#### (1) 相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移



## (2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	養護者虐待・相談・通報対応件数												養護者虐待・虐待判断件数												令和3年度、2年度の比較			
	平成(年度)						令和(年度)						平成(年度)						令和(年度)									
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	増減数	増減率	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	増減数	増減率				
北海道	110	213	270	356	328	281	296	349	483	422	-61	-13%	34	73	69	89	70	78	84	51	47	46	-1	-2%				
青森県	20	23	27	45	29	45	47	27	42	53	11	26%	6	6	5	13	9	10	20	7	14	19	5	36%				
岩手県	14	18	26	23	15	16	10	21	39	37	-2	-5%	6	8	11	11	4	6	2	4	10	9	-1	-10%				
宮城県	43	80	48	70	54	46	90	110	134	144	10	7%	19	30	27	32	25	18	28	53	66	57	-9	-14%				
秋田県	13	15	23	17	20	17	33	21	18	19	1	6%	8	9	12	14	5	11	9	8	3	13	10	33%				
山形県	23	31	34	26	26	22	34	21	30	38	8	27%	11	12	14	11	8	9	13	9	10	15	5	50%				
福島県	37	35	44	36	64	69	38	59	91	75	-16	-18%	20	18	25	25	27	29	16	29	42	38	-4	-10%				
茨城県	39	63	66	50	60	53	60	68	64	48	-16	-25%	9	21	31	13	19	16	12	21	22	9	-13	-59%				
栃木県	26	19	22	24	25	34	26	36	39	28	-11	-28%	10	10	5	13	11	16	11	15	20	13	-7	-35%				
群馬県	91	100	81	57	44	54	65	47	47	58	11	23%	14	24	18	13	9	14	15	12	14	10	-4	-29%				
埼玉県	128	152	165	186	187	179	240	265	328	510	182	55%	55	65	77	83	91	69	76	85	88	135	47	53%				
千葉県	137	250	184	197	220	282	273	288	300	338	38	13%	60	82	67	84	92	133	109	110	105	122	17	16%				
東京都	236	300	291	308	346	347	349	371	401	30	8%	93	110	110	102	101	106	84	117	119	136	17	14%					
神奈川県	236	347	258	182	196	165	175	221	197	420	223	113%	91	114	99	83	99	93	100	97	80	124	44	55%				
新潟県	88	80	59	83	74	100	122	143	153	204	51	33%	49	43	37	31	28	39	38	28	52	58	6	12%				
富山県	40	36	28	29	37	36	34	52	40	50	10	25%	15	10	7	9	14	13	8	18	19	11	-8	-42%				
石川県	35	44	59	43	50	41	40	59	102	91	-11	-11%	18	16	19	13	19	17	13	26	33	37	4	12%				
福井県	23	31	22	25	28	25	34	54	36	32	-4	-11%	2	14	7	11	9	7	14	16	7	9	2	29%				
山梨県	39	36	24	34	22	19	22	32	39	33	-6	-15%	14	14	7	11	9	6	5	11	12	7	-5	-42%				
長野県	61	78	58	56	72	79	90	94	104	72	-32	-31%	19	31	35	19	21	36	33	44	35	27	-8	-23%				
岐阜県	48	34	42	34	27	29	38	60	45	61	16	36%	10	17	13	7	10	6	12	15	10	17	7	70%				
静岡県	84	128	113	79	91	93	107	129	99	115	16	16%	32	55	47	32	29	34	54	55	33	51	18	55%				
愛知県	154	224	216	250	303	339	414	452	475	531	56	12%	87	129	102	117	113	147	181	119	147	169	22	15%				
三重県	51	82	72	74	57	53	63	58	65	70	5	8%	11	24	34	19	22	20	26	23	25	31	6	24%				
滋賀県	77	124	120	109	124	146	132	153	135	150	15	11%	37	51	56	48	69	72	71	65	67	89	22	33%				
京都府	65	72	72	43	53	61	67	82	140	159	19	14%	32	54	39	27	35	40	36	30	40	72	86	14	19%			
大阪府	429	722	770	865	908	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	50	4%	199	297	272	257	201	188	166	188	194	176	-18	-9%				
兵庫県	133	123	179	197	185	175	233	244	427	380	-47	-11%	48	34	47	52	48	55	83	72	101	86	-15	-15%				
奈良県	29	31	33	29	45	33	35	39	38	29	-9	-24%	20	12	12	14	16	16	10	13	16	10	-6	-38%				
和歌山県	18	33	34	18	28	31	32	31	40	67	27	68%	5	12	13	10	13	10	10	10	15	44	29	193%				
鳥取県	23	33	28	20	22	21	32	30	26	28	2	8%	14	11	16	10	13	6	6	13	8	6	-2	-25%				
島根県	36	32	38	32	26	34	34	25	40	30	-10	-25%	20	20	20	18	14	12	10	8	10	8	-2	-20%				
岡山県	59	100	63	64	56	47	61	62	82	114	110	-4	-4%	23	31	28	28	23	19	12	36	47	41	-6	-13%			
広島県	93	148	120	104	94	94	95	123	109	142	33	30%	33	37	26	30	21	23	26	28	31	43	12	39%				
山口県	40	45	39	54	60	31	51	23	33	33	0	0%	15	16	16	18	11	10	20	8	9	14	5	56%				
徳島県	24	26	29	36	33	8	20	12	20	28	8	40%	7	10	8	10	9	3	4	3	7	4	-3	-43%				
香川県	22	38	38	35	45	65	79	48	35	52	17	49%	6	12	14	12	18	15	25	13	8	15	7	88%				
愛媛県	31	43	72	56	62	46	49	32	21	32	11	52%	11	12	39	28	28	24	17	6	9	17	8	89%				
高知県	27	24	30	34	30	22	21	26	20	29	9	45%	8	5	8	7	6	4	8	4	5	13	8	160%				
福岡県	82	187	170	164	198	130	156	169	153	124	-29	-19%	36	60	45	46	46	51	38	42	42	31	34	3	10%			
佐賀県	35	48	32	27	41	21	52	21	30	37	7	23%	5	13	4	8	17	8	9	9	12	18	6	50%				
長崎県	46	44	37	33	35	28	35	50	49	44	-5	-10%	21	22	23	30	27	8	10	25	28	26	-2	-7%				
熊本県	33	49	45	53	56	53	35	60	94	162	68	72%	16	13	18	19	24	16	14	15	12	27	15	125%				
大分県	29	54	36	44	34	31	45	48	56	70	14	25%	11	12	9	9	5	5	2	4	5	11	6	120%				
宮崎県	43	60	65	47	43	35	63	38	58	113	55	95%	8	21	18	18	15	13	20	10	8	12	4	50%				
鹿児島県	47	53	71	37	21	31	18	43	70	101	31	44%	9	16	19	13	5	10	7	20	22	16	-6	-27%				
沖縄県	65	127	90	82	70	74	81	123	103	113	10	10%	34	58	38	26	25	29	41	50	38	35	-3	-8%				
合計	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	781	12%	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	226	13%				

増加(件数)	
1	神奈川県 223
2	埼玉県 182
3	熊本県 68
4	静岡県 -29
5	宮崎県 -16
5	茨城県 -16

増加(件数)	
1	埼玉県 47

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

養護者虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数											構成割合								
	平成(年度)							令和(年度)				平成(年度)					令和(年度)			
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
本人による届出	884	1,153	956	948	980	857	914	913	956	980	27.1%	24.9%	21.4%	21.3%	21.3%	18.4%	17.1%	15.9%	14.6%	13.4%
家族・親族	280	332	267	279	252	190	215	259	264	226	8.6%	7.2%	6.0%	6.3%	5.5%	4.1%	4.0%	4.5%	4.0%	3.1%
近隣住民・知人	173	246	174	140	144	121	140	134	133	156	5.3%	5.3%	3.9%	3.1%	3.1%	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%	2.1%
民生委員	66	53	43	30	13	26	18	24	13	19	2.0%	1.1%	1.0%	0.7%	0.3%	0.6%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%
医療機関関係者	166	223	182	210	174	214	190	198	201	206	5.1%	4.8%	4.1%	4.7%	3.8%	4.6%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%
教職員	31	51	40	43	42	38	41	41	38	33	1.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.4%
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	894	1,280	1,330	-	-	-	-	-	-	-	27.4%	27.6%	29.8%	-	-	-	-	-	-	-
相談支援専門員	-	-	-	654	709	767	821	843	835	902	-	-	-	14.7%	15.4%	16.5%	15.4%	14.6%	12.7%	12.3%
施設・事業所の職員	-	-	-	784	726	670	830	863	721	829	-	-	-	17.6%	15.8%	14.4%	15.6%	15.0%	11.0%	11.3%
虐待者自身	32	25	30	32	27	22	27	17	23	17	1.0%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	0.2%
警察	354	679	819	965	1,138	1,312	1,695	1,964	2,857	3,411	10.9%	14.6%	18.4%	21.7%	24.7%	28.2%	31.8%	34.1%	43.6%	46.5%
当該市区町村行政職員	250	334	351	353	306	293	344	350	357	335	7.7%	7.2%	7.9%	7.9%	6.6%	6.3%	6.5%	6.1%	5.4%	4.6%
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	-	-	121	132	116	134	110	103	87	113	-	-	2.7%	3.0%	2.5%	2.9%	2.1%	1.8%	1.3%	1.5%
成年後見人等	-	-	-	18	15	21	19	16	13	20	-	-	-	0.4%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%
その他	212	315	230	178	216	216	186	232	232	258	6.5%	6.8%	5.2%	4.0%	4.7%	4.6%	3.5%	4.0%	3.5%	3.5%
不明	80	90	51	40	61	34	29	47	42	61	2.5%	1.9%	1.1%	0.9%	1.3%	0.7%	0.5%	0.8%	0.6%	0.8%
合計	3,422	4,781	4,594	4,806	4,919	4,915	5,579	6,004	6,772	7,566	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談・通報件数	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

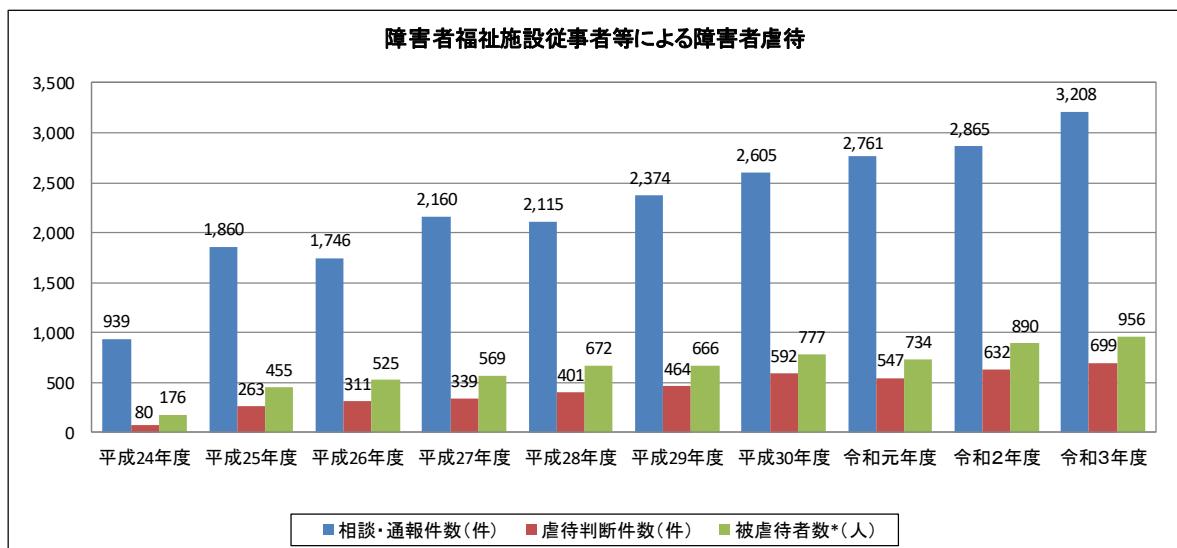
※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

### (1) 相談通報件数、虐待判断件数、被虐待者数等の推移

障害者福祉施設 従事者等	平成							令和		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
相談・通報件数 (件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208
虐待判断件数 (件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699
被虐待者数* (人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956

相談通報件数 伸び率		98.1%	-6.1%	23.7%	-2.1%	12.2%	9.7%	6.0%	3.8%	12.0%
判断件数 伸び率		228.8%	18.3%	9.0%	18.3%	15.7%	27.6%	-7.6%	15.5%	10.6%
被虐待者数 伸び率		158.5%	15.4%	8.4%	18.1%	-0.9%	16.7%	-5.5%	21.3%	7.4%
判断率	8.5%	14.1%	17.8%	15.7%	19.0%	19.5%	22.7%	19.8%	22.1%	21.8%



\*被虐待者が特定できなかった事例を除く

## (2) 都道府県別相談・通報件数、虐待判断件数の推移

	障害者福祉施設従事者等虐待・相談・通報対応件数										令和3年度、2年度の比較		障害者福祉施設従事者等虐待・認定件数										令和3年度、2年度の比較		
	平成(年度)					令和(年度)					平成(年度)					令和(年度)									
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25			
北海道	39	80	71	121	122	128	111	119	108	136	28	26%	2	7	9	12	23	12	20	27	24	22	-2	-8%	
青森県	17	23	23	25	28	24	26	22	33	26	-7	-21%	0	3	3	5	2	3	10	10	16	9	-7	-44%	
岩手県	4	14	4	17	10	8	10	7	6	9	3	50%	1	0	0	1	0	1	6	0	2	5	3	150%	
宮城県	12	19	35	33	23	26	27	70	56	58	2	4%	3	4	9	6	3	5	3	6	8	7	-1	-13%	
秋田県	5	4	11	13	8	4	6	22	27	17	-10	-37%	1	1	2	1	1	1	0	10	5	6	1	20%	
山形県	7	7	12	12	11	7	7	14	13	20	7	54%	0	1	5	2	1	1	3	5	3	3	0	0%	
福島県	3	6	13	17	17	15	14	17	17	22	5	29%	1	1	2	3	2	6	5	8	2	6	4	200%	
茨城県	13	15	22	24	21	34	22	26	34	55	21	62%	2	1	3	2	2	3	0	1	11	24	13	118%	
栃木県	9	11	7	21	24	21	20	38	40	29	-11	-28%	2	1	0	4	6	2	7	15	7	12	5	71%	
群馬県	15	14	33	45	26	42	49	57	53	68	15	28%	2	6	10	9	7	5	14	12	8	12	4	50%	
埼玉県	23	34	49	47	100	127	129	118	123	171	48	39%	3	3	9	14	25	30	30	22	32	39	7	22%	
千葉県	37	104	77	83	132	159	161	152	134	161	27	20%	3	19	20	16	30	36	33	34	40	40	0	0%	
東京都	85	169	197	221	170	227	271	276	307	329	22	7%	7	17	26	26	21	25	45	37	58	63	5	9%	
神奈川県	103	388	201	158	103	113	121	133	171	160	-11	-6%	8	29	15	16	26	32	25	32	44	40	-4	-9%	
新潟県	7	10	5	15	17	16	22	33	28	40	12	43%	0	0	1	3	4	1	4	7	3	9	6	200%	
富山県	2	2	10	5	12	18	24	16	18	21	3	17%	0	0	1	2	0	5	4	2	1	3	2	200%	
石川県	8	16	20	36	21	39	25	31	17	15	-2	-12%	2	2	2	3	4	3	5	7	7	5	-2	-29%	
福井県	12	24	8	24	25	21	22	24	28	29	1	4%	0	8	5	7	8	5	5	5	13	5	-8	-62%	
山梨県	7	18	11	23	22	12	17	20	31	17	-14	-45%	0	3	1	3	2	1	3	2	7	5	-2	-29%	
長野県	25	32	37	32	54	61	59	65	52	62	10	19%	3	7	6	7	6	17	15	7	12	13	1	8%	
岐阜県	8	10	21	24	28	33	42	35	30	36	6	20%	0	1	0	1	0	3	4	1	5	4	-1	20%	
静岡県	19	38	32	27	44	39	46	59	60	58	-2	-3%	3	13	7	9	12	13	11	8	13	23	10	77%	
愛知県	31	79	75	99	105	107	157	153	200	291	91	46%	5	15	16	18	31	32	48	23	51	55	4	8%	
三重県	19	33	27	44	40	41	79	70	52	64	12	23%	1	5	4	4	3	12	21	19	18	15	-3	-17%	
滋賀県	23	17	35	69	49	46	59	83	61	86	25	41%	1	5	9	18	5	11	21	16	14	17	3	21%	
京都府	18	26	23	34	41	61	61	34	57	45	-12	-21%	4	4	9	6	6	10	7	18	5	13	16	3	23%
大阪府	89	152	147	221	240	267	274	309	322	331	9	3%	5	22	27	45	53	59	61	76	70	60	-10	-14%	
兵庫県	44	63	93	101	104	113	133	121	126	145	19	15%	3	9	18	11	17	31	40	25	28	31	3	11%	
奈良県	9	12	14	21	26	22	34	39	26	36	10	38%	1	2	2	4	1	6	7	10	9	11	2	22%	
和歌山县	11	9	22	19	12	6	15	12	22	17	-5	-23%	2	3	5	3	0	1	4	0	4	2	-2	-50%	
鳥取県	10	11	21	26	18	23	18	32	27	17	-10	-37%	1	4	2	4	3	4	2	2	5	3	-2	-40%	
島根県	9	20	21	23	8	14	18	18	27	14	-13	-48%	1	5	9	6	3	4	8	3	7	5	-2	-29%	
岡山県	20	39	25	34	28	26	34	30	42	65	23	55%	3	4	5	5	7	5	5	2	3	11	8	267%	
広島県	29	57	37	51	50	34	36	39	30	66	36	120%	1	10	9	7	13	8	5	4	6	15	9	150%	
山口県	9	23	10	28	33	37	37	27	31	41	10	32%	0	4	1	3	8	4	6	4	7	10	3	43%	
徳島県	11	17	28	13	12	21	8	15	17	24	7	41%	0	0	5	0	0	4	2	3	8	7	-1	-13%	
香川県	7	17	22	9	19	34	37	46	46	41	-5	-11%	0	1	1	5	5	6	6	1	4	3	-1	-25%	
愛媛県	10	21	9	15	9	20	16	16	14	15	1	7%	0	3	1	3	3	5	5	3	2	5	3	150%	
高知県	8	9	7	20	33	18	24	10	11	16	5	45%	0	3	1	13	7	5	7	1	1	0	0%		
福岡県	32	60	73	90	78	102	79	98	110	114	4	4%	1	4	7	6	8	14	17	14	15	16	1	7%	
佐賀県	12	21	15	26	17	17	21	18	14	29	15	107%	1	4	5	1	2	1	6	2	2	6	4	200%	
長崎県	21	21	38	36	29	36	48	45	38	38	0	0%	0	6	14	5	5	8	16	18	11	6	-5	-45%	
熊本県	14	29	24	39	27	41	48	39	44	26	-18	-41%	2	7	5	7	6	12	12	7	12	8	-4	-33%	
大分県	11	16	14	40	39	26	38	27	41	38	-3	-7%	1	0	1	2	5	1	5	3	4	9	5	125%	
宮崎県	12	15	15	26	23	25	41	50	22	42	20	91%	2	5	10	5	10	5	6	27	2	11	9	450%	
鹿児島県	11	32	28	32	34	26	31	31	58	33	-25	-43%	2	7	1	4	5	6	4	7	11	11	0	0%	
沖縄県	9	23	24	21	23	37	28	45	41	35	-6	-15%	0	4	8	2	6	3	8	14	4	10	6	150%	
合計	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	343	12%	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	67	11%	

増加(件数)

減少(件数)

増加(件数)

減少(件数)

1 愛知県 91

1 府県 -25

1 大阪府 -10

2 球玉県 48

2 熊本県 -18

2 福井県 -8

3 広島県 36

3 山梨県 -14

3 青森県 -7

4 北海道 28

3 岩手県 -13

4 長崎県 -5

5 千葉県 27

5 京都府 -12

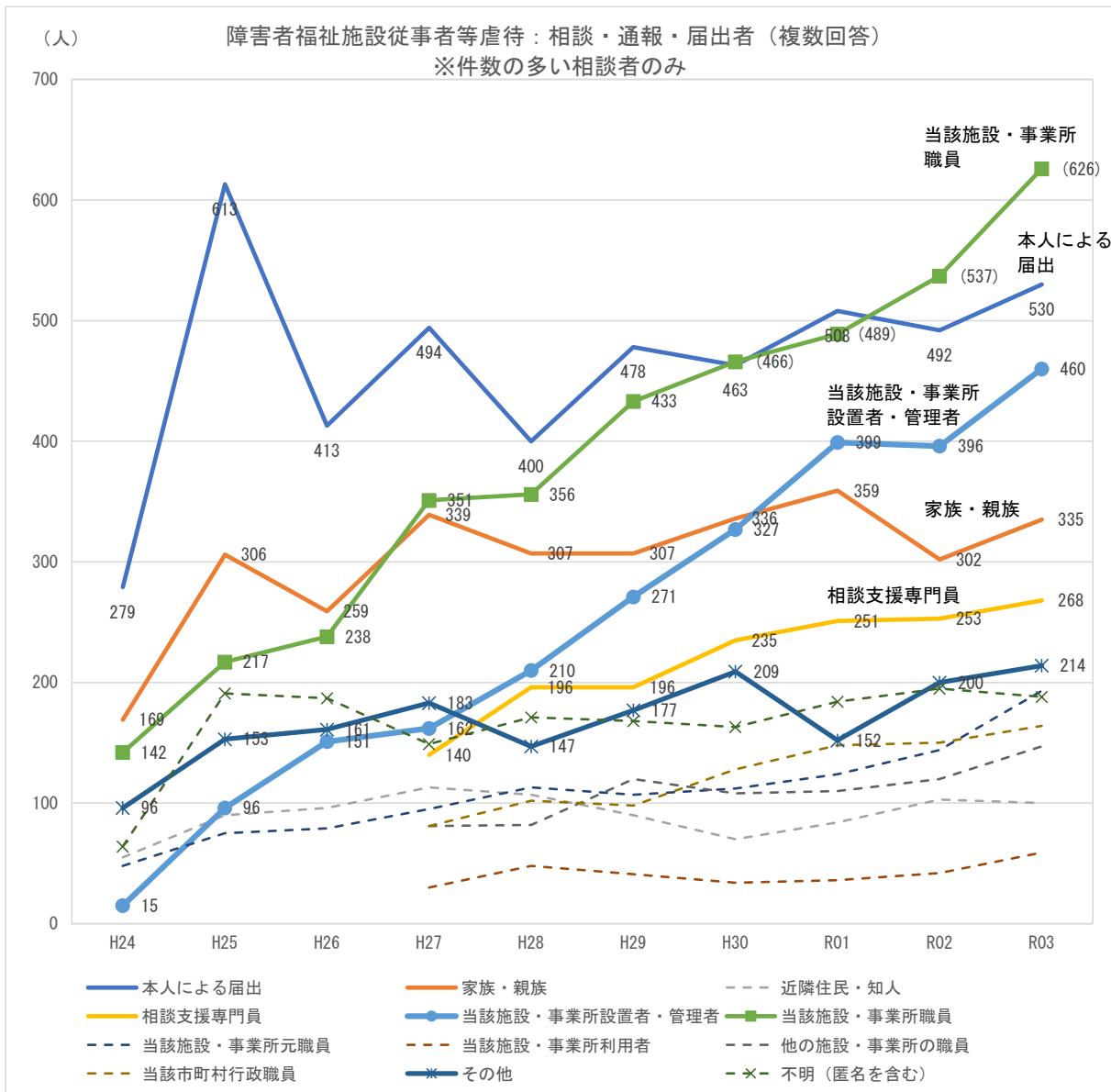
5 神奈川県 -4

5 熊本県 -4

(3) 相談・通報・届出者別にみた相談・通報件数の推移（複数回答）

障害者施設従事者等虐待 相談・通報・届出者 (複数回答)	件数												構成割合															
	平成(年度)							令和(年度)					平成(年度)							令和(年度)								
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28			
本人による届出	279	613	413	494	400	478	463	508	492	530	29.7%	33.0%	23.7%	22.9%	18.9%	20.1%	17.8%	18.4%	17.2%	16.5%	-	-	-	-	-			
家族・親族	169	306	259	339	307	307	336	359	302	335	18.0%	16.5%	14.8%	15.7%	14.5%	12.9%	12.9%	13.0%	10.5%	10.4%	-	-	-	-	-			
近隣住民・知人	55	90	96	113	107	90	70	84	103	100	5.9%	4.8%	5.5%	5.2%	5.1%	3.8%	2.7%	3.0%	3.6%	3.1%	-	-	-	-	-			
民生委員	2	1	2	4	1	0	1	1	1	2	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	-	-	-	-	-			
医療機関関係者	8	18	16	25	16	28	33	34	41	54	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.7%	-	-	-	-	-			
教職員	2	4	3	10	6	4	9	9	8	9	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	-	-	-	-	-			
相談支援専門員・ 障害福祉施設従事者等	106	156	203	-	-	-	-	-	-	-	11.3%	8.4%	11.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談支援専門員	-	-	-	140	196	196	235	251	253	268	-	-	-	6.5%	9.3%	8.3%	9.0%	9.1%	8.8%	8.4%	-	-	-	-	-	-		
当該施設・事業所 設置者・管理者	15	96	151	162	210	271	327	399	396	460	1.6%	5.2%	8.6%	7.5%	9.9%	11.4%	12.6%	14.5%	13.8%	14.3%	-	-	-	-	-	-		
当該施設・事業所職員	142	217	238	351	356	433	(466)	(489)	(537)	(626)	15.1%	11.7%	13.6%	16.3%	16.8%	18.2%	17.9%	17.7%	18.7%	19.5%	-	-	-	-	-	-		
当該施設・事業所 サービス管理責任者	-	-	-	-	-	-	86	89	105	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.2%	3.7%	4.1%	-	-	-	-		
当該施設・事業所 サービス提供責任者	-	-	-	-	-	-	21	7	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.3%	0.3%	0.2%	-	-	-	-		
当該施設・事業所 児童発達支援管理責任者	-	-	-	-	-	-	15	2	10	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1%	0.3%	0.3%	-	-	-	-		
当該施設・事業所 その他の職員	-	-	-	-	-	-	344	391	414	480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.2%	14.5%	15.0%	-	-	-	-		
当該施設・事業所元職員	48	75	79	95	113	107	112	124	144	193	5.1%	4.0%	4.5%	4.4%	5.3%	4.5%	4.3%	4.5%	5.0%	6.0%	-	-	-	-	-	-		
当該施設・事業所利用者	-	-	-	30	48	41	34	36	42	59	-	-	-	1.4%	2.3%	1.7%	1.3%	1.3%	1.5%	1.8%	-	-	-	-	-	-	-	
当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	-	-	-	3	9	3	1	3	1	1	-	-	-	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	
他の施設・事業所の職員	-	-	-	81	82	120	108	110	120	147	-	-	-	3.8%	3.9%	5.1%	4.1%	4.0%	4.2%	4.6%	-	-	-	-	-	-	-	
当該市町村行政職員	-	-	-	81	102	98	128	148	150	164	-	-	-	3.8%	4.8%	4.1%	4.9%	5.4%	5.2%	5.1%	-	-	-	-	-	-	-	
警察	21	17	19	25	17	46	29	35	32	44	2.2%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.9%	1.1%	1.3%	1.1%	1.4%	-	-	-	-	-	-	-	
運営適正化委員会	6	9	12	8	8	6	5	6	6	3	0.6%	0.5%	0.7%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%		
居宅サービス事業等従事者等	-	-	3	10	4	4	6	4	6	7	-	-	-	0.2%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-	-	-	-	-	-	-
成年後見人等	-	-	-	8	6	9	9	11	14	11	-	-	-	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	96	153	161	183	147	177	209	152	200	214	10.2%	8.2%	9.2%	8.5%	7.0%	7.5%	8.0%	5.5%	7.0%	6.7%	-	-	-	-	-	-	-	
不明(匿名を含む)	64	191	187	149	171	168	163	184	195	188	6.8%	10.3%	10.7%	6.9%	8.1%	7.1%	6.3%	6.7%	6.8%	5.9%	-	-	-	-	-	-	-	
合計	1,013	1,946	1,842	2,311	2,306	2,586	2,744	2,947	3,043	3,415	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談・通報件数	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。



(4) 施設・事業所種別にみた従事者による障害者虐待判断件数の推移

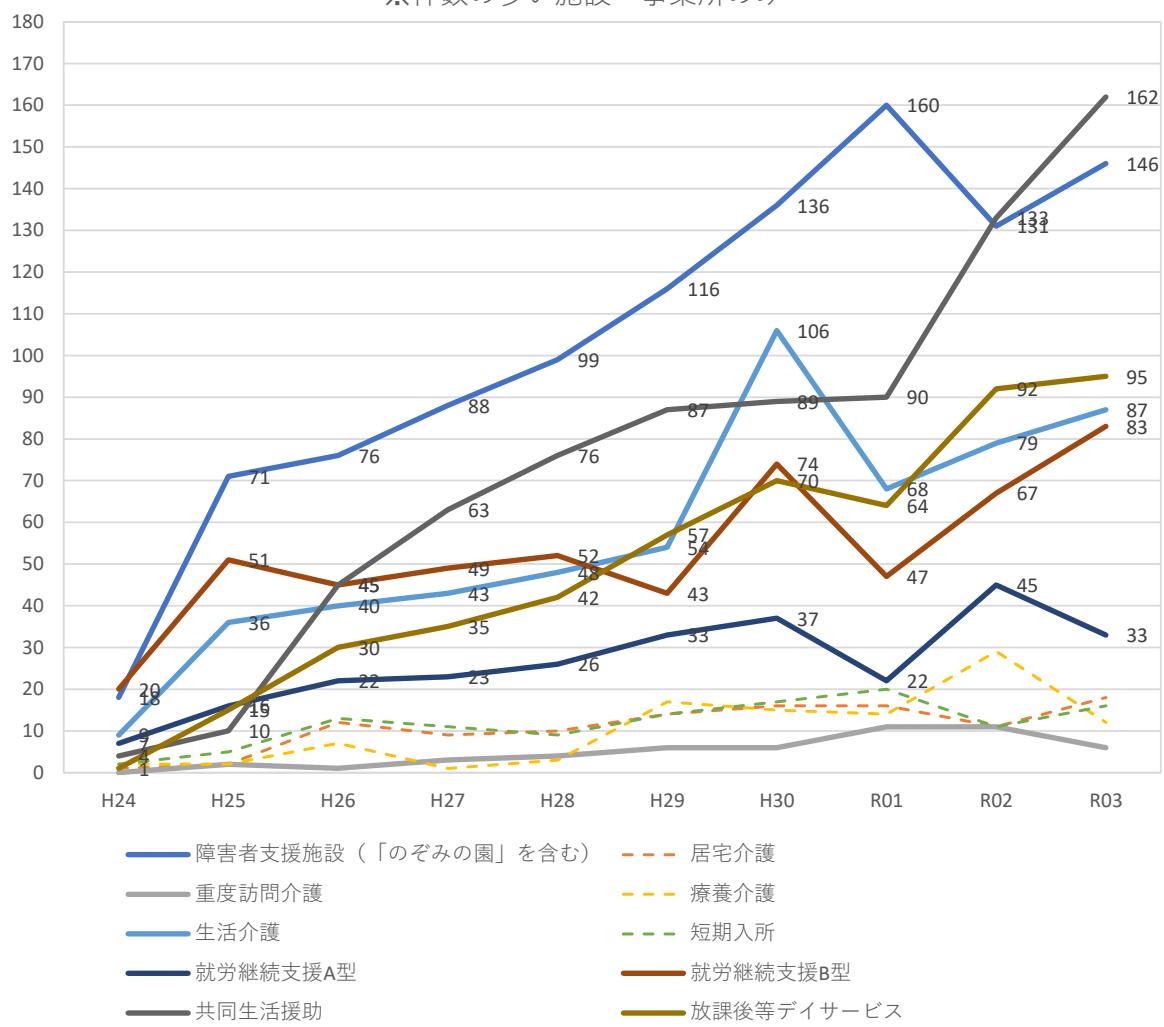
障害者福祉施設従事者等虐待事業所種別	件数												構成割合									
	平成(年度)						令和(年度)			差 R03-R02	平成(年度)					令和(年度)			差 R02-R01			
	24	25	26	27	28	29	30	元	2		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3		
障害者支援施設（「のぞみの園」を含む）	18	71	76	88	99	116	136	160	131	146	15	22.5%	27.0%	24.4%	26.0%	24.7%	25.0%	23.0%	29.3%	20.7%	20.9%	0.2%
居宅介護	1	2	12	9	10	14	16	16	11	18	7	1.3%	0.8%	3.9%	2.7%	2.5%	3.0%	2.7%	2.9%	1.7%	2.6%	0.8%
重度訪問介護	0	2	1	3	4	6	6	11	11	6	-5	0.0%	0.8%	0.3%	0.9%	1.0%	1.3%	1.0%	2.0%	1.7%	0.9%	-0.9%
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
行動援護	0	1	0	0	1	0	1	2	3	4	1	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%	0.1%
療養介護	2	2	7	1	3	17	15	14	29	12	-17	2.5%	0.8%	2.3%	0.3%	0.7%	3.7%	2.5%	2.6%	4.6%	1.7%	-2.9%
生活介護	9	36	40	43	48	54	106	68	79	87	8	11.3%	13.7%	12.9%	12.7%	12.0%	11.6%	17.9%	12.4%	12.5%	12.4%	-0.1%
短期入所	2	5	13	11	9	14	17	20	11	16	5	2.5%	1.9%	4.2%	3.2%	2.2%	3.0%	2.9%	3.7%	1.7%	2.3%	0.5%
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%
自立訓練	0	1	3	1	2	4	2	1	1	4	3	0.0%	0.4%	1.0%	0.3%	0.5%	0.9%	0.3%	0.2%	0.2%	0.6%	0.4%
就労移行支援	1	4	4	5	7	7	4	5	3	7	4	1.3%	1.5%	1.3%	1.5%	1.7%	1.5%	0.7%	0.9%	0.5%	1.0%	0.5%
就労継続支援A型	7	16	22	23	26	33	37	22	45	33	-12	8.8%	6.1%	7.1%	6.8%	6.5%	7.1%	6.3%	4.0%	7.1%	4.7%	-2.4%
就労継続支援B型	20	51	45	49	52	43	74	47	67	83	16	25.0%	19.4%	14.5%	14.5%	13.0%	9.3%	12.5%	8.6%	10.6%	11.9%	1.3%
自立生活援助事業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2%	0.3%	0.1%	
就労定着支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	
共同生活介護	10	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5%	13.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同生活援助	4	10	45	63	76	87	89	90	133	162	29	5.0%	3.8%	14.5%	18.6%	19.0%	18.8%	15.0%	16.5%	21.0%	23.2%	2.1%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	0	0	1	1	2	0	2	5	2	5	3	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.3%	0.9%	0.3%	0.7%	0.4%
移動支援事業	0	3	3	2	8	3	4	8	6	6	0	0.0%	1.1%	1.0%	0.6%	2.0%	0.6%	0.7%	1.5%	0.9%	0.9%	-0.1%
地域活動支援センターを経営する事業	3	6	6	2	6	7	7	5	1	6	5	3.8%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.5%	1.2%	0.9%	0.2%	0.9%	0.7%
福祉ホームを経営する事業	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%
児童発達支援	1	3	2	2	4	2	4	5	6	5	-1	1.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.0%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.7%	-0.2%
医療型児童発達支援	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	1	15	30	35	42	57	70	64	92	95	3	1.3%	5.7%	9.6%	10.3%	10.5%	12.3%	11.8%	11.7%	14.6%	13.6%	-1.0%
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
児童相談支援事業（障害児相談支援事業）	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
合計（=虐待判断件数）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※構成割合は、虐待判断件数に対するもの。

(件)

## 障害者福祉施設従事者等虐待：施設・事業所種別

※件数の多い施設・事業所のみ



## (5) 職種別にみた虐待者数の推移

障害者福祉施設 従事者等虐待 虐待者の職種	件数												構成割合											
	平成(年度)						令和(年度)			差 R03-R02	平成(年度)						令和(年度)			差 R03-R02				
	24	25	26	27	28	29	30	元	2		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3				
サービス管理責任者	10	19	27	24	27	28	31	48	42	52	10	11.5%	5.8%	7.5%	5.8%	5.9%	5.4%	4.9%	7.3%	5.8%	6.7%	0.9%		
管理者	11	31	36	45	35	50	60	47	70	72	2	12.6%	9.5%	10.1%	10.9%	7.7%	9.7%	9.5%	7.2%	9.7%	9.3%	-0.4%		
設置者・経営者	9	20	17	17	13	23	26	27	37	31	-6	10.3%	6.2%	4.7%	4.1%	2.9%	4.4%	4.1%	4.1%	5.1%	4.0%	-1.1%		
医師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
看護職員	6	1	5	6	11	22	20	18	17	19	2	6.9%	0.3%	1.4%	1.5%	2.4%	4.2%	3.2%	2.8%	2.4%	2.5%	0.1%		
生活支援員	27	142	164	183	183	229	268	275	275	287	12	31.0%	43.7%	45.8%	44.5%	40.1%	44.2%	42.3%	42.0%	38.2%	37.2%	-1.0%		
理学療法士	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%		
作業療法士	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%		
言語聴覚士	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
職業指導員	3	16	17	15	15	20	19	19	26	23	-3	3.4%	4.9%	4.7%	3.6%	3.3%	3.9%	3.0%	2.9%	3.6%	3.0%	-0.6%		
就労支援員	1	2	3	6	4	5	6	2	14	15	1	1.1%	0.6%	0.8%	1.5%	0.9%	1.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.9%	0.0%		
地域生活支援員 (自立生活援助)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
就労定着支援員 (就労定着支援)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
サービス提供責任者	0	2	0	2	5	4	5	6	3	5	2	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.9%	0.4%	0.6%	0.2%		
世話人	4	16	19	31	30	23	45	50	68	81	13	4.6%	4.9%	5.3%	7.5%	6.6%	4.4%	7.1%	7.6%	9.4%	10.5%	1.0%		
機能訓練指導員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
相談支援専門員	0	0	0	3	2	0	2	8	1	5	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.4%	0.0%	0.3%	1.2%	0.1%	0.6%	0.5%		
介護福祉士	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
地域移行支援員	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
指導員	4	7	10	28	34	22	28	20	16	28	12	4.6%	2.2%	2.8%	6.8%	7.5%	4.2%	4.4%	3.1%	2.2%	3.6%	1.4%		
保育士	0	1	4	2	5	1	8	5	12	3	-9	0.0%	0.3%	1.1%	0.5%	1.1%	0.2%	1.3%	0.8%	1.7%	0.4%	-1.3%		
児童発達支援管理責任者	0	3	1	8	6	9	9	15	17	11	-6	0.0%	0.9%	0.3%	1.9%	1.3%	1.7%	1.4%	2.3%	2.4%	1.4%	-0.9%		
機能訓練担当職員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
児童指導員	0	3	2	1	3	18	22	24	32	40	8	0.0%	0.9%	0.6%	0.2%	0.7%	3.5%	3.5%	3.7%	4.4%	5.2%	0.7%		
栄養士	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	-1	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%			
調理員	0	1	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%		
訪問支援員	0	3	0	4	1	1	1	4	2	4	2	-	-	-	1.0%	0.2%	0.2%	0.6%	0.3%	0.5%	0.2%			
居宅介護従業者 (居宅介護従事者)	1	0	5	4	7	11	10	9	3	9	6	1.1%	0.0%	1.4%	1.0%	1.5%	2.1%	1.6%	1.4%	0.4%	1.2%	0.7%		
重度訪問介護従業者 (重度訪問介護従事者)	0	2	0	2	3	4	3	6	9	2	-7	0.0%	0.6%	0.0%	0.5%	0.7%	0.8%	0.5%	0.9%	1.3%	0.3%	-1.0%		
行動援護従業者 (行動援護従事者)	0	1	0	1	7	0	0	2	4	3	-1	0.0%	0.3%	0.0%	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.6%	0.4%	-0.2%		
同行援護従業者	-	-	-	0	2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
その他従事者	11	53	46	25	52	37	65	59	61	66	5	12.6%	16.3%	12.8%	6.1%	11.4%	7.1%	10.3%	9.0%	8.5%	8.5%	0.1%		
不明	-	-	-	3	11	10	5	5	9	12	3	-	-	-	0.7%	2.4%	1.9%	0.8%	0.8%	1.3%	1.6%	0.3%		
合計	87	325	358	411	456	518	634	654	720	772	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

\*構成割合は、合計(虐待者が特定された人数)に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

①市区町村による指導等の実施状況（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)			(件数) R03-R02
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	38	142	187	231	283	292	389	324	397	450	53
	改善計画の提出依頼	21	100	127	156	179	228	309	271	362	423	61
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	28	65	67	126	134	116	175	161	195	219	24

②障害者総合支援等の規定による権限行使等（経年比較）

		平成(年度)							令和(年度)			(件数) R03-R02
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告収集、出頭要請、質問、立入検査	56	151	188	180	184	186	191	182	125	172	47
	改善勧告	10	25	33	60	45	37	38	31	38	38	0
	公表	0	0	0	2	1	2	1	1	5	0	-5
	改善命令	0	0	6	0	1	0	1	2	4	1	-3
	指定の効力の全部・一部停止	0	4	8	4	3	5	8	11	8	11	3
	指定取消	0	0	0	3	7	1	3	3	5	1	-4
	合計	66	180	235	249	241	231	242	230	185	223	38
都道府県・指定・中核市等による指導	一般指導	52	162	163	211	190	189	266	253	200	225	25

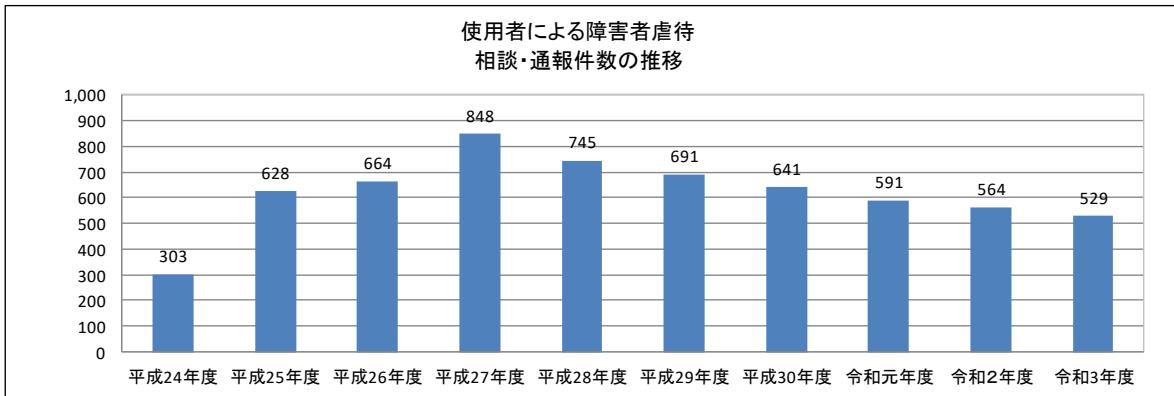
③当該施設等における改善措置の取組状況（経年比較、複数回答）

		平成(年度)							令和(年度)			(件数) R03-R02
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
当該施設等における改善措置	施設・事業所等からの改善計画の提出	54	216	250	319	286	359	469	433	482	585	103
	勧告・命令等への対応	7	31	46	48	46	21	29	36	28	46	18

### 3. 使用者による障害者虐待

#### (1) 相談・通報件数の推移

使用者虐待	平成(年度)							令和(年度)		
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
相談・通報件数(件)	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529



#### (2) 相談・通報・届出者の経年比較（複数回答）

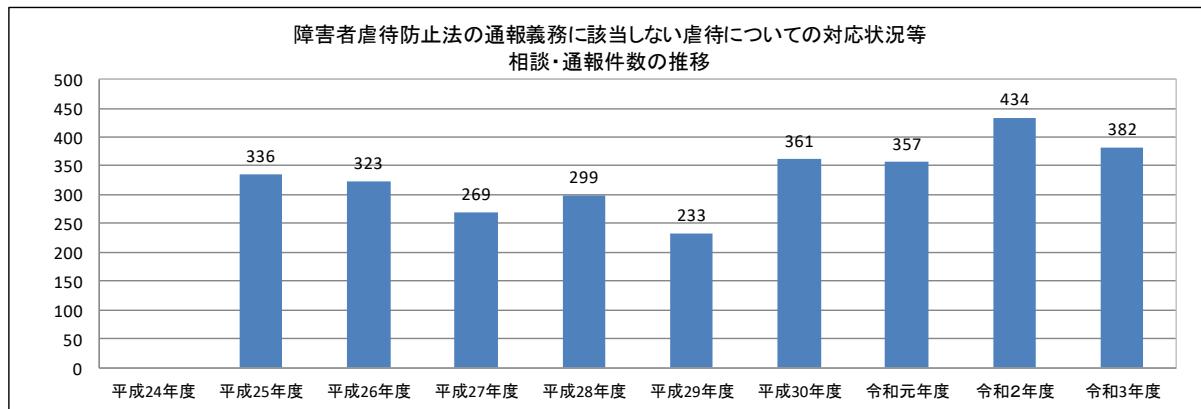
	件数												構成割合													
	平成(年度)						令和(年度)						差 R03- R02	平成(年度)						令和(年度)						差 R03- R02
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	24	25	26	27		
本人による届出	145	302	232	305	263	273	260	263	258	245	-13	47.9%	48.1%	34.9%	36.0%	35.4%	39.5%	40.6%	44.5%	45.7%	46.3%	1.2%				
家族・親族	48	83	89	89	75	77	63	53	50	61	11	15.8%	13.2%	13.4%	10.5%	10.1%	11.1%	9.8%	9.0%	8.9%	11.5%	-0.1%				
近隣住民・知人	31	22	22	20	18	23	18	17	18	12	-6	10.2%	3.5%	3.3%	2.4%	2.4%	3.3%	2.8%	2.9%	3.2%	2.3%	0.3%				
民生委員	2	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0.7%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.2%				
医療機関関係者	3	2	4	3	3	5	5	6	4	6	2	1.0%	0.3%	0.6%	0.4%	0.4%	0.7%	0.8%	1.0%	0.7%	1.1%	-0.3%				
教職員	1	6	3	1	2	1	0	2	0	0	0	0.3%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%				
相談支援専門員・障害福祉施設従事者等	36	63	77	77	59	92	68	61	92	72	-20	11.9%	10.0%	11.6%	9.1%	7.9%	13.3%	10.6%	10.3%	16.3%	13.6%	6.0%				
就業・生活支援センター	-	-	-	-	16	15	10	18	12	15	3	-	-	-	-	-	2.2%	2.2%	1.6%	3.0%	2.1%	2.8%	-0.9%			
職場の同僚	20	24	18	32	35	25	19	19	26	19	-7	6.6%	3.8%	2.7%	3.8%	4.7%	3.6%	3.0%	3.2%	4.6%	3.6%	1.4%				
当該事業所管理者	2	2	7	6	7	4	5	5	5	9	4	0.7%	0.3%	1.1%	0.7%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.9%	1.7%	0.0%				
警察	4	5	3	11	3	10	4	2	5	5	0	1.3%	0.8%	0.5%	1.3%	0.4%	1.4%	0.6%	0.3%	0.9%	0.9%	0.5%				
当該市区町村行政職員	7	14	14	28	18	19	24	39	29	34	5	2.3%	2.2%	4.5%	3.3%	2.4%	2.7%	3.7%	6.6%	5.1%	6.4%	-1.5%				
居宅サービス事業等従事者等	-	-	1	2	0	0	1	0	0	1	1	-	-	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%				
その他	39	129	199	290	253	149	174	141	88	57	-31	12.9%	20.5%	64.0%	34.2%	34.1%	21.6%	27.1%	23.9%	15.6%	10.8%	-8.3%				
不明	23	24	22	24	36	20	9	20	43	19	-24	7.6%	3.8%	7.1%	2.8%	4.8%	2.9%	1.4%	3.4%	7.6%	3.6%	4.2%				
合計	361	677	692	889	788	713	660	647	630	555	-75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談・通報件数	303	628	664	848	745	691	641	591	564	529	-35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

#### 4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

##### (1) 相談・通報件数の推移

障害者虐待防止法の通報義務 に該当しない虐待についての対 応状況等	平成							令和(年度)		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元	2	3
相談・通報件数 (件)	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382



##### (2) 該当機関別にみた相談・通報件数の推移

	件数										構成割合											
	平成(年度)						令和(年度)				差 R03- R02	平成(年度)						令和(年度)			差 R03- R02	
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
学校	-	40	30	19	26	24	32	28	31	26	-5	-	11.9%	9.3%	7.1%	8.7%	10.3%	8.9%	7.8%	7.1%	6.8%	-0.3%
保育所等	-	8	2	1	6	1	4	3	2	1	-1	-	2.4%	0.6%	0.4%	2.0%	0.4%	1.1%	0.8%	0.5%	0.3%	-0.2%
医療機関	-	88	80	80	65	68	68	65	97	80	-17	-	26.2%	24.8%	29.7%	21.7%	29.2%	18.8%	18.2%	22.4%	20.9%	-1.4%
官公署	-	37	40	36	20	32	81	67	68	72	4	-	11.0%	12.4%	13.4%	6.7%	13.7%	22.4%	18.8%	15.7%	18.8%	3.2%
その他	-	145	152	114	145	99	162	169	205	177	-28	-	43.2%	47.1%	42.4%	48.5%	42.5%	44.9%	47.3%	47.2%	46.3%	-0.9%
不明	-	18	19	19	37	9	14	25	31	26	-5	-	5.4%	5.9%	7.1%	12.4%	3.9%	3.9%	7.0%	7.1%	6.8%	-0.3%
合計	-	336	323	269	299	233	361	357	434	382	-52	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

※構成割合は、相談・通報件数に対するもの。

## 5. 体制整備状況

### (1) 市区町村

#### 【障害者虐待防止センターの設置状況】

			平成(年度)							令和(年度)			差 R03- R02
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
障害者虐待防止セ ンターの設置状況	直営のみ	市町村数	1,443	1,375	1,370	1,362	1,360	1,356	1,348	1,344	1,345	1,340	-5
		構成割合	83.0%	79.1%	78.9%	78.4%	78.3%	78.1%	77.6%	77.4%	77.4%	77.1%	-0.2%
	委託のみ	市町村数	113	146	154	163	170	169	178	181	196	193	-3
		構成割合	6.5%	8.4%	8.9%	9.4%	9.8%	9.7%	10.2%	10.4%	11.3%	11.1%	-0.2%
	直営と委託の両方	市町村数	182	217	213	212	207	211	211	212	196	204	8
		構成割合	10.5%	12.5%	12.2%	12.2%	11.9%	12.1%	12.1%	12.2%	11.3%	11.7%	0.5%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。

#### 【市区町村における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)			差 R03- R02
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町村数	1,509	1,326	1,441	1,434	1,422	1,397	1,399	1,404	1,387	1,370	-17	
		構成割合	86.8%	76.3%	83.0%	82.6%	81.9%	80.4%	80.5%	80.8%	79.9%	78.9%	-1.0%
	障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町村数	493	552	592	576	595	1,214	1,262	1,309	1,319	1,353	34
		構成割合	28.4%	31.8%	34.1%	33.2%	34.3%	69.9%	72.7%	75.4%	75.9%	77.9%	2.0%
	障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町村数	1,250	1,235	1,256	1,253	1,260	1,238	1,258	1,226	1,153	1,162	9
		構成割合	71.9%	71.1%	72.3%	72.1%	72.5%	71.3%	72.4%	70.6%	66.4%	66.9%	0.5%
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市町村数	1,118	986	898	895	875	814	781	769	744	729	-15	
		構成割合	64.3%	56.7%	51.7%	51.5%	50.4%	46.9%	45.0%	44.3%	42.9%	42.0%	-0.9%
	障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町村数	980	952	937	948	952	879	883	886	861	865	4
		構成割合	56.4%	54.8%	53.9%	54.6%	54.8%	50.6%	50.8%	51.0%	49.6%	49.8%	0.2%
	障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市町村数	-	524	568	629	657	639	626	639	661	667	6
		構成割合	-	30.1%	32.7%	36.2%	37.8%	36.8%	36.0%	36.8%	38.1%	38.4%	0.3%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町村数	770	833	879	918	962	981	981	994	1,018	1,001	-17	
		構成割合	44.3%	47.9%	50.6%	52.8%	55.4%	56.5%	56.5%	57.2%	58.6%	57.6%	-1.0%
	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	751	830	879	905	922	923	947	991	1,032	1,052	20
		構成割合	43.2%	47.8%	50.6%	52.1%	53.1%	53.1%	54.5%	57.1%	59.4%	60.6%	1.2%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市町村数	-	548	645	667	733	751	763	778	823	827	4	
	構成割合	-	31.5%	37.1%	38.4%	42.2%	43.2%	43.9%	44.8%	47.4%	47.6%	0.2%	
	専門職が参加した個別ケース会議の実施	市町村数	-	365	423	474	513	536	549	557	582	566	-16
	構成割合	-	21.0%	24.4%	27.3%	29.5%	30.9%	31.6%	32.1%	33.5%	32.6%	-0.9%	

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

	市町村数	平成(年度)							令和(年度)			差 R03- R02
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町村数	549	550	550	535	547	521	505	491	476	462	-14
	構成割合	31.6%	31.6%	31.7%	30.8%	31.5%	30.0%	29.1%	28.3%	27.4%	26.6%	-0.8%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町村数	800	799	789	776	742	704	704	691	683	682	-1
	構成割合	46.0%	46.0%	45.4%	44.7%	42.7%	40.5%	40.5%	39.8%	39.3%	39.3%	-0.1%
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	市町村数	656	779	848	917	—	—	—	—	—	—	-
	構成割合	37.7%	44.8%	48.8%	52.8%	—	—	—	—	—	—	-
緊急時の受け入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町村数	—	—	—	—	692	715	728	747	795	803	8
	構成割合	—	—	—	—	39.8%	41.2%	41.9%	43.0%	45.8%	46.2%	0.5%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
	構成割合	40.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-
マニュアルの作成	市町村数	—	549	586	621	657	667	663	677	680	665	-15
	構成割合	—	31.6%	33.7%	35.8%	37.8%	38.4%	38.2%	39.0%	39.1%	38.3%	-0.9%
業務指針の作成	市町村数	—	366	370	389	404	406	409	420	419	412	-7
	構成割合	—	21.1%	21.3%	22.4%	23.3%	23.4%	23.5%	24.2%	24.1%	23.7%	-0.4%
対応フロー図の作成	市町村数	—	639	662	717	738	738	737	752	745	734	-11
	構成割合	—	36.8%	38.1%	41.3%	42.5%	42.5%	42.4%	43.3%	42.9%	42.3%	-0.6%
事例集の作成	市町村数	—	68	85	110	104	107	103	105	105	94	-11
	構成割合	—	3.9%	4.9%	6.3%	6.0%	6.2%	5.9%	6.0%	6.0%	5.4%	-0.6%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町村数	548	591	651	704	746	769	824	845	850	823	-27
	構成割合	31.5%	34.0%	37.5%	40.5%	42.9%	44.3%	47.4%	48.6%	48.9%	47.4%	-1.6%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	397	432	465	500	501	517	538	531	511	-20
	構成割合	—	22.8%	24.9%	26.8%	28.8%	28.8%	29.8%	31.0%	30.6%	29.4%	-1.2%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	365	406	447	484	487	512	524	530	503
	構成割合	—	21.0%	23.4%	25.7%	27.9%	28.0%	29.5%	30.2%	30.5%	29.0%	-1.6%
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	267	312	344	368	362	384	395	407	403	-4
	構成割合	—	15.4%	18.0%	19.8%	21.2%	20.8%	22.1%	22.7%	23.4%	23.2%	-0.2%
	官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市町村数	—	271	309	361	385	387	402	407	401	388
	構成割合	—	15.6%	17.8%	20.8%	22.2%	22.3%	23.1%	23.4%	23.1%	22.3%	-0.7%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るために相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町村数	577	607	715	752	775	502	415	444	474	498	24
	構成割合	33.2%	34.9%	41.2%	43.3%	44.6%	28.9%	23.9%	25.8%	27.3%	28.7%	1.4%

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため、平成24年度、平成25年度の母数は1,738。平成26年度以降の母数は1,737。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

## (2) 都道府県

### 【障害者権利擁護センターの設置状況】

			平成							令和(年度)			差 R03- R02
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
障害者権利擁護セ ンターの設置状況	直営のみ	都道府県数	29	31	30	30	29	30	30	30	30	30	0
		構成割合	61.7%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	63.8%	0.0%
	委託のみ	都道府県数	9	8	11	10	10	10	11	12	11	12	1
		構成割合	19.1%	17.0%	23.4%	21.3%	21.3%	21.3%	23.4%	25.5%	23.4%	25.5%	2.1%
	直営と委託の両方	都道府県数	9	8	6	7	8	7	6	5	6	5	-1
		構成割合	19.1%	17.0%	12.8%	14.9%	17.0%	14.9%	12.8%	10.6%	12.8%	10.6%	-2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

### 【都道府県における体制整備等に関する状況 経年比較 ※「実施済み」のみ】

			平成(年度)							令和(年度)			差 R03- R02
			24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	0
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	26	27	28	28	29	31	32	33	35	35	35	0
	構成割合	55.3%	57.4%	59.6%	59.6%	61.7%	66.0%	68.1%	70.2%	74.5%	74.5%	74.5%	0.0%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	46	47	47	47	47	46	46	45	46	46	1
	構成割合	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	97.9%	95.7%	97.9%	97.9%	2.1%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	39	38	35	35	36	33	34	32	33	33	33	0
	構成割合	83.0%	80.9%	74.5%	74.5%	76.6%	70.2%	72.3%	68.1%	70.2%	70.2%	70.2%	0.0%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	46	47	46	47	47	45	45	45	46	47	47	1
	構成割合	97.9%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	95.7%	95.7%	95.7%	97.9%	100.0%	100.0%	2.1%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一緒に運営	都道府県数	—	3	0	5	6	6	7	7	8	8	8	1
	構成割合	—	6.4%	0.0%	10.6%	12.8%	12.8%	12.8%	14.9%	14.9%	17.0%	17.0%	2.1%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなネットワーク構築に限らず既存の協議会等の組織、ネットワークを活用している場合も含む。)	都道府県数	36	33	33	35	34	31	30	30	29	29	29	0
	構成割合	76.6%	70.2%	70.2%	74.5%	72.3%	66.0%	63.8%	63.8%	61.7%	61.7%	61.7%	0.0%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	30	28	30	31	30	30	28	28	28	28	0
	構成割合	59.6%	63.8%	59.6%	63.8%	66.0%	63.8%	63.8%	59.6%	59.6%	59.6%	59.6%	0.0%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	43	45	46	44	41	39	38	37	38	36	36	-2
	構成割合	91.5%	95.7%	97.9%	93.6%	87.2%	83.0%	80.9%	78.7%	80.9%	76.6%	76.6%	-4.3%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を探るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	21	19	19	20	18	16	16	14	15	13	13	-2
	構成割合	44.7%	40.4%	40.4%	42.6%	38.3%	34.0%	34.0%	29.8%	31.9%	27.7%	27.7%	-4.3%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

		平成(年度)							令和(年度)			差 R03- R02	
		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3		
		都道府県数	38	40	42	42	44	43	43	42	44	46	2
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介を行える体制の整備		構成割合	80.9%	85.1%	89.4%	89.4%	93.6%	91.5%	91.5%	89.4%	93.6%	97.9%	4.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行える体制の整備		都道府県数	41	40	43	44	44	45	46	46	47	47	0
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供		構成割合	87.2%	85.1%	91.5%	93.6%	93.6%	95.7%	97.9%	97.9%	100.0%	100.0%	0.0%
本調査年度において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数		都道府県数	33	30	33	34	33	34	36	36	39	40	1
		構成割合	70.2%	63.8%	70.2%	72.3%	70.2%	72.3%	76.6%	76.6%	83.0%	85.1%	2.1%
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備		都道府県数	—	—	—	—	—	—	2	1	2	2	0
虐待事例の調査、対応、検証等(個別ケース会議)における専門職の参加		構成割合	—	—	—	—	—	—	4.3%	2.1%	4.3%	4.3%	0.0%
		都道府県数	—	24	27	29	31	28	26	23	22	25	3
		構成割合	—	51.1%	57.4%	61.7%	66.0%	59.6%	55.3%	48.9%	46.8%	53.2%	6.4%
専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施		都道府県数	—	23	23	24	25	23	20	18	17	14	-3
		構成割合	—	48.9%	48.9%	51.1%	53.2%	48.9%	42.6%	38.3%	36.2%	29.8%	-6.4%
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成		都道府県数	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		構成割合	63.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マニュアルの作成		都道府県数	—	22	25	25	25	25	28	26	25	27	2
		構成割合	—	46.8%	53.2%	53.2%	53.2%	53.2%	59.6%	55.3%	53.2%	57.4%	4.3%
業務指針の作成		都道府県数	—	17	16	17	16	15	17	17	16	15	-1
		構成割合	—	36.2%	34.0%	36.2%	34.0%	31.9%	36.2%	36.2%	34.0%	31.9%	-2.1%
対応フロー図の作成		都道府県数	—	31	29	28	33	34	31	30	28	30	2
		構成割合	—	66.0%	61.7%	59.6%	70.2%	72.3%	66.0%	63.8%	59.6%	63.8%	4.3%
事例集の作成		都道府県数	—	7	9	13	16	16	15	15	16	15	-1
		構成割合	—	14.9%	19.1%	27.7%	34.0%	34.0%	31.9%	31.9%	34.0%	31.9%	-2.1%
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「保育所」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付		都道府県数	25	22	24	27	26	29	28	29	30	28	-2
		構成割合	53.2%	46.8%	51.1%	57.4%	55.3%	61.7%	59.6%	61.7%	63.8%	59.6%	-4.3%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等の虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	—	11	12	13	12	12	11	13	15	0
	構成割合	—	23.4%	25.5%	27.7%	25.5%	25.5%	23.4%	27.7%	31.9%	31.9%	0.0%	
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	—	15	14	15	14	16	14	16	15	-2
	構成割合	—	31.9%	29.8%	31.9%	29.8%	34.0%	29.8%	34.0%	31.9%	27.7%	-4.3%	
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	—	13	12	14	13	15	13	15	15	15	0
		構成割合	—	27.7%	25.5%	29.8%	27.7%	31.9%	27.7%	31.9%	31.9%	31.9%	0.0%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等		都道府県数	—	10	10	12	12	14	12	14	15	16	1
		構成割合	—	21.3%	21.3%	25.5%	25.5%	29.8%	25.5%	29.8%	31.9%	34.0%	2.1%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。赤字部分は調査票の改定により前年度までと傾向が変更となった項目。

### 参考資料3 平成29年度～令和3年度の5ヶ年の調査結果を用いた集計

ここでは、養護者虐待に関する平成29年度から令和3年度の5ヵ年分のデータを用いて養護者虐待に関する「被虐待者の基本属性別有意差分析」のクロス集計を行った。

集計結果表を以下に示す。

被虐待者の基本属性別有意差分析（その1 性別・年齢別）※5カ年データ

		全体	性別			年齢							
			男性	女性	有意差	中学生以下	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	有意差
全体		8,639 100%	3,076 100%	5,563 100%		77 100%	619 100%	1,839 100%	1,458 100%	1,854 100%	1,788 100%	997 100%	
虐待の類型	身体的虐待	5,574 64.5%	1,855 60.3%	3,719 *** 66.9%		51 66.2%	364 58.8%	1,059 57.6%	946 64.9%	1,241 66.9%	1,212 67.8%	698 *** 70.0%	
	性的虐待	312 3.6%	13 0.4%	299 *** 5.4%		4 5.2%	67 10.8%	106 5.8%	64 4.4%	41 2.2%	20 1.1%	10 *** 1.0%	
	心理的虐待	2,650 30.7%	883 28.7%	1,767 ** 31.8%		22 28.6%	219 35.4%	581 31.6%	452 31.0%	571 30.8%	506 28.3%	297 29.8%	
	放棄、放置(ネグレクト)	1,213 14.0%	552 17.9%	661 *** 11.9%		18 23.4%	127 20.5%	274 14.9%	178 12.2%	254 13.7%	227 12.7%	134 *** 13.4%	
	経済的虐待	1,650 19.1%	699 22.7%	951 *** 17.1%		0 0.0%	61 9.9%	444 24.1%	250 17.1%	307 16.6%	383 21.4%	204 *** 20.5%	
虐待者の統柄	父	2,374 27.5%	1,100 35.8%	1,274 *** 22.9%		32 41.6%	291 47.0%	702 38.2%	533 36.6%	537 29.0%	246 13.8%	33 *** 3.3%	
	母	2,194 25.4%	885 28.8%	1,309 *** 23.5%		46 59.7%	293 47.3%	810 44.0%	428 29.4%	352 19.0%	229 12.8%	35 *** 3.5%	
	夫	1,313 15.2%	18 0.6%	1,295 23.3%		1 1.3%	3 0.5%	93 5.1%	201 13.8%	369 19.9%	399 22.3%	246 *** 24.7%	
	妻	205 2.4%	199 6.5%	6 0.1%		0 0.0%	1 0.2%	9 0.5%	19 1.3%	49 2.6%	74 4.1%	53 *** 5.3%	
	息子	361 4.2%	63 2.0%	296 *** 5.3%		0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	1 0.1%	40 2.2%	151 8.4%	164 *** 16.4%	
	娘	151 1.7%	19 0.6%	132 *** 2.4%		0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%	3 0.2%	15 0.8%	66 3.7%	64 *** 6.4%	
	息子の配偶者(嫁)	8 0.1%	2 0.1%	6 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	6 *** 0.6%	
	娘の配偶者(婿)	9 0.1%	3 0.1%	6 0.1%		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	7 *** 0.7%	
	兄弟	1,178 13.6%	526 17.1%	639 *** 11.5%		0 0.0%	22 3.6%	128 7.0%	154 10.6%	292 15.7%	349 19.5%	220 *** 22.1%	
	姉妹	493 5.7%	183 5.9%	301 5.4%		0 0.0%	6 1.0%	43 2.3%	66 4.5%	131 7.1%	159 8.9%	78 *** 7.8%	
	祖父	37 0.4%	13 0.4%	24 0.4%		3 3.9%	8 1.3%	22 1.2%	3 0.2%	1 0.1%	0 0.0%	0 *** 0.0%	
	祖母	50 0.6%	16 0.5%	34 0.6%		1 1.3%	9 1.5%	30 1.6%	5 0.3%	2 0.1%	1 0.1%	2 *** 0.2%	
	その他	1,035 12.0%	335 10.9%	652 11.7%		3 3.9%	50 8.1%	199 10.8%	193 13.2%	192 10.4%	211 11.8%	136 *** 13.6%	
	不明	14 0.16%	3 0.10%	11 0.20%		0 0.0%	1 0.16%	5 0.27%	2 0.14%	4 0.22%	1 0.06%	1 *** 0.10%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1,788 20.7%	660 21.5%	1,113 20.0%		19 24.7%	93 15.0%	327 17.8%	305 20.9%	363 19.6%	433 24.2%	232 *** 23.3%	
	虐待者の知識や情報の不足	2,205 25.5%	801 26.0%	1,366 24.6%		14 18.2%	158 25.5%	466 25.3%	381 26.1%	472 25.5%	432 24.2%	243 24.4%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	671 7.8%	205 6.7%	460 *** 8.3%		3 3.9%	39 6.3%	151 8.2%	109 7.5%	148 8.0%	133 7.4%	82 8.2%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,487 17.2%	574 18.7%	889 ** 16.0%		14 18.2%	99 16.0%	288 15.7%	247 16.9%	285 15.4%	312 17.4%	218 *** 21.9%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	739 8.6%	236 7.7%	500 * 9.0%		4 5.2%	85 13.7%	167 9.1%	110 7.5%	137 7.4%	154 8.6%	79 *** 7.9%	
	虐待者が虐待と認識していない	3,878 44.9%	1,417 46.1%	2,365 ** 42.5%		23 29.9%	281 45.4%	877 47.7%	689 47.3%	804 43.4%	711 39.8%	394 *** 39.5%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,424 16.5%	472 15.3%	945 * 17.0%		19 24.7%	119 19.2%	294 16.0%	207 14.2%	300 16.2%	298 16.7%	180 * 18.1%	
	虐待者側のその他の要因	889 10.3%	324 10.5%	558 10.0%		4 5.2%	60 9.7%	170 9.2%	128 8.8%	214 11.5%	205 11.5%	99 * 9.9%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,199 25.5%	814 26.5%	1,379 24.8%		22 28.6%	122 19.7%	424 23.1%	362 24.8%	463 25.0%	502 28.1%	295 *** 29.6%	
	被虐待者の行動障害	1,333 15.4%	603 19.6%	725 *** 13.0%		17 22.1%	121 19.5%	331 18.0%	279 19.1%	265 14.3%	198 11.1%	116 *** 11.6%	
	被虐待者側のその他の要因	1,122 13.0%	355 11.5%	763 ** 13.7%		6 7.8%	63 10.2%	230 12.5%	184 12.6%	265 14.3%	249 13.9%	120 12.0%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3,709 42.9%	1,228 39.9%	2,456 *** 44.1%		19 24.7%	282 45.6%	771 41.9%	631 43.3%	793 42.8%	792 44.3%	393 ** 39.4%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,577 18.3%	607 19.7%	955 ** 17.2%		5 6.5%	98 15.8%	406 22.1%	255 17.5%	290 15.6%	327 18.3%	178 *** 17.9%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,276 14.8%	484 15.7%	785 * 14.1%		17 22.1%	105 17.0%	274 14.9%	226 15.5%	252 13.6%	267 14.9%	128 12.8%	
	家庭におけるその他の要因	459 5.3%	166 5.4%	290 5.2%		8 10.4%	42 6.8%	111 6.0%	57 3.9%	112 6.0%	85 4.8%	40 *** 4.0%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合は( )で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その2 障害種別）※5カ年データ

	全体	身体障害			知的障害			精神障害(発達障害を除く)			発達障害			難病等		
		該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差	該当	非該当	有意差
全体	8,639 100%	1,602 100%	7,037 100%		4,370 100%	4,269 100%		3,316 100%	5,323 100%		294 100%	8,345 100%		96 100%	8,543 100%	
虐待の類型	身体的虐待	5,574 64.5%	1,074 67.0%	4,500 * 63.9%	2,620 60.0%	2,954 69.2%	*** 61.6%	2,294 64.3%	3,280 64.5%	*** 64.5%	189 64.3%	5,385 64.5%		58 60.4%	5,516 64.6%	
	性的虐待	312 3.6%	25 1.6%	287 *** 4.1%	222 5.1%	90 2.1%	*** 2.7%	89 4.2%	223 2.0%	*** 3.7%	6 1.0%	306 3.7%		1 1.0%	311 3.6%	
	心理的虐待	2,650 30.7%	476 29.7%	2,174 30.9%	1,206 27.6%	1,444 33.8%	*** 33.9%	1,125 28.6%	1,525 46.6%	*** 30.1%	137 42.7%	2,513 30.5%	*** ***	41 42.7%	2,609 * 30.5%	
	放棄、放置(ネグレクト)	1,213 14.0%	300 18.7%	913 *** 13.0%	728 16.7%	485 *** 11.4%		321 9.7%	892 *** 16.8%		28 9.5%	1,185 * 14.2%		30 31.3%	1,183 *** 13.8%	
	経済的虐待	1,650 19.1%	272 17.0%	1,378 * 19.6%	1,034 23.7%	616 *** 14.4%		504 15.2%	1,146 *** 21.5%		31 10.5%	1,619 *** 19.4%		12 12.5%	1,638 19.2%	
虐待者の統柄	父	2,374 27.5%	348 21.7%	2,026 *** 28.8%	1,485 34.0%	889 *** 20.8%		740 22.3%	1,634 *** 30.7%		121 41.2%	2,253 *** 27.0%		18 18.8%	2,356 27.6%	
	母	2,194 25.4%	404 25.2%	1,790 25.4%	1,483 33.9%	711 *** 16.7%		553 16.7%	1,641 *** 30.8%		86 29.3%	2,108 25.3%		25 26.0%	2,169 25.4%	
	夫	1,313 15.2%	299 18.7%	1,014 *** 14.4%	218 5.0%	1,095 *** 25.7%		821 24.8%	492 *** 9.2%		30 10.2%	1,283 * 15.4%		30 31.3%	1,283 *** 15.0%	
	妻	205 2.4%	89 5.6%	116 *** 1.6%	16 0.4%	189 *** 4.4%		99 3.0%	106 ** 2.0%		9 3.1%	196 2.3%		7 7.3%	198 (**) 2.3%	
	息子	361 4.2%	115 7.2%	246 *** 3.5%	44 1.0%	317 *** 7.4%		209 6.3%	152 *** 2.9%		5 1.7%	356 * 4.3%		7 7.3%	354 4.1%	
	娘	151 1.7%	47 2.9%	104 *** 1.5%	22 0.5%	129 *** 3.0%		87 2.6%	64 *** 1.2%		3 1.0%	148 1.8%		2 2.1%	149 1.7%	
	息子の配偶者(嫁)	8 0.1%	4 0.2%	4 (*) 0.1%	1 0.0%	7 (*) 0.2%		2 0.1%	6 0.1%		0 0.0%	8 0.1%		0 0.0%	8 0.1%	
	娘の配偶者(婿)	9 0.1%	4 0.2%	5 (*) 0.1%	2 0.0%	7 0.2%		4 0.1%	5 0.1%		0 0.0%	9 0.1%		0 0.0%	9 0.1%	
	兄弟	1,178 13.6%	181 11.3%	997 ** 14.2%	630 14.4%	548 * 12.8%		469 14.1%	709 13.3%		18 6.1%	1,160 *** 13.9%		3 3.1%	1,175 ** 13.8%	
	姉妹	493 5.7%	97 6.1%	396 5.6%	297 6.8%	196 *** 4.6%		140 4.2%	353 *** 6.6%		6 2.0%	487 ** 5.8%		7 7.3%	486 5.7%	
	祖父	37 0.4%	3 0.2%	34 0.5%	24 0.5%	13 0.3%		13 0.4%	24 0.5%		4 1.4%	33 (*) 0.4%		1 1.0%	36 0.4%	
	祖母	50 0.6%	5 0.3%	45 0.6%	38 0.9%	12 *** 0.3%		10 0.3%	40 ** 0.8%		3 1.0%	47 0.6%		0 0.0%	50 0.6%	
	その他	1,035 12.0%	132 8.2%	903 *** 12.8%	541 12.4%	494 11.6%		385 11.6%	650 12.2%		31 10.5%	1,004 12.0%		9 9.4%	1,026 12.0%	
	不明	14 0.16%	2 0.12%	12 0.17%	8 0.18%	6 0.14%		2 0.06%	12 0.23%		0 0.00%	14 0.17%		0 0.00%	14 0.16%	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ	1,788 20.7%	457 28.5%	1,331 *** 18.9%	922 21.1%	866 20.3%		617 18.6%	1,171 *** 22.0%		54 18.4%	1,734 20.8%		40 41.7%	1,748 *** 20.5%	
	虐待者の知識や情報の不足	2,205 25.5%	350 21.8%	1,855 *** 26.4%	1,160 26.5%	1,045 * 24.5%		825 24.9%	1,380 25.9%		99 33.7%	2,106 ** 25.2%		20 20.8%	2,185 25.6%	
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	671 7.8%	131 8.2%	540 7.7%	336 7.7%	335 7.8%		264 8.0%	407 7.6%		15 5.1%	656 7.9%		5 5.2%	666 7.8%	
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,487 17.2%	327 20.4%	1,160 *** 16.5%	773 17.7%	714 16.7%		526 15.9%	961 18.1%		58 19.7%	1,429 17.1%		37 38.5%	1,450 *** 17.0%	
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	739 8.6%	138 8.6%	601 8.5%	418 9.6%	321 *** 7.5%		261 7.9%	478 9.0%		26 8.8%	713 8.5%		9 9.4%	730 8.5%	
	虐待者が虐待と認識していない	3,878 44.9%	646 40.3%	3,232 *** 45.9%	2,096 48.0%	1,782 *** 41.7%		1,353 40.8%	2,525 *** 47.4%		128 43.5%	3,750 44.9%		46 47.9%	3,832 44.9%	
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,424 16.5%	234 14.6%	1,190 * 16.9%	682 15.6%	742 * 17.4%		621 18.7%	803 *** 15.1%		56 19.0%	1,368 16.4%		24 25.0%	1,400 * 16.4%	
	虐待者側のその他の要因	889 10.3%	177 11.0%	712 10.1%	463 10.6%	426 10.0%		332 10.0%	557 10.5%		28 9.5%	861 10.3%		13 13.5%	876 10.3%	
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,199 25.5%	577 36.0%	1,622 *** 23.0%	1,143 26.2%	1,056 24.7%		769 23.2%	1,430 *** 26.9%		66 22.4%	2,133 25.6%		49 51.0%	2,150 *** 25.2%	
	被虐待者の行動障害	1,333 15.4%	172 10.7%	1,161 *** 16.5%	877 20.1%	456 *** 10.7%		399 12.0%	934 *** 17.5%		61 20.7%	1,272 * 15.2%		7 7.3%	1,326 * 15.5%	
	被虐待者側のその他の要因	1,122 13.0%	172 10.7%	950 ** 13.5%	458 10.5%	664 *** 15.6%		541 16.3%	581 *** 10.9%		46 15.6%	1,076 12.9%		10 10.4%	1,112 13.0%	
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	3,709 42.9%	660 41.2%	3,049 43.3%	1,648 37.7%	2,061 *** 48.3%		1,602 48.3%	2,107 *** 39.6%		152 51.7%	3,557 ** 42.6%		40 41.7%	3,669 42.9%	
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,577 18.3%	286 17.9%	1,291 18.3%	918 21.0%	659 *** 15.4%		517 15.6%	1,060 *** 19.9%		40 13.6%	1,537 * 18.4%		21 21.9%	1,556 18.2%	
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,276 14.8%	203 12.7%	1,073 ** 15.2%	746 17.1%	530 *** 12.4%		448 13.5%	828 ** 15.6%		51 17.3%	1,225 14.7%		20 20.8%	1,256 14.7%	
	家庭におけるその他の要因	459 5.3%	81 5.1%	378 5.4%	269 6.2%	190 *** 4.5%		161 4.9%	298 5.6%		21 7.1%	438 5.2%		8 8.3%	451 5.3%	

※有意差:期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合には()で表示

被虐待者の基本属性別有意差分析（その3 行動障害の有無別）※5カ年データ

		全体	行動障害				
			強い行動障害がある(区分3、行動関連項目8点以上)	認定調査を受けではないが、①と同程度の行動障害がある	行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	行動障害がない	行動障害の有無不明
全体		8,639 100%	1,005 100%	164 100%	1,259 100%	5,904 100%	307 100%
虐待の類型	身体的虐待	5,574 64.5%	697 69.4%	110 67.1%	876 69.6%	3,678 62.3%	213 69.4% ***
	性的虐待	312 3.6%	21 2.1%	2 1.2%	50 4.0%	228 3.9%	11 3.6% *
	心理的虐待	2,650 30.7%	214 21.3%	37 22.6%	374 29.7%	1,949 33.0%	76 24.8% ***
	放棄、放置(ネグレクト)	1,213 14.0%	196 19.5%	40 24.4%	172 13.7%	778 13.2%	27 8.8% ***
	経済的虐待	1,650 19.1%	137 13.6%	20 12.2%	194 15.4%	1,248 21.1%	51 16.6% ***
虐待者の続柄	父	2,374 27.5%	385 38.3%	51 31.1%	403 32.0%	1,476 25.0%	59 19.2% ***
	母	2,194 25.4%	393 39.1%	51 31.1%	348 27.6%	1,346 22.8%	56 18.2% ***
	夫	1,313 15.2%	37 3.7%	18 11.0%	157 12.5%	1,018 17.2%	83 27.0% ***
	妻	205 2.4%	8 0.8%	2 1.2%	13 1.0%	175 3.0%	7 2.3% (***)
	息子	361 4.2%	10 1.0%	6 3.7%	49 3.9%	282 4.8%	12 3.9% ***
	娘	151 1.7%	4 0.4%	2 1.2%	15 1.2%	119 2.0%	11 3.6% (***)
	息子の配偶者(嫁)	8 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	6 0.1%	0 0.0%
	娘の配偶者(婿)	9 0.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.2%	7 0.1%	0 0.0%
	兄弟	1,178 13.6%	130 12.9%	24 14.6%	175 13.9%	799 13.5%	37 12.1%
	姉妹	493 5.7%	59 5.9%	9 5.5%	75 6.0%	326 5.5%	15 4.9%
	祖父	37 0.4%	6 0.6%	0 0.0%	7 0.6%	24 0.4%	0 0.0%
	祖母	50 0.6%	8 0.8%	0 0.0%	8 0.6%	32 0.5%	2 0.7%
	その他	1,035 12.0%	58 5.8%	17 10.4%	128 10.2%	748 12.7%	36 11.7% ***
	不明	14 0.16%	2 0.20%	0 0.00%	2 0.16%	9 0.15%	1 0.33%
虐待者の側の要因	虐待者の介護疲れ	1,788 20.7%	365 36.3%	57 34.8%	350 27.8%	966 16.4%	35 11.4% ***
	虐待者の知識や情報の不足	2,205 25.5%	279 27.8%	56 34.1%	398 31.6%	1,367 23.2%	67 21.8% ***
	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	671 7.8%	46 4.6%	8 4.9%	69 5.5%	523 8.9%	19 6.2% ***
	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	1,487 17.2%	276 27.5%	40 24.4%	296 23.5%	814 13.8%	37 12.1% ***
	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	739 8.6%	106 10.5%	15 9.1%	132 10.5%	465 7.9%	18 5.9% **
	虐待者が虐待と認識していない	3,878 44.9%	418 41.6%	65 39.6%	552 43.8%	2,630 44.5%	117 38.1%
	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	1,424 16.5%	143 14.2%	20 12.2%	205 16.3%	1,006 17.0%	43 14.0%
	虐待者側のその他の要因	889 10.3%	75 7.5%	15 9.1%	113 9.0%	612 10.4%	67 21.8% ***
被虐待者側の要因	被虐待者の介護度や支援度の高さ	2,199 25.5%	418 41.6%	57 34.8%	327 26.0%	1,347 22.8%	44 14.3% ***
	被虐待者の行動障害	1,333 15.4%	557 55.4%	98 59.8%	509 40.4%	154 2.6%	10 3.3% ***
	被虐待者側のその他の要因	1,122 13.0%	40 4.0%	6 3.7%	102 8.1%	907 15.4%	63 20.5% ***
家庭環境	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの間関係	3,709 42.9%	367 36.5%	69 42.1%	549 43.6%	2,595 44.0%	104 33.9% ***
	家庭における経済的困窮(経済的問題)	1,577 18.3%	152 15.1%	28 17.1%	220 17.5%	1,124 19.0%	38 12.4% **
	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	1,276 14.8%	171 17.0%	28 17.1%	214 17.0%	827 14.0%	29 9.4% ***
	家庭におけるその他の要因	459 5.3%	65 6.5%	11 6.7%	54 4.3%	284 4.8%	42 13.7% ***

※有意差：期待度数が1未満のセルがある場合、または、5未満のセルが20%以上の場合に( )で表示

令和4年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業

令和4年度  
「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」調査研究事業  
報告書

令和5（2023）年 3月

一般財団法人 日本総合研究所